



第五次北谷町総合計画

基本構想・前期基本計画

夢ひろがる 人つながる とともに生きる
ニライの都市（まち）・北谷



第五次北谷町総合計画

基本構想・前期基本計画



「第五次北谷町総合計画 基本構想・ 前期基本計画」 策定にあたって



本町は、これまで四次にわたる総合計画を策定し、「ニライの都市（まち）」～自然と人間が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会～を基本理念に掲げ、各施策を展開してまいりました。町民の皆さまをはじめとする関係各位のまちづくりに対する情熱とたゆまぬ努力により、県内外から多くの人が集まる賑わいと活気のあるまちへと発展を続けております。

しかし、少子高齢社会の到来に伴う人口減少や社会保障費の増大、消費増税に伴う景気動向の不透明感、隣接するアジア諸国の著しい経済成長、未だ程遠い東日本大震災からの復興等、我が国を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

一方、平成23年5月の地方自治法の一部改正により、市町村における基本構想策定義務は撤廃され、まちづくりの手法は個々の地方自治体に委ねられることとなりました。

本町では、それらの社会情勢等を踏まえ、総合的かつ計画的に町政を運営するために、「まちづくりの基本理念」や町の目指す新しい「将来像」、それを実現するための「まちづくりの目標」等を定める総合的な町の最上位計画の策定が必要であると判断し、「第五次北谷町総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定いたしました。

本計画の特徴は、町民参加による計画作成にあります。一般公募の町民等で構成する「まちづくり町民会議」を設置し、町民の皆さまから広くまちづくりへの意見等を賜りました。

本計画を着実に進め、今後とも、北谷らしい魅力あるまちづくりを推進していくため、「ニライの都市（まち）」を目指し、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

結びになりますが、本計画を策定するにあたりご提言を賜りましたまちづくり町民会議の皆さま、専門的な見地から貴重なご意見を賜りました北谷町総合計画審議会委員の皆さまをはじめとする関係各位のご尽力に心から感謝を申し上げます。

平成26年8月

北谷町長 野国 昌春

目次

序章

1	はじめに	2
(1)	総合計画策定について	2
(2)	北谷町の概況	4
2	配慮すべき社会情勢	7
(1)	国際化・グローバル化	7
(2)	産業・経済	8
(3)	人口減少・少子高齢化	9
(4)	安全・安心な社会	11
(5)	地球温暖化・環境保全	12
(6)	教育・生涯学習・文化	13
(7)	コミュニティ・協働のまちづくり	14
(8)	地方分権・行財政運営	15

基本構想

1	まちづくりの基本理念	18
2	将来像	20
(1)	将来人口	21
(2)	土地利用	22
3	まちづくりの目標	24
(1)	分野別目標	24
	まちづくりの目標1 平和の心を育み、個性が輝くまち	26
	～『平和・男女共同参画』～	
	まちづくりの目標2 夢が生まれ活気あふれる元気なまち	27
	～『産業・経済・跡地利用』～	
	まちづくりの目標3 色々な絆で支え合い	
	誰もがいきいきと住み続けられるまち	28
	～『健康・子育て・福祉』～	
	まちづくりの目標4 誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち	29
	～『街づくり・防災・防犯』～	
	まちづくりの目標5 自然とともに生きるまち	31
	～『環境・自然』～	
	まちづくりの目標6 豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち	32
	～『教育・文化・スポーツ』～	
(2)	まちづくりの目標を実現するため	34
1)	協働のまちづくり	34
2)	行財政運営	35

基本計画

1 前期基本計画策定の基本方針	38
(1) 計画の目的と役割	38
(2) 計画の期間	38
(3) 計画の構成	38
(4) 計画の見方	38
(5) 施策体系図	39
2 まちづくりの目標	45
(1) 分野別目標	45
まちづくりの目標1『平和の心を育み、個性が輝くまち』	45
～平和・男女共同参画～	
施策1 平和の推進	46
施策2 基地問題への対応	48
施策3 国内外交流の推進	50
施策4 男女共同参画のまちづくり	52
施策5 人権尊重の意識啓発	54
まちづくりの目標2『夢が生まれ活気あふれる元気なまち』	57
～産業・経済・跡地利用～	
施策6 観光業の振興	58
施策7 商工業の振興	61
施策8 水産業の振興	63
施策9 生きがい農業の振興	65
施策10 跡地利用の推進	66
施策11 企業立地の促進	68
施策12 就業者等への支援	70
まちづくりの目標3『色々な絆で支え合い 誰もがいきいきと住み続けられるまち』	73
～健康・子育て・福祉～	
施策13 健康づくりの推進	74
施策14 子育て支援の推進	76
施策15 地域福祉の推進	80
施策16 社会保障制度の周知・相談	82
施策17 障がい福祉の推進	85
施策18 高齢者福祉の推進	87

まちづくりの目標4『誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち』 89

～街づくり・防災・防犯～

施策 19	居住環境の向上	90
施策 20	町営住宅の整備	91
施策 21	道路・交通ネットワークの充実	93
施策 22	景観の形成	95
施策 23	適切な土地利用の誘導	96
施策 24	上下水道の整備	98
施策 25	災害対応・消防・救急体制の強化	99
施策 26	防犯・交通安全活動の推進	101
施策 27	消費者保護の推進	102

まちづくりの目標5『自然とともに生きるまち』 103

～環境・自然～

施策 28	自然環境の保全	104
施策 29	循環型社会の構築	106
施策 30	環境衛生の向上	108

まちづくりの目標6『豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち』 111

～教育・文化・スポーツ～

施策 31	青少年健全育成	112
施策 32	幼児教育の充実	113
施策 33	義務教育の充実	115
施策 34	生涯学習の振興	119
施策 35	生涯スポーツの推進	120
施策 36	文化財の保全と文化の振興	122
施策 37	学びのまち・北谷	124

(2) まちづくりの目標を実現するために 127

1) 協働のまちづくり 127

施策 38	住民参加のまちづくり	128
施策 39	コミュニティ活動の充実	130
施策 40	情報共有の推進	131

2) 行財政運営 135

施策 41	効率的・効果的な行政運営の推進	136
施策 42	健全な財政運営	138

資料編

1	北谷町総合計画条例	144
2	北谷町総合計画審議会規則	146
3	北谷町総合計画策定委員会設置規程	147
4	北谷町総合計画策定体制	148
5	第五次北谷町総合計画審議会諮問	149
6	第五次北谷町総合計画審議会答申（基本構想）	150
7	第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧	151
8	第五次北谷町総合計画審議会答申（前期基本計画）	162
9	第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧	163
10	まちづくり町民会議提言書（第Ⅰ～第Ⅳ部会）	166
11	第五次北谷町総合計画審議会委員	167
12	第五次北谷町総合計画策定委員会委員	167
13	第五次北谷町総合計画策定部会委員	168
14	第五次北谷町まちづくり町民会議委員	168
15	第五次北谷町総合計画策定の経緯	169
16	用語解説	170

序 章





1 はじめに

(1) 総合計画策定について

1) 総合計画策定の意義

総合計画は、本町の将来の長期的な展望の下に、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるものです。

本町は、これまで四次にわたる総合計画を策定し、それぞれの10年間のまちづくりの方向性を定め、諸施策を展開してきました。

平成14年度に策定した第四次北谷町総合計画では、『ニライの都市』～自然と人間が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会～をまちづくりの基本理念に掲げ、住民の豊かな生活と魅力ある地域社会の実現を目指したまちづくりを進めてきました。その結果、「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」構想の実現によって、美浜・ハンビー地区は若者等が集う賑わいのあるまちとして発展を遂げるなど、様々な成果をあげています。

一方、少子高齢社会の到来に伴う人口減少、リーマン・ショック[※]を発端とした世界金融危機による日本経済の低迷、隣接するアジア諸国の著しい経済成長、甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興等、我が国を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

また、住民の価値観やライフスタイルも多様化し、社会情勢とともに個人の意識も大きく変化しています。

地方分権一括法[※]が施行されて以降、国と地方自治体はこれまでの上下・主従から対等・協力の関係に改められました。地方自治法の改正により、これまで同法によって義務づけられていた地方自治体の総合計画の策定が廃止となり、まちづくりの手法は個々の地方自治体に委ねられています。

このような状況においても、住民生活を豊かにし、本町のさらなる発展に繋げていくためには、長期的・総合的な展望に基づいて、あらゆる施策を着実に進めていく必要があります。

地方分権が進展する中、多様化する住民ニーズを反映した行政運営を行うためには、住民と行政がともに知恵を出し合い、様々な地域課題の解決に向けて、協働[※]のまちづくりを進める必要があります。

本町の今後の「羅針盤」となる総合計画は、住民、事業所をはじめとした本町に関わる様々な人が共感し、共有できる目標とします。

「沖縄21世紀ビジョン[※]」をはじめとした各種上位関連計画を踏まえながら、今後10年間で本町が目指すまちづくりの目標と、それを実現するための手法を示す計画として第五次北谷町総合計画を策定します。



2) 総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画で構成します。

①基本構想

基本構想は、本町のまちづくりの基本的な理念であり、本町の目指す新しい将来像及びまちづくりの目標を示しています。

②基本計画

基本計画は、基本構想における将来像及びまちづくりの目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示しています。

総合計画の推進に当たっては、計画策定 (Plan)、実行 (Do)、検証 (Check)、改善 (Action) のサイクル[※]を基本に、中間地点である4年目を目途に前期基本計画の客観的評価を実施し、後期基本計画を策定します。

3) 総合計画の前提条件

①計画期間

第五次北谷町総合計画・基本構想は、平成25年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする9年間の計画とします。

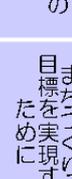
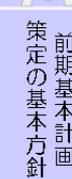
前期基本計画の計画期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間の計画とし、後期基本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画の推進に当たり、社会経済情勢に大きな変化があった場合は、施策の見直しを行い、効率的・効果的な行政運営を図ります。

※第五次北谷町総合計画については、沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画[※]」と目標年度を合わせるため、第五次北谷町総合計画・基本構想の計画期間を9年間とします。

②対象区域

北谷町総合計画の区域は、町域全体とします。駐留軍用地は本町の計画に基づいて、その返還を求め、有効活用を図ります。





(2) 北谷町の概況

1) 地勢

本町は、沖縄本島中部に位置し、北は嘉手納町、南は宜野湾市、東は沖縄市と北中城村に接しており、西側はすべて東シナ海に面しています。町の総面積は 13.78k m²、南北約 6.0 km、東西約 4.3 km のやや長方形をなしています。

地形は、西部の東シナ海に沿った海岸低地、東部の標高 40~120m のなだらかな台地や丘陵から構成されています。

本町の土質は、珊瑚石灰岩土層、国頭礫層、泥灰岩土層、海成沖積土層から成り立っています。これを地域別にみると、謝苺一帯は珊瑚石灰岩土層、上勢頭一帯は国頭礫層、玉上一帯は泥灰岩土層、北谷・北前一帯は海成沖積土層でできています。

2) 沿革

近代の北谷間切[※]は 12 の「むら」（北谷、伝道、玉代勢、桑江、伊礼、平安山、浜川、砂辺、野国、野里、屋良、嘉手納）から成り立っていましたが、明治 41 年に特別町村制が布かれ、12 のむらはそれぞれ「字」となり、間切は「村」と改められました。

戦前の北谷は農村として栄え、特に字北谷を中心とした玉代勢、伝道の「北谷三箇」にまたがる水田は「北谷ターブックウ」と呼ばれ、県下の三大美田の一つに数えられていました。しかし、第二次世界大戦を境に、北谷村は大きく変貌していきます。

第二次世界大戦末期の昭和 20 年 4 月、米軍が北谷海岸から上陸したため、住民は沖縄本島北部の宜野座や金武に避難を余儀なくされました。日本の敗戦によってようやく悲惨な沖縄戦は終わったものの、村全域は米軍の占領地となり、田畑は兵舎や飛行場へと姿を変え、住民は帰る場所を失いました。

戦後は村内への立ち入りが禁止されていたため、昭和 21 年 4 月、隣の越来村（現沖縄市）嘉間良に仮役場を設け、行政を開始することとなりました。

半年後の 10 月に桃原地域の一部に居住が許可されたため、役場を移転し荒れ果てた村の復興に取りかかることとなりました。居住許可地域も次第に拡大され村民も次々と戻ってきました。

しかし、地勢の良い平坦地は返還されず、人々は起伏のある斜面地への居住を余儀なくされました。

昭和 23 年には米軍による嘉手納飛行場の大幅な拡張に伴い、村が完全に二分されました。交通機関が発達していない当時としては、行政を進める上で大きな支障をきたしたことから、野国、野里、屋良、嘉手納地域が嘉手納村として分村されることとなりました。

村の大半を占める基地の存在は村の振興の妨げとなっていたことから、北谷村は米軍基地の返還要請を行い続け、昭和 28 年に北前、昭和 29 年に砂辺、浜川地域が返還されました。

昭和 45 年に嘉手納飛行場（上勢頭地域）の一部が返還され、本土復帰後の昭和 48 年若夏国体[※]開催時に国道 58 号と沖縄市を結ぶ沖縄北谷線が開通しました。



一方、昭和42年頃から基地接収による住宅地不足の解消を図るため山間地の開発が始まり、栄口区と桑江区が誕生しました。

昭和46年には民間による浜川地先の公有水面埋立の竣工による、宮城区の誕生で村は発展し、昭和54年には人口が1万5千人を超えました。

昭和55年4月、新たな発展を期して町制を施行しました。

町制施行後も町域の大半を占める米軍基地の存在は、まちづくりを行う上で大きな障壁となっていました。

しかし、昭和56年にキャンプ瑞慶覧の一部であるハンビー飛行場[※]とメイ・モスカラ射撃訓練場[※]が返還されました。

また、返還跡地の効率的な土地利用を図るため、メイ・モスカラ射撃訓練場の背後地に公有水面埋立が実施され、西海岸地域の整備が本格化しました。

公有水面埋立地に、日帰りで誰もが気軽に訪れることができ、「安くて」「近くて」「楽しみのある」リゾートとして、「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」と北谷公園等が形成され、商業の集積が進んだ賑わいと活気のある都市型リゾート地として県内外から脚光を浴びています。

さらに、西海岸一帯の活性化と水産業の振興等を目指した「フィッシャリーナ整備事業」に取り組んでいます。

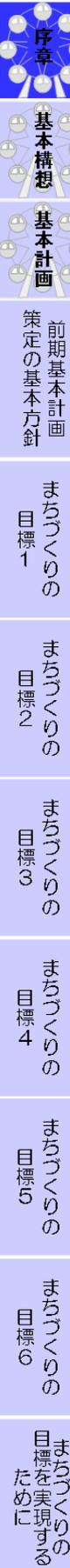
平成15年3月にキャンプ桑江北側地区[※]が返還されたことにより、キャンプ桑江北側地区は、職住近接型の賑わいと自然環境が調和した市街地の形成として、「桑江伊平土地区画整理事業」が推進され、夢や賑わいを生み出すまちとして発展し続けています。

町域面積に占める駐留軍用地の割合は、現在52.9%となっています。今後は、平成24年4月27日の「日米安全保障協議委員会[※]共同発表」において、嘉手納飛行場以南の返還が合意された6施設のうち3施設が町内にあることから、跡地利用を推進するための体制の強化を図るとともに、特色ある跡地利用計画の策定に向けて取り組む必要があります。

3)人口の動向

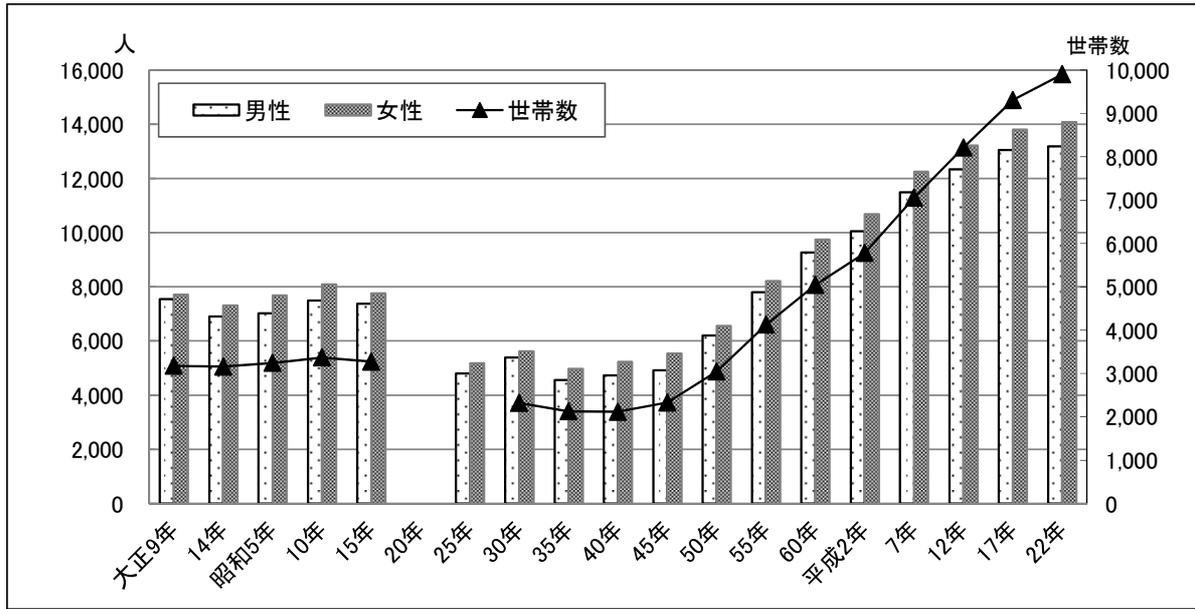
平成22年国勢調査による本町の人口は27,264人、世帯数は9,903世帯となっています。本町の人口及び世帯数は、昭和55年以降ともに一貫して増加しており、平成22年と昭和55年を比較すると、人口は約1.7倍(11,250人増加)、世帯数は約2.4倍(5,778世帯増加)に増加しています。

一世帯当たりの人員をみると、昭和55年には3.9人であったものが平成22年には2.8人となっており、徐々に世帯規模が縮小している様子がうかがえます。





図表-国勢調査人口及び世帯数の推移



図表-総人口及び世帯数の推移 (北谷町)

	人口総数	男性	女性	世帯数	1世帯 当たり人員
昭和55年	16,014	7,797	8,217	4,125	3.9
60年	19,008	9,269	9,739	5,046	3.8
平成2年	20,730	10,048	10,682	5,778	3.6
7年	23,737	11,487	12,250	7,056	3.4
12年	25,554	12,340	13,214	8,213	3.1
17年	26,848	13,048	13,800	9,309	2.9
22年	27,264	13,185	14,079	9,903	2.8

資料：国勢調査



2 配慮すべき社会情勢

総合計画に基づくまちづくりは、長期的な展望のもと目指したいまちの姿を描き、その実現に向けて取り組むものです。

総合計画の策定に当たっては、めまぐるしく変化する時代の潮流をしっかりと見据える必要があることから、ここでは、主な社会情勢について整理を行いました。

なお、ここで整理した「配慮すべき社会情勢」と後述する「まちづくりの目標」は、個々の項目が対となって結びつくものではなく、それぞれが複数の項目に緩やかに関連性を有するものとなっています。

(1) 国際化、グローバル化

1) 全国的な状況

交通ネットワークや高度情報技術の発達等によって、ヒト・モノ・カネ・情報等の移動が地球規模に拡大し、国境を越えて経済・文化をはじめあらゆる場面で様々な影響や変化を引き起こしています。

このような状況の中、我が国に隣接するアジア諸国の経済発展は著しく、世界経済をけん引するまでに存在感を高めており、今後はアジア諸国を中心に人的・経済的交流がますます増加することが予測されています。このため、我が国においては、異文化に対する理解力とコミュニケーション能力としての国際教養力^{*}を有する世界を舞台に活躍できる人材の育成が喫緊の課題となっています。

日本有数の移民県である沖縄県は、戦前戦後を通じ多くの県民が海外で活躍していることから、「世界のウチナーンチュ大会^{*}」の開催等により、世界で活躍する沖縄県人の交流や人づくり、情報交換等を盛んに進めています。

さらに、沖縄県は歴史的にアジア諸国との深い繋がりや、アジア・太平洋地域への玄関口として大きな潜在力を有しており、日本経済をけん引するフロントランナー^{*}としての可能性を秘めています。

これらの状況を踏まえ、「沖縄 21 世紀ビジョン」では沖縄の目指す将来像の実現には、世界に通用する人材の育成が必要とされています。

2) 北谷町の状況

本町では、本町出身海外移住者子弟^{*}との交流、中学生を対象とした「英国派遣交流事業」や中高生を対象とした「ハワイ短期留学派遣事業」を実施し、国内外の異なる風土や歴史・文化を持つ地域との交流、グローバル化^{*}社会に対応できる人材育成に取り組んでいます。

今後も、地域の人材やネットワークを活用した特色ある国際交流を継続的に実施するとともに、沖縄県の発展に貢献できる人材育成に取り組む必要があります。このため、アジアをはじめとした世界との交流を活かして世界水準の「知の拠点」^{*}の形成に取り組み、本町に対する



前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標 1

まちづくりの
目標 2

まちづくりの
目標 3

まちづくりの
目標 4

まちづくりの
目標 5

まちづくりの
目標 6

まちづくりの
目標 7



誇りと愛着を持ち、国際教養力を身に付けたグローバル化社会で活躍できる人材を育てることが課題です。

加えて、沖縄県の地理的、歴史的条件を活用しながら、国際化[※]に対応した観光・リゾート産業、情報通信関連産業の振興を図る必要があります。

(2) 産業・経済

1) 全国的な状況

我が国の経済を取り巻く環境は、東アジアを中心とした経済発展を遂げた国々の台頭による国際競争力の低下等、厳しい状況におかれています。

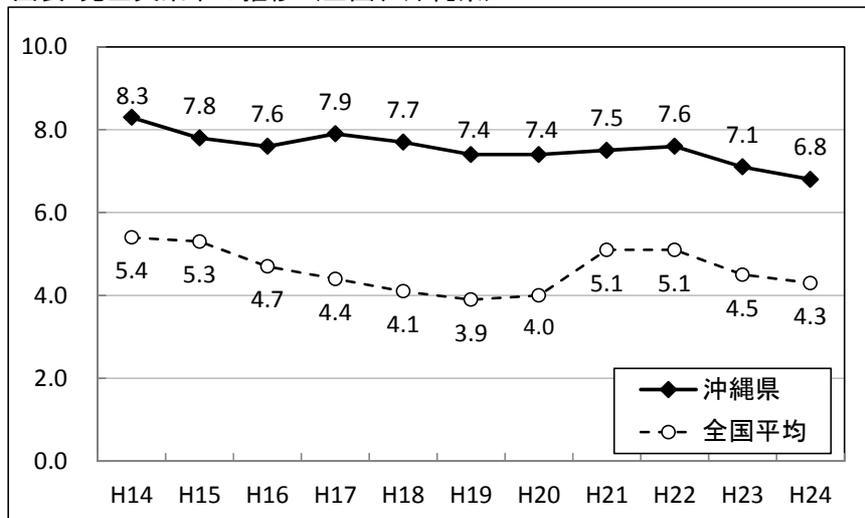
地域経済におけるグローバル化は著しく、リーマン・ショックを発端とした世界的金融危機、欧州債務危機[※]の発生による世界的な金融不安等、一部の地域の出来事が世界規模で影響力を及ぼしています。これらの影響もあり、地域経済においては、中小企業の資金調達や雇用の安定確保に対し、困難な状況もみられます。

また、景気低迷や価値観の多様化等により就業形態の多様化が進み、若者を中心とした非正規雇用[※]の拡大が社会問題化しています。

このような状況の中、我が国においては新成長戦略[※]を国家戦略プロジェクトとして掲げ、日本経済の再建に取り組んでいます。

沖縄県においては、本土復帰を果たした昭和 47 年以降、完全失業率が全国平均を大きく上回る状況が続いています。このような状況を打開するため、沖縄県では自立型経済の構築[※]を目指し、発展するアジア諸国と隣接している地理的優位性や地域資源等の豊富さ、独特の文化等の沖縄力[※]を活用した沖縄型産業の振興をはじめ、地域特性を活かした産業の育成や振興を進めています。

図表-完全失業率の推移（全国、沖縄県）



資料：総務省統計局、沖縄県企画部統計課「労働力調査」



2) 北谷町の状況

本町の完全失業率は、沖縄県全体と同様に全国平均を大きく上回る状況で推移していることから、本町では、駐留軍用地跡地利用を中心に様々な産業振興に取り組み、雇用の創出を図ってきました。

また、本町では、「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」事業等の推進により、西海岸を中心に観光施設が集積し、県内外から多くの人々が訪れる都市型リゾート地域として発展してきました。

しかし、県内全域に大型ショッピングセンターが相次いで新規出店したこともあり、購買人口[※]、吸引力指数[※]がともに低下し、本町に流入していた顧客が他の自治体に分散している状況があります。このため、既存の産業をどのように発展・継続させていくかが課題となっています。

このような現状を打開するため、水産業の振興と西海岸一帯の活性化等を目指した「フィッシュリーナ整備事業」に取り組み、さらなる地域経済の活性化を目指しています。

また、本町は特産品が少ないこと等が地域産業振興の課題の一つとして指摘されており、北谷ブランド[※]の創設等、地域特性を活かしたオンリーワンのまちづくりによる地域経済の活性化が求められています。

図表-北谷町における購買人口等（買回り品総合）

	購買人口(人)	行政人口(人)	吸引力指数	地元購買率(%)	1次商圏自治体数
平成22年	82,857	27,654	3.01	77.4	1
平成19年	108,270	27,134	3.99	71.2	3

資料：平成22年度沖縄県買物動向調査報告書

(3) 人口減少・少子高齢化

1) 全国的な状況

平成22年国勢調査によると、総人口は約1億2,806万人と過去最大規模となりました。しかし、平成17年（約1億2,693万人）と比較すると0.2%増にとどまり、今後、人口は減少に転じる可能性があります。

女性の就業機会の向上等のライフスタイルの変化、雇用形態の多様化による非正規雇用者増加等が要因となり、出産数の減少、晩婚化、非婚化が進んでいます。

我が国の平成22年の合計特殊出生率は1.39となり、現状の人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回る状況が続いています。

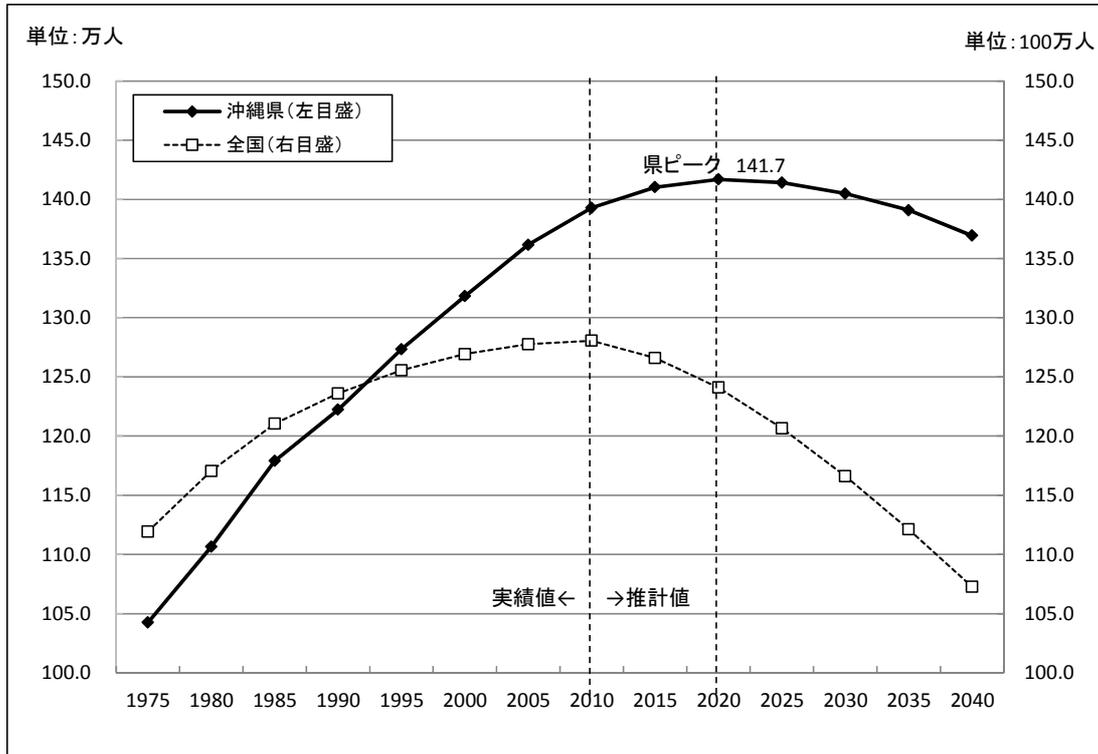
加えて、最も人口の多い世代である団塊の世代が高齢期を迎えており、急速に少子高齢化が進むことが予測されています。

少子高齢化社会の到来は、労働力人口の減少による都市活力の低下や社会保障費の増大等により社会や経済に大きな影響を及ぼしています。



沖縄県においては、人口に占める15歳未満人口の割合(17.8%)及び合計特殊出生率(1.83)が全国でも高い地域となっており、依然として人口増加傾向が続いています。しかし、平成32年(2020年)頃をピークに全国の傾向と同様、人口減少に転じるとともに、ますます少子高齢化が進行することが予測されています。

図表-人口の推移と推計(全国、沖縄県)



資料：国勢調査(実績値) 国立社会保障・人口問題研究所(推計値)

2) 北谷町の状況

平成22年国勢調査における本町の人口は27,264人となっています。昭和55年の町制施行以降、本町の人口は一貫して増加し続けていますが、近年は人口の伸びが緩やかになっており、沖縄県同様に平成32年(2020年)頃をピークに人口減少に転じると予測されています。

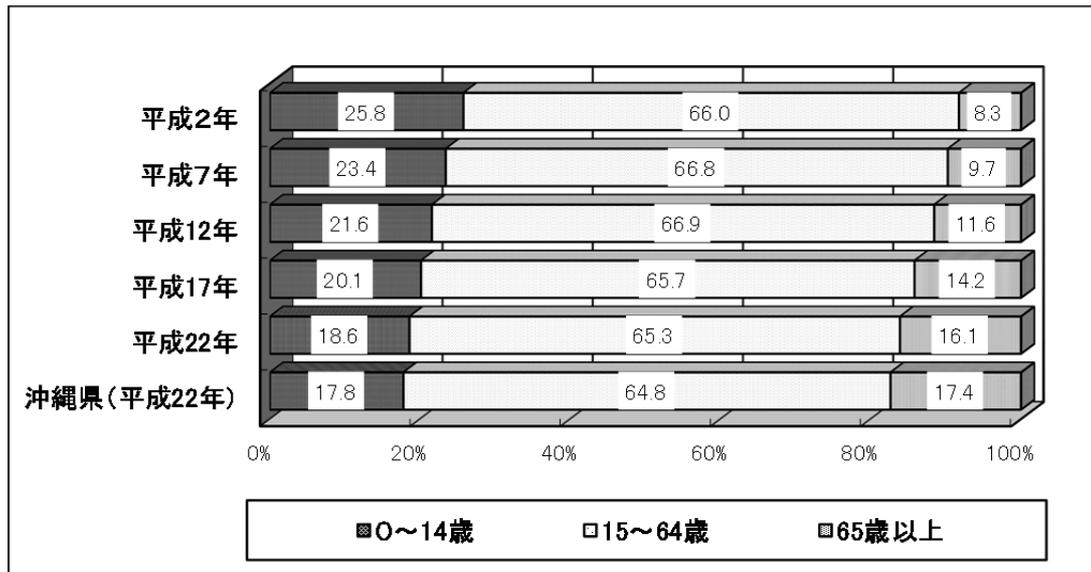
平成22年国勢調査における本町の年齢構造を3区分年齢人口で見ると、0~14歳の年少人口層の比率は18.6%、15~64歳の生産年齢人口層は65.3%、65歳以上の高齢人口層は16.1%となっています。

平成2年と比較すると、年少人口が約7%減少し、生産年齢人口が横ばい、高齢人口が約8%増加しています。生産年齢人口に対する高齢人口の割合は、平成2年では約8人に対し1人の割合が平成22年には約4人に対し1人の割合となっており、本町においても少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

このため、人口減少・少子高齢社会の時代にふさわしい行政サービス[※]の提供やまちづくりのあり方について、検討を行う必要があります。



図-人口構造の推移（北谷町）



資料：国勢調査

（４）安全・安心な社会

1) 全国的な状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、観測史上最大規模のマグニチュード 9.0、最大震度 7 を記録した地震と大津波によって、東北地方と関東地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。災害による被害を少なくするためには、災害に対する備えや正しい知識の習得が課題として浮き彫りとなりました。

また、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生、食の安全性に対する不安、インターネット等を利用した犯罪の増加等、私たちの生活の中で新たな脅威が発生しています。

さらに、少子高齢社会の到来による老老介護や年金をはじめとした社会保障制度のあり方等、将来の生活に不安を抱える人が増えています。

沖縄県においては、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に対応できるよう「沖縄県地域防災計画[※]」の見直しに取り組むとともに、「沖縄県防災情報システム[※]」の拡充に取り組んでいます。

また、沖縄県県民生活センター[※]による消費者相談や配偶者等暴力相談支援センター[※]での DV 被害者支援等を行い、県民の安全・安心な生活への支援も行っています。

2) 北谷町の状況

本町においても、東日本大震災を契機に防災への関心が高まっており、津波避難所の確保に向けた取り組みや自主防災組織[※]の結成に向けた支援等を行っています。

今後は、避難場所・避難ルートの周知、災害発生時における危機管理体制の充実、地域で生活している災害時要援護者[※]の支援体制の構築が求められています。

また、コミュニティが希薄化する中、高齢者の一人暮らし世帯やひとり親家庭等、様々な支援を必要とする世帯が増加しており、困難を抱えた人を地域で孤立させないための取り組みが



必要です。

さらに、地域との連携による防犯対策の充実等、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活できる支援体制の構築が求められています。

(5) 地球温暖化・環境保全

1) 全国的な状況

今日の環境問題は、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気の汚染、生活排水による水質の汚濁等、生活に密着した問題から、地球温暖化、放射能の拡散等地球規模での課題まで空間的な広がりを見せています。

また、将来世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりもみせています。

特に、地球温暖化問題は、世界的な人口増加や化石燃料の大量消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスが増加傾向にあり、異常気象の発生や海面上昇、それに伴う水資源や食糧生産の不安定さも懸念されています。

我が国においては、平成5年に環境基本法が制定され、複雑化・多様化・地球規模化する環境問題に対応するための考え方が示されました。

今後は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といったライフスタイルを見直し、限られた資源をより有効に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築[※]が求められています。

一方、沖縄県は世界的にも「貴重な生態系の場」という地域特性を有しており、地域資源を大切に、美しく豊かな環境を次世代に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務と言えます。

2) 北谷町の状況

本町は、第二次世界大戦の敗戦により、かつての豊かな自然が失われるとともに、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、河川の水質汚濁やごみ排出量の増加等、様々な環境問題が発生するようになりました。

これらの状況を受け、近年は、海岸域を中心に住民や事業所が主体となった清掃活動が展開されています。

また、環境問題に対する住民意識の向上やごみ減量化に取り組むとともに、「北谷町地球温暖化防止実行計画[※]」を策定し、公共施設や役場の日常業務の中で温室効果ガスの削減等を進めています。

複雑化・多様化・地球規模化する環境問題に対応するため、住民意識のさらなる向上に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、住民及び事業所と連携しながら取り組む環境保全対策の推進が求められています。



(6) 教育・生涯学習・文化

1) 全国的な状況

物質的な豊かさから心の豊かさ、個性の探究、自己実現を目指し、教育や生涯学習、生涯スポーツ等への関心が高まっています。

学校教育においては、近年、児童生徒の学力や体力の低下が指摘されており、学力・体力の向上を目指した取り組みを進める必要があります。

また、障がいを持つ等特別な支援を要する児童への対応、いじめや不登校が社会問題に発展する等、学校教育は様々な問題を抱えています。

一方、平均寿命の伸びとともに、人生 80 年時代を有意義に過ごすため、生涯学習に生きがいを見だし、取り組む人々が増加しつつあります。また、生涯にわたり学び・学習を行うことができる生涯学習社会の実現が求められています。そうした学習活動を支援する仕組みの確立や個人の学習成果のみならず、まちづくりや地域づくりにいかに役立てるかということが課題となっています。

近年は日本独自の文化が評価を受けている現象に注目し、国においては、日本の伝統文化の強みを産業化し、日本文化産業の海外進出、人材育成の促進を行っています。これらは日本の文化産業として「クール・ジャパン[※]」という統一的・長期的なコンセプトのもと官民連携で取り組むとともに、我が国の経済成長を支える戦略分野の一つとして期待されています。

グローバル化がますます進展する現代社会においては、地域文化や地域資源をはじめとした地域らしさが問われる時代であり、地域らしさを活かしたまちづくりが脚光を浴びています。地域文化の振興は、地域住民の身近な文化芸術活動の充実だけでなく、地域の活性化といった重要な側面を持つことから、今後は地域らしさを活かしたまちづくりの展開が重要といえます。

「沖縄 21 世紀ビジョン」では、未来の沖縄を担う子どもたちに対し、学力の向上や能力等を引き出す学校教育の一層の充実、高等教育の推進等を図り、幅広い知識や教養、道徳心及び国際性を持った個性豊かな人材を育成することが位置付けられています。

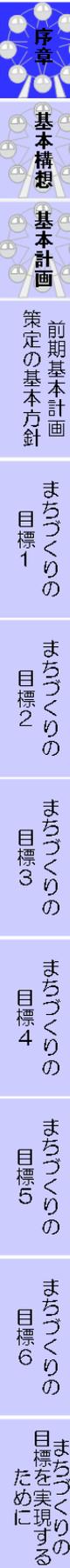
また、沖縄県では、沖縄国際アジア音楽祭[※]、沖縄国際映画祭[※]、世界エイサー大会[※]等への支援を通じて多様な沖縄文化の発信等、国内・国外の文化交流に取り組んでいます。

2) 北谷町の状況

町内には町立小学校が 4 校、町立中学校が 2 校あり、児童生徒数は、近年、横ばいで推移しています。

町立の小中学校では、英語教育に力を入れるとともに、家庭・地域・学校が連携して、中学生による職場体験等のキャリア教育[※]に取り組んでいます。今後は、さらなる家庭・地域・学校との連携による学校づくりが求められています。

一方、障がいを持つ等特別な支援を要する児童が増加傾向にあることから、小中学校で





は特別支援教育支援員[※]の配置等の対応を行っており、今後も様々な視点から特別支援教育への対応が必要です。

人生 80 年時代にふさわしい住民の生涯学習の充実を図るため、生涯学習プラザや各地区公民館では、生涯学習講座を開催しています。今後は、学校教育現場での地域人材の活用、住民ニーズ[※]を踏まえた生涯学習環境の整備、学習成果を地域で活かす取り組みが求められています。

また、駐留軍用地の返還跡地であるキャンプ桑江北側地区からは、縄文時代からグスク時代の集落跡「伊礼原遺跡[※]」が発見されています。今後は、これらの地域文化、地域資源を活かしたまちづくりが求められています。

(7) コミュニティ・協働のまちづくり

1) 全国的な状況

ライフスタイルや価値観の多様化により、自治会に代表される地域共同体[※]を中心とした住民同士のつながりは希薄になっており、これまでの地縁的なコミュニティ[※]だけによる地域課題の解決は難しい状況です。

地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、地方分権の進展や国・県からの権限移譲等、行政事務は増大しており、地域の課題解決を行政のみで行うことは厳しい状況となっています。

このような社会情勢を背景に、近年は、防犯、福祉、防災対策等、地域における特定の目的や課題に対応したボランティア活動が増加傾向にあります。

また、高齢化への対応や安全・安心な地域づくり等に取り組むためには、地域が果たす役割はますます大きくなっており、様々な地域団体の連携による地域力の向上や協働のまちづくりの推進が求められています。

2) 北谷町の状況

本町における地域活動の中核は自治会が担っており、地域の高齢者の見守り活動の展開、自治会主催の各種行事の開催等、活発な活動が行われていますが、近年は自治会加入率が低迷しています。

一方、本町においても、事業所同士が連携した海岸清掃をはじめ、特定の目的を持って活動するボランティア団体やサークル等が増加しています。

また、本計画をはじめとする行政計画には、住民参加型による策定も増えています。

このように、地域の課題解決に取り組むためには、これまでのような公共サービスを行政が直接担うまちづくりから、住民や地域団体、ボランティア団体、事業所等の多様な主体が行政と連携しながら取り組む協働のまちづくりが求められています。



(8) 地方分権・行財政運営

1) 全国の状況

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、「地域のことは地域で決める」という本格的な地方分権の時代に入り、国と地方自治体はこれまでの上下・主従から対等・協力の関係に改められました。平成 18 年に地方分権改革推進法[※]が成立、平成 22 年には地域主権戦略大綱[※]が閣議決定され、国と地方自治体のあり方は変化しています。

近年は、経済不況の影響による税収の減少、高齢化の進行による社会保障費の増大等により、地方自治体の財政状況は厳しさを増しています。

このような状況の中、今後の自治体運営は、自ら生活する地域のことは自らの責任で決定できる地方分権への対応を行うとともに、住民生活に根ざした行政サービスの提供ができる「経営力」の高い自治体運営が求められる時代となっています。

2) 北谷町の状況

地方分権の進展による地方自治体が担う役割の増大、長引く景気低迷や高齢化の進行による人口構造の変化等により、厳しい財政状況が続くことが予想されています。複雑化・多様化する住民ニーズに対応しながら、魅力あるまちづくりを進めるためには、効率的で持続可能な行財政運営が求められています。

平成 24 年度から沖縄振興に資する事業等を沖縄県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる「沖縄振興特別推進市町村交付金[※]」制度が創設されたため、本町の実情に即した的確かつ効果的な施策を展開する必要があります。

地域主権改革[※]が推進される中、多様化する住民ニーズに対応するためには、職員の政策形成能力とその実行能力の形成を図るとともに、行政組織の見直しや行政運営体制の改善が課題となっています。



序章
基本構想
基本計画
前期基本計画策定の基本方針
まちづくりの目標 1
まちづくりの目標 2
まちづくりの目標 3
まちづくりの目標 4
まちづくりの目標 5
まちづくりの目標 6
まちづくりの目標 7
まちづくりの目標 8
まちづくりの目標 9
まちづくりの目標 10
まちづくりの目標 11
まちづくりの目標 12
まちづくりの目標 13
まちづくりの目標 14
まちづくりの目標 15
まちづくりの目標 16
まちづくりの目標 17
まちづくりの目標 18
まちづくりの目標 19
まちづくりの目標 20
まちづくりの目標 21
まちづくりの目標 22
まちづくりの目標 23
まちづくりの目標 24
まちづくりの目標 25
まちづくりの目標 26
まちづくりの目標 27
まちづくりの目標 28
まちづくりの目標 29
まちづくりの目標 30
まちづくりの目標 31
まちづくりの目標 32
まちづくりの目標 33
まちづくりの目標 34
まちづくりの目標 35
まちづくりの目標 36
まちづくりの目標 37
まちづくりの目標 38
まちづくりの目標 39
まちづくりの目標 40
まちづくりの目標 41
まちづくりの目標 42
まちづくりの目標 43
まちづくりの目標 44
まちづくりの目標 45
まちづくりの目標 46
まちづくりの目標 47
まちづくりの目標 48
まちづくりの目標 49
まちづくりの目標 50
まちづくりの目標 51
まちづくりの目標 52
まちづくりの目標 53
まちづくりの目標 54
まちづくりの目標 55
まちづくりの目標 56
まちづくりの目標 57
まちづくりの目標 58
まちづくりの目標 59
まちづくりの目標 60
まちづくりの目標 61
まちづくりの目標 62
まちづくりの目標 63
まちづくりの目標 64
まちづくりの目標 65
まちづくりの目標 66
まちづくりの目標 67
まちづくりの目標 68
まちづくりの目標 69
まちづくりの目標 70
まちづくりの目標 71
まちづくりの目標 72
まちづくりの目標 73
まちづくりの目標 74
まちづくりの目標 75
まちづくりの目標 76
まちづくりの目標 77
まちづくりの目標 78
まちづくりの目標 79
まちづくりの目標 80
まちづくりの目標 81
まちづくりの目標 82
まちづくりの目標 83
まちづくりの目標 84
まちづくりの目標 85
まちづくりの目標 86
まちづくりの目標 87
まちづくりの目標 88
まちづくりの目標 89
まちづくりの目標 90
まちづくりの目標 91
まちづくりの目標 92
まちづくりの目標 93
まちづくりの目標 94
まちづくりの目標 95
まちづくりの目標 96
まちづくりの目標 97
まちづくりの目標 98
まちづくりの目標 99
まちづくりの目標 100



基本構想





1 まちづくりの基本理念

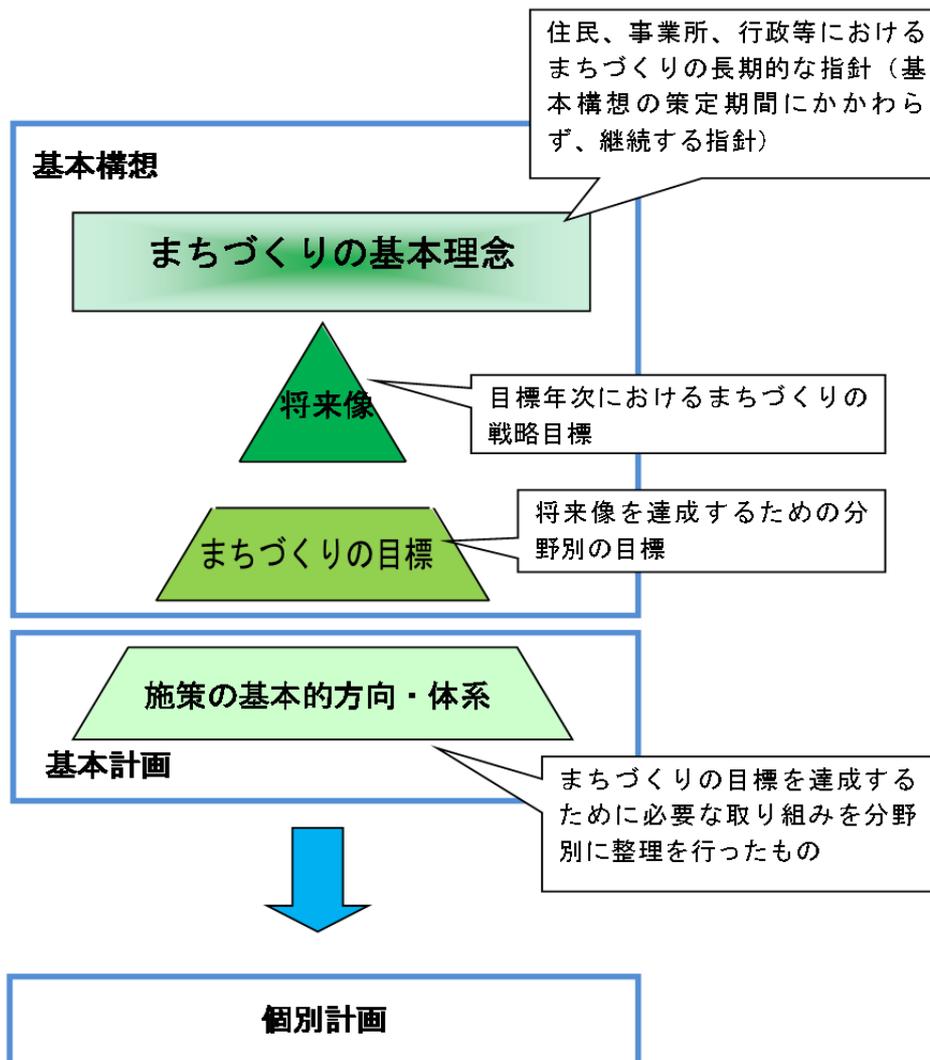
第五次北谷町総合計画は、大別すると「基本構想」と「基本計画」で構成されています。

基本構想は、本町のまちづくりの基本的な理念であり、本町の目指す新しい将来像及びまちづくりの目標を示しています。

基本構想では、住民、事業所、行政等が長期的な展望によって目指すまちづくりの指針を位置づけた「まちづくりの基本理念」、目標年次におけるまちづくりの戦略目標である「将来像」、将来像を達成するための分野別の目標である「まちづくりの目標」が位置づけられています。

基本計画は、基本構想における将来像及びまちづくりの目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示したもので、まちづくりの目標を達成するために必要な取り組みを分野別に整理を行ったものです。

基本計画に基づき、それぞれの分野で個別計画が策定され、まちづくりの基本理念の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりが進められることとなります。





〈まちづくりの基本理念〉

『ニライの都市(まち)』 ～自然と人間が調和した、 創造性豊かな活力ある民主的な地域社会～

先人達にとって「ニライ」とは、海の彼方の理想郷であり、人々の心のふるさとでした。かつて、海洋の偉大さに魅せられた先人達が海の彼方に思いを馳せ、その世界を心の中につくりあげることによって心の支えとした「ニライ」を、海の彼方の理想郷としてとどめておくだけでなく、その実現を目指してきました。

まちづくりは、長期的な視点に立ち基本的な価値観を維持しながら、一貫した取り組みを進めていく必要があります。このため、まちづくりの基本理念は、本町がまちづくりを進めるに当たって地域全体の長期的な指針であるとともに、行政運営を行う上での普遍的な姿勢として位置づけます。

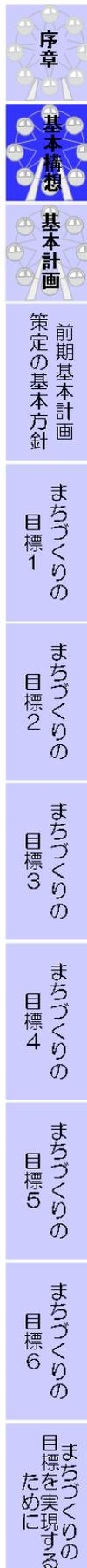
本町は、これまで約 30 年間にわたって振興計画及び総合計画の将来像又は基本理念として『ニライの都市(まち)』を掲げ、住民誰もが住みよいまちづくりに取り組んできました。

第五次北谷町総合計画においても、「自然と人間が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会」の実現に向け、『ニライの都市(まち)』をまちづくりの基本理念として位置づけます。

沖縄県は東アジアの中心に位置する地理的優位性やアジア諸国との歴史的・文化的関係性を有しており、日本経済をけん引するフロントランナーとなり得る地域性を有しています。

その中においても、都市型リゾート地として県内外から脚光を浴びるまちづくりを行ってきた本町は、地理的優位性、交通利便性、国際性等、高い潜在性を有しています。このため、沖縄県における「経済の核」※として、海と市街地が一体となった夢と賑わいを生み出すアジアを代表するグレードの高いまち※を目指します。

さらに、アジア諸国をはじめとした世界との交流により、北谷力※を活かした世界水準の「知の拠点」の形成や世界の懸け橋となるまちづくりを目指します。





2 将来像

夢ひろがる 人つながる とともに生きる ニライの都市(まち)・北谷

住民誰もが住みやすい安全・安心なまちを目指すために、地域に愛着と誇りを持つ住民、事業所、行政等がお互いに尊重・補完し合いながら、対等の立場で協力し行動する協働のまちづくりに取り組みます。

日本を代表する観光地としての成長、北谷ブランドの創出、新たな可能性を実現できるまちとして地域経済の自立・活性化を図ることで、子どもたちの夢がひろがるまちを目指します。

また、子どもと高齢者、異業種の事業者間等、住民相互の交流やアジア諸国をはじめとした海外及び国内の地域間との交流を促進することで、人と人がつながり、多様な主体が連携しながら支え合う絆の構築や国際的な「知の拠点」[※]として発展するまちづくりを目指します。

これからのまちづくりにおいては、地球規模での環境問題への対応をはじめ、あらゆる場面で自然環境との共生が重要な課題となっています。このため、人と人、人と地域、人と自然が共生するまちづくりを目指します。

これらを踏まえて、第五次北谷町総合計画・基本構想では、住民誰もが住みやすい真に平和な地域社会の実現を目指し、平成 33 年度における北谷町の将来像を『夢ひろがる 人つながる とともに生きる ニライの都市(まち)・北谷』と定めます。



(1) 将来人口

本町の人口は、本土復帰の年である昭和 47 年においては 11,239 人でしたが、町制が施行された昭和 55 年に 16,319 人となり、昭和 63 年には 2 万人台に達しました。

平成 2 年以降、駐留軍用地の跡地利用や埋め立て事業等による住宅の供給が行われてきたことから、人口増加傾向が続き、平成 23 年 12 月 31 日現在 27,900 人となっています。

しかし、出生率の低下や転入人口の減少等が要因となり、人口増加率は緩やかになっています。

図表-北谷町人口推移

	世帯数 (人)	総人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)	対前年 増減数(人)	対前年増加 率(%)	一世帯当り 人員(人)
平成13年	8,623	25,769	12,531	13,238	144	0.56	3.0
平成14年	8,874	26,118	12,676	13,442	349	1.35	2.9
平成15年	9,092	26,358	12,835	13,523	240	0.92	2.9
平成16年	9,338	26,738	13,013	13,725	380	1.44	2.9
平成17年	9,576	26,906	13,099	13,807	168	0.63	2.8
平成18年	9,826	27,066	13,148	13,918	160	0.59	2.8
平成19年	9,987	27,101	13,111	13,990	35	0.13	2.7
平成20年	10,150	27,237	13,145	14,092	136	0.50	2.7
平成21年	10,292	27,346	13,191	14,155	109	0.40	2.7
平成22年	10,478	27,551	13,328	14,223	205	0.75	2.6
平成23年	10,706	27,900	13,454	14,446	349	1.27	2.6

資料：住民基本台帳（各年 12 月 31 日現在）

第五次北谷町総合計画の将来人口は、これまでの人口動向による将来人口推計に、桑江伊平土地区画整理事業（キャンプ桑江北側地区部分）による人口増を加味し、平成 33 年時点の将来人口 3 万 1,000 人※を目指します。

このため、グレードの高い魅力あるまちづくりの推進や子育て支援策の拡充、産業振興策の充実等、誰もが住みたくなるまちづくりに取り組みます。

第五次北谷町総合計画・基本構想における

平成 33 年時点の将来人口（目標値）

3 万 1,000 人

※将来人口の推計に当たっては、平成 23 年における人口を基にしたコーホート分析※による人口予測値に、キャンプ桑江北側部分の返還に伴う桑江伊平土地区画整理事業による人口増を加味し、目標値を算出した。

<桑江伊平土地区画整理事業部分の人口推計>

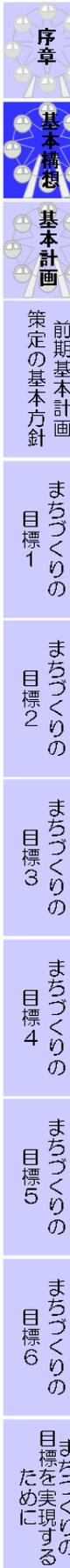
計画人口概算：45ha×100 人/ha=4,500 人

なお、当該地区の宅地供給は、今後行われる見通しであることから、平成 33 年の人口推計に当たっては計画人口の一部（約半数の達成を見込む）を加算した。

<平成 33 年における北谷町の将来人口>

28,668 人（コーホート推計法開放型※）+ 2,250 人（桑江伊平土地区画整理事業）

= 30,918 人 ≒ 31,000 人





(2)土地利用

土地は、現在そして将来にわたり、限られたかけがえのない貴重な資源であるとともに、住民の生活や産業活動等の基盤となるものであり、将来像の実現に大きくかかわってきます。

土地利用に当たっては、公共の福祉[※]を優先に、地域の特性を生かしながら、住民の理解と協力のもと、自然環境の保全と安全で快適な居住環境の整備を進めます。

また、本町の歴史と自然を守り育て、計画的で秩序のある土地利用を進めるため、自然的土地利用（農地、緑地、河川等）と都市的土地利用（住宅地、商業・業務地等）の適正な配置により、調和のとれた土地利用を進めます。

1)自然環境との共生に配慮した土地利用

緑は人々が生活する上で、潤い、恵み、安らぎを与えてくれる必要不可欠なものとなっています。

まちづくりに当たっては、潤いをもたらす豊かな自然や美しい景観等の資源を次世代に継承していくため、河川や海岸、緑地等の保全・活用・創造を促進し、自然環境豊かな「みどりと海のまち」を目指します。

また、これらの豊かな自然を活かした土地利用を進めることで、環境との共生に配慮し、自然環境に負荷を与えない持続可能な発展を図ります。

2)良好な居住環境の形成を目指した土地利用

町内はほぼ全域にわたって、住宅地としての土地利用がされており、今後も引き続きその需要が高まるものと推測されています。

住宅地における住民の快適な居住環境を維持し、利便性を向上させるため、計画的に道路、公園等の都市基盤を整備するとともに、子どもから高齢者まで安心して暮らせる、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

3)地域の特性を生かした土地利用

本県を代表する観光地である美浜アメリカンビレッジ地区を観光・商業地として位置づけ、国際的にも通用する都市型リゾート地として、産業基盤の維持・充実によりさらなる活力の向上に努めます。

また、フィッシャリーナ地区を水産業の振興とあわせて西海岸地域に新たな魅力を創出するための観光・商業地として充実を図ります。

さらに、桑江伊平土地区画整理事業区域を職住近接型の賑わいと自然環境が調和した市街地の形成の促進を図ります。

本町の歴史を伝える伊礼原遺跡、北谷城跡[※]等の歴史的史跡や埋蔵文化財が残されている土地については、今後も引き続き保存に努めるとともに、観光や地域の魅力づくりのための重要な資源として活用に努めます。



4) 駐留軍用地の返還と効果的な跡地利用

駐留軍用地の返還については、これまでに嘉手納飛行場以南の返還が発表されており、嘉手納飛行場以南の駐留軍用地は、本島中南部の人口集中地域に立地し、総面積が約 1,500ha に及ぶ大規模な空間であるとともに、中南部都市圏や県全体の発展に極めて重要な役割を担うことになります。

駐留軍用地跡地の有効活用については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法[※]」のもと、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想[※]」を踏まえた関係市町村との連携を図りながら、各跡地の利用計画の総合調整と効率的な整備を図ります。

また、人と自然が調和する生活空間の回復、自立型経済の構築、国際交流や国際貢献拠点の形成等、沖縄県や本町の潜在力が発揮される効果的な跡地利用に取り組みます。



序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針まちづくりの
目標1まちづくりの
目標2まちづくりの
目標3まちづくりの
目標4まちづくりの
目標5まちづくりの
目標6まちづくりの
目標7
ため



3 まちづくりの目標

(1)分野別目標

平成33年度における北谷町の将来像『夢ひろがる 人つながる とともに生きる ニライの都市(まち)・北谷』を実現するため、以下の6つのまちづくりの目標を設定します。

まちづくりの目標を実現するため、協働のまちづくりと計画的で健全な行財政運営を進めるとともに、まちづくりの目標を達成するための施策を定め、施策に基づき事業を展開します。

<まちづくりの目標>

- | | |
|-----------|---|
| まちづくりの目標1 | 平和の心を育み、個性が輝くまち
～『平和・男女共同参画』～ |
| まちづくりの目標2 | 夢が生まれ活気あふれる元気なまち
～『産業・経済・跡地利用』～ |
| まちづくりの目標3 | 色々な絆で支え合い
誰もがいきいきと住み続けられるまち
～『健康・子育て・福祉』～ |
| まちづくりの目標4 | 誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち
～『街づくり・防災・防犯』～ |
| まちづくりの目標5 | 自然とともに生きるまち
～『環境・自然』～ |
| まちづくりの目標6 | 豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち
～『教育・文化・スポーツ』～ |

1.



- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画 策定の基本方針
- まちづくりの目標1
- まちづくりの目標2
- まちづくりの目標3
- まちづくりの目標4
- まちづくりの目標5
- まちづくりの目標6
- 目標の実現のため



まちづくりの目標 1 平和の心を育み、個性が輝くまち ～ 『平和・男女共同参画』 ～

基地が存在することで発生する問題の解消に努めるとともに、住民一人ひとりが真に平和な社会を目指しながら、平和の心が次世代へと継承されるまちを目指します。

また、お互いの立場を思いやるとともに、多様な文化や価値観を認め合い、尊重し合うことで、住民一人ひとりの個性が輝くまちを目指します。

<施策1 平和の推進>

住民一人ひとりが、世界平和への願いを含めた「北谷町民平和の日[※]（10月22日）」と「北谷町非核宣言[※]」を尊重するとともに、「北谷町民平和の日」の周知や平和教育の推進等により、平和の心が次世代へ継承されるまちを目指します。

<施策2 基地問題への対応>

米軍基地から派生する航空機の騒音問題や有害物質等による環境汚染問題、軍人・軍属等による事件・事故等から住民の生命と財産を守り、住民福祉の向上を図るため、米軍基地が存在することで発生する問題の解消に取り組みます。

<施策3 国内外交流の推進>

国内外の異なる風土や歴史・文化を持つ地域との交流に取り組むことで、幅広い視野を持った人材育成と国際性豊かなまちづくりを目指します。

また、住民参加による地域特性を活かした交流活動や、文化、教育、経済、産業等広範な分野での交流活動を促し、多様な主体の連携によるネットワークの拡充を図ります。

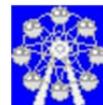
<施策4 男女共同参画のまちづくり>

男女がお互いの立場を思いやりながら、自らの意志によって社会のあらゆる活動に参画し、個性を活かし活躍することができる男女共同参画のまちを目指します。

<施策5 人権尊重の意識啓発>

性別、年齢、国籍や障がいの有無等を問わず、お互いの人間性を尊重し認めあい、問題や悩みがある人へ手助けがされ、人権が尊重される住みよいまちづくりを目指します。

また、住民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、誰もが安心して共に生活できるまちづくりを目指します。



まちづくりの目標2 夢が生まれ活気あふれる元気なまち

～『産業・経済・跡地利用』～

本町の海の資源を活かしたウォーターフロント[※]の形成を目指す西海岸地域を中心にアジアを代表する観光拠点の形成を目指します。

さらに、著しい経済発展を続けるアジアも視野に入れた特産品やアート等、様々な分野での北谷ブランドの創出や北谷の文化力を活かした産業振興を図ることで、新たな可能性を求めて多くの事業者が集う、夢が生まれ活気あふれる元気なまちを目指します。

<施策6 観光業の振興>

スポーツ・ツーリズム[※]や沖縄力を活用した文化交流型観光[※]等、新たな着地型観光[※]の創出を図るとともに、多様な観光情報の発信・誘客活動を行います。

また、観光業を振興するための推進体制や環境整備を進めることで、誰もが何度でも行きたくなる観光地を目指します。

<施策7 商工業の振興>

若者、高齢者や家族連れ等ターゲットを明確にした商業機能の集積を促すことにより、地区の特性を活かした商店街の形成を目指します。

さらに、商工業者に対する多様な支援を行うとともに、本町の特性を活かした地場産業[※]の振興を図るため、北谷ブランドの創設や町産品開発に対する支援を行うことで、元気な事業者が集まる活力ある商工業の振興を目指します。

<施策8 水産業の振興>

つくり育てる漁業の振興や漁業生産基盤の整備を進めることで、漁業経営の安定化と人材育成を図ります。

また、ウォーターフロントの形成を目指す

フィッシャリーナ整備事業の推進及び他産業との連携による新たな海業の展開を図ることで、漁業の振興を目指します。

<施策9 生きがい農業の振興>

町民農園[※]の設置により、住民が土にふれあい、親しむ機会を創出し、農業に対する意識の高揚と住民同士の交流を通じて、生きがい農業[※]の振興を図ります。

<施策10 跡地利用の推進>

返還が予定されている駐留軍用地の計画的・段階的な整理・縮小を促すとともに、返還された駐留軍用地跡地の効果的な利用を推進し、夢や賑わいを生み出すまちづくりを目指します。

また、外国大学[※]等の誘致により、世界水準の「知の拠点」の形成を目指します。

<施策11 企業立地の促進>

各種支援制度の情報提供等により、駐留軍用地跡地等への企業誘致を進めます。

さらに、意欲ある起業家等への支援、次代のニーズに対応した人材の育成支援を行うことで、様々な職種や業者がある活力あるまちを目指します。

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針まちづくりの
目標1まちづくりの
目標2まちづくりの
目標3まちづくりの
目標4まちづくりの
目標5まちづくりの
目標6まちづくりの
目標7
ため実現する



<施策12 就業者等への支援>

県等との連携強化により就業情報等のサービス提供の充実を図ることで、求職者に対する支援充実を図ります。

さらに、高齢者、障がい者、子育て世帯に対する就業支援等を行うことで、誰もが働きやすい就業環境の整備を目指します。

まちづくりの目標3 色々な絆で支え合い 誰もがいきいきと住み続けられるまち ～『健康・子育て・福祉』～

障がい者や高齢者等が必要な支援を受けながら、自分らしい生活を送ることができるまちづくりに取り組むとともに、子どもたち一人ひとりを大切に育ていく社会の形成に努めます。

また、健康に対する意識啓発や介護予防に積極的に取り組むことで、住民誰もが生き活きと暮らすまちを目指します。

<施策13 健康づくりの推進>

住民の健康づくりに関する意識を高めるとともに、健康づくりに取り組む機会の提供等を図り、生活習慣病の発症予防と重症化の予防に取り組みます。

また、心の健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実等に努めるとともに、感染症予防に向け、知識の普及等、感染症予防対策の充実に努めます。

<施策14 子育て支援の推進>

子どもが次代の親となることを認識しつつ、子ども自身の持つ権利と尊厳が最大限に守られ、のびのびと健やかに成長していく姿に対し、地域の人々が温かい手を差し伸べ、

地域社会全体で見守る環境づくりを推進します。

<施策15 地域福祉の推進>

支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に努めます。

また、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを行うとともに、人にやさしい住環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりを目指します。

<施策16 社会保障制度の周知・相談>

住民が将来にわたり安定した生活を営めるよう、国民年金制度や国民健康保険制度など社会保障制度の周知・相談に努めます。



<施策 17 障がい福祉の推進>

障がい者（児）の抱える多様な課題に対応できるよう、相談支援・権利擁護の充実に努めます。

就労や生きがいづくりの充実等により障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、日常生活支援といった必要な支援を行い、障がい者（児）が地域の中で自分らしく暮らしていくことのできる社会を目指します。

また、障がいを持つ子どもの発達支援を図り、自立と社会参加の充実に努めます。

<施策 18 高齢者福祉の推進>

すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、自立した暮らしを楽しめるよう支援し、高齢者が培ってきた豊かな経験、知識、技能を十分に発揮できる環境を整え、高齢者の活力を活かした地域社会を住民と協働で実現していくことを目指します。

“高齢者の活力を活かした地域社会”を具体化するため、「高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みづくり」、「高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みづくり」、「高齢者が地域社会に参画する仕組みづくり」を基本に、地域の実情に応じた施策を地域と協働で推進します。

まちづくりの目標 4 誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち ～『街づくり・防災・防犯』～

道路や公園を始めとした生活基盤整備を推進するとともに、各地区の特性を活かした景観形成や住民との協働による花と緑があふれるまちを目指します。

また、公共施設や道路等のバリアフリー化^{*}や公共交通機関等の充実に図ることで、快適に生活できる誰もが住みたくなるまちを目指します。

住民一人ひとりの防災意識・減災対策に対する関心を高め、危機管理対応能力の強化を図るとともに、地域での災害時要援護者の見守り体制の構築を進めることで、災害に強いまちづくりに取り組みます。

また、消防・救急体制の強化、防犯対策や交通安全対策及び消費者保護の充実による安全・安心なまちを目指します。

<施策 19 居住環境の向上>

町東部地域等の住宅密集地域における生活道路・公園等の生活基盤整備に努めます。

また、地域住民のコミュニケーションの場や災害時の避難所等、多様な機能を有した公園整備を進めることで、居住環境の向上を目指します。

<施策 20 町営住宅の整備>

町営住宅の計画的な改築事業の実施等や、町営住宅が適切に管理されることにより、住民の住環境の向上と生活の安定を図ります。

また、住宅に困窮する低所得の住民に対し、安定した住宅を供給し、住民生活の安定と住民福祉の増進を目指します。

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針まちづくりの
目標 1まちづくりの
目標 2まちづくりの
目標 3まちづくりの
目標 4まちづくりの
目標 5まちづくりの
目標 6目標を実現
するための
まちづくり



<施策 21 道路・交通ネットワークの充実>

交通渋滞の解消や町内及び近隣市町村との円滑な交通ネットワークの構築に取り組みます。

また、交通安全施設[※]の整備や道路のバリアフリー化、歩行者ネットワーク[※]の構築、定時定速の公共交通機関の充実を図ることで、誰もが外出したくなるまちづくりを目指します。

<施策 22 景観の形成>

地区計画[※]の活用等による地域特性を活かした景観形成、住民参加による緑化活動やもてなしの景観づくり活動に取り組むことで、より魅力的な都市景観の形成を目指します。

<施策 23 適切な土地利用の誘導>

各種関連法及び条例に基づき、地区特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、墓地の適正配置等を行うことで、快適な生活空間の創出を目指します。

<施策 24 上下水道の整備>

住民に安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営を行います。

また、生活環境の向上と自然環境の保全を図るため、下水道施設の適切な維持管理に取り組み、衛生的なまちづくりを進めます。

<施策 25 災害対応・消防・救急体制の強化>

災害の発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築や危機管理対応能力の強化等を図るとともに、地域における災害時要援護者の見守り体制の構築及び防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

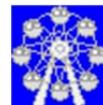
また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に努めます。

<施策 26 防犯・交通安全活動の推進>

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成を目指します。

<施策 27 消費者保護の推進>

住民が安心して消費生活を営めるよう、各種情報提供や相談窓口の設置を行うことで、消費者保護の充実に努めます。



まちづくりの目標5 自然とともに生きるまち

～『環境・自然』～

ごみ排出量の抑制やリサイクルの推進によるごみ減量化、自然エネルギーの活用促進等に取り組むことで、環境に配慮したライフスタイルの普及促進に努めます。

さらに、美しい海や河川等の身近な自然の保全を図るとともに、自然とともに生きるまちを目指します。

<施策 28 自然環境の保全>

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と親水性に配慮しながら河川環境や海岸環境の保全を行い、自然とともに生きるまちづくりを目指します。

<施策 29 循環型社会の構築>

ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄の防止に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用や事業活動の促進を図ります。

さらに、住民一人ひとりの環境に対する意識が高まるよう支援し、環境に配慮したまちづくりを目指します。

<施策 30 環境衛生の向上>

飼い犬の登録や狂犬病予防注射の促進を図るなど、飼い主のモラル向上に努めるとともに、ハブ被害等の防止対策や自然環境に配慮した害虫等の防除・駆除に取り組むことで、住民の生活環境の保全を図ります。



序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針まちづくりの
目標1まちづくりの
目標2まちづくりの
目標3まちづくりの
目標4まちづくりの
目標5まちづくりの
目標6目標を
実現す
ための



まちづくりの目標6 豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち ～『教育・文化・スポーツ』～

心の豊かさや生きる力[※]を育み、子どもたちが我がまちに愛着と誇りが持てる教育の充実に取り組み、「学びのまち・北谷」を目指します。

また、住民一人ひとりが生きがいや地域の絆を感じられる生涯学習のまち、貴重な有形・無形文化財[※]を保存継承するとともに、心の豊かさを実感できる創造性に富んだ魅力ある文化・芸術のまちを目指します。

さらに、国際化に対応したグローバルな人材育成を図るため、本町の特色を生かした魅力ある教育環境の実現に取り組みます。

<施策 31 青少年健全育成>

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、地域、学校が連携して青少年の安全確保や居場所づくり、教育環境の向上に取り組むとともに、家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制を充実し、青少年の心身の健やかな成長を目指します。

<施策 32 幼児教育の充実>

幼児期は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎が培われる大切な時期であることから、幼児の主体的な活動を促し、好奇心や探究心を育む幼児教育の充実に取り組みます。

また、豊かな生活体験をするための環境の工夫に努めるとともに、基本的な生活習慣の形成や遊びを通じた総合的な指導の充実に取り組みます。

<施策 33 義務教育の充実>

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童生徒に「確かな学力[※]」、「豊かな心[※]」、「健やかな体[※]」をバランスよく育むとともに、将来の夢や希望の実現に向けて根

気強く取り組む学習意欲の向上等の「生きる力」を育成します。

また、学校、保護者、地域社会、関係者が教育におけるそれぞれの役割を明確にするとともに、協働して教育活動を推進し、本町の将来を担う人材の育成を目指します。

<施策 34 生涯学習の振興>

近年の社会情勢の変化に伴う生涯学習二一ズの高度化・多様化に応じて、生涯学習活動の支援を行うとともに、学習環境の整備、人材の発掘及び育成等に取り組むことで、住民誰もが、生涯の各時期にわたって生涯学習の機会を得ることができる社会の実現を目指します。

<施策 35 生涯スポーツの推進>

住民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組みます。

また、日常生活の中で主体的にスポーツに親しむことで、健康で明るく生きがいのある豊かな社会を目指します。



<施策 36 文化財の保全と文化の振興>

本町には、貴重な遺跡・埋蔵文化財等の歴史的・文化的資源が数多く所在するため、その調査、保存、活用に向けて取り組みを進めます。

また、民俗文化財等の継承と発展、芸術文化活動の振興を図ります。特に、住民が主体となって取り組む民俗文化の復活・再現等を支援し、その継承と発展を図ります。



<施策 37 学びのまち・北谷>

住民の教育に関する関心を高めるとともに、子どもたちの豊かな感性をまちづくりに生かすため、活動の場を学校の外に広げ、学校と地域等が連携強化を図り「学び」の気運を高める取り組みを進めます。

また、国際化に対応した教育環境の充実を図るため、外国語教育環境の充実及び外国大学の誘致等を行い、町内及び周辺地域から進学目標となるような、教育環境の実現に取り組めます。



- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画策定の基本方針
- まちづくりの目標1
- まちづくりの目標2
- まちづくりの目標3
- まちづくりの目標4
- まちづくりの目標5
- まちづくりの目標6
- まちづくりの目標7
- まちづくりの目標8



(2)まちづくりの目標を実現するために

まちづくりの目標を実現するためには、「協働のまちづくり」と「行財政運営」という2つの基本的な考え方を踏まえることが必要です。

住民はまちづくりの主体としての役割を担い、行政は公共の核としての役割を担うことができる協働のまちづくりを進めるため、住民と行政がまちづくりの目標を共有し、それぞれの役割の再確認と持てる力を発揮し、お互いの連携を図ります。

また、まちづくりの目標を実現するため、効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、計画的で健全な財政運営に取り組みます。

1)協働のまちづくり

地域に愛着と誇りを持つ住民と行政が、共に知恵を出し合い、様々な地域課題の解決に向けて、明確な役割分担のもと協働のまちづくりに取り組みます。

また、住民が継続的に地域活動やまちづくり活動に取り組むことにより、地域の魅力を再発見し、やりがいを感じ、心地よい責任感を持ち、達成感を得ることで、住民が参加しやすい協働のまちづくりを進めます。

<施策 38 住民参加のまちづくり>

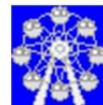
住民がまちづくりに参加できる仕組みや環境整備を図り、多くの住民が町政に参加することで、住民と行政との協働によるまちづくりを進めます。

<施策 39 コミュニティ活動の充実>

自治会等への活動支援や子どもから高齢者まで誰でも気軽に利用できる公民館づくりに取り組み、自治会活動や公民館活動を通して、住民主体のコミュニティ活動、地域住民のふれあいや絆を深めることにより、コミュニティ活動の充実を目指します。

<施策 40 情報共有の推進>

住民に対し、分かりやすく、見やすく、より関心が持てる方法で情報を提供するとともに、住民が必要な情報を受け取ることができる情報公開に努めることで、住民と行政との情報共有を推進します。



2) 行財政運営

景気の低迷や高齢化の進行等による人口構成の変化により、今後も厳しい財政状況はさらに続くものと見込まれます。

時代の変化や複雑化・多様化する住民ニーズを的確にとらえるとともに、魅力あるまちづくりを進めるため、不要不急の事業の見直し、組織体制の強化等、効率的・効果的な行政運営を推進します。

また、中長期的な視点に立った財政見通しに基づいた財政運営を行い、将来にわたっての健全な財政の確保に努めます。

<施策41 効率的・効果的な行政運営の推進>

まちづくりの目標を実現するため、組織体制の整備等を実施することにより、住民ニーズを的確にとらえた効率的・効果的な行政運営を推進します。

<施策42 健全な財政運営>

厳しい財政状況の中、限られた財源を活用し、まちづくりの目標を実現するため、成果や効果等を重視した財政運営を行うとともに、総合計画の優先順位に基づき、財源の効果的な配分に努めることで、計画的で健全な財政運営に取り組みます。



前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標1

まちづくりの
目標2

まちづくりの
目標3

まちづくりの
目標4

まちづくりの
目標5

まちづくりの
目標6

まちづくりの
目標7
を実現するため

前期基本計画





1 前期基本計画策定の基本方針

(1) 計画の目的と役割

第五次北谷町総合計画の基本構想では、『夢ひろがる 人つながる ともに生きる ニライの都市（まち）・北谷』を将来像に掲げ、「6つのまちづくりの目標」と「まちづくりの目標を実現するために」の達成に向けて取り組むこととしています。

基本構想を具体化するため、基本構想の計画期間を前後に分け、前半部分となる4年間の前期基本計画を策定し、施策の基本的方向及び体系等を示しました。

前期基本計画に基づき、基本構想の実現に向けて本町のまちづくりを総合的・計画的に進めます。

(2) 計画の期間

前期基本計画の計画期間は、平成25（2013）年度から平成28（2016）年度までの4年間とします。

(3) 計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画で構成され、前期基本計画では、「まちづくりの目標」及び「まちづくりの目標を実現するために」を位置付けています。

(4) 計画の見方

それぞれの掲載内容については、以下のとおりとします。

【まちづくりの目標】及び【まちづくりの目標を実現するために】

「まちづくりの目標」及び「まちづくりの目標を実現するために」は、複数の施策で構成されています。

<目指す姿>

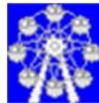
施策を推進するための基本的な考え方を示しています。

<現状と課題>

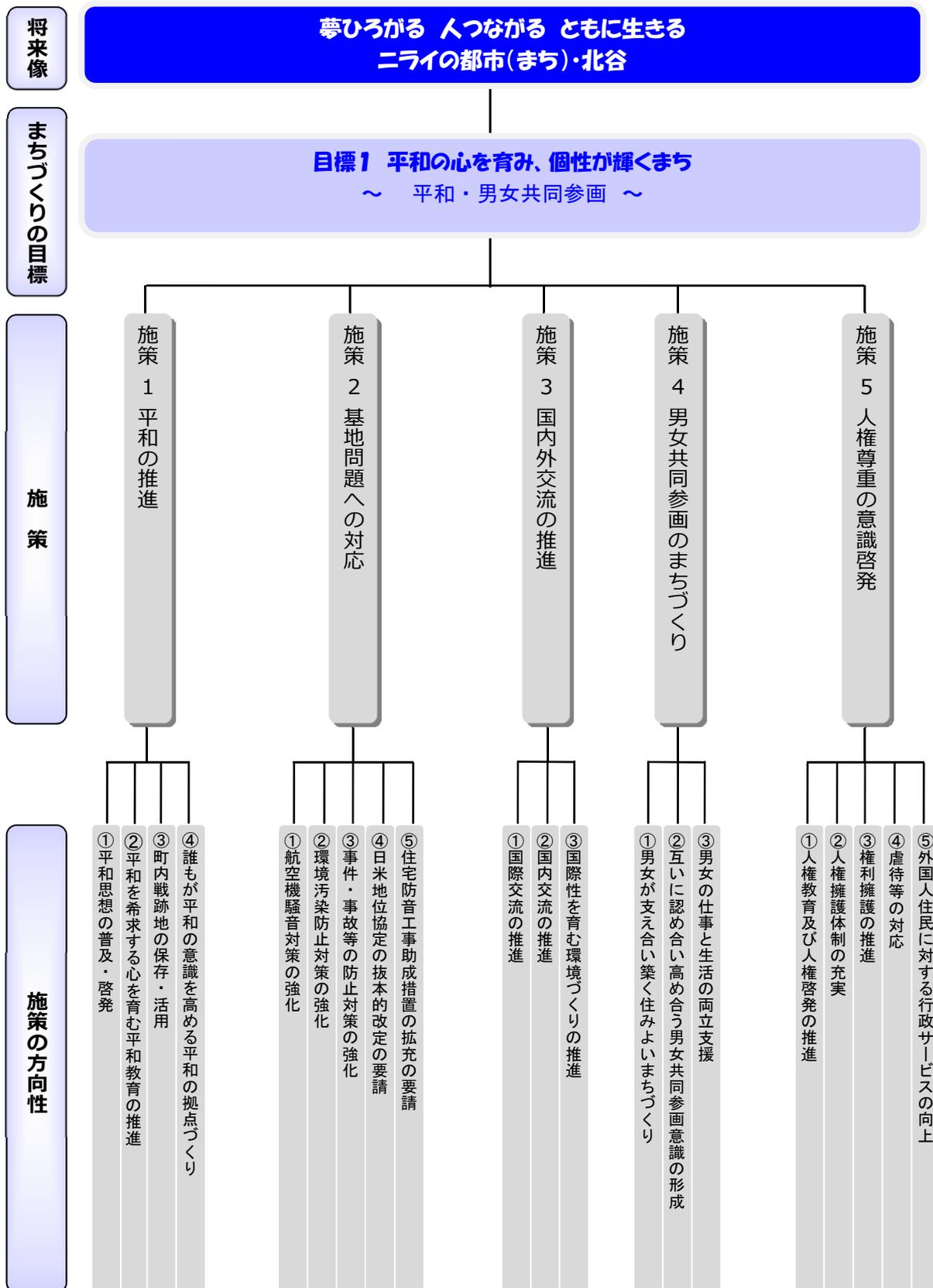
施策に関わる本町の現状と課題やこれまでの取り組みについてまとめました。

<施策の方向性>

現状を踏まえて、将来に向けて取り組むべき施策の方向性についてまとめました。



(5) 施策体系図



序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

目標7

目標8

目標9

目標10

目標11

目標12

目標13

目標14

目標15

目標16

目標17

目標18

目標19

目標20

目標21

目標22

目標23

目標24

目標25

目標26

目標27

目標28

目標29

目標30

目標31

目標32

目標33

目標34

目標35

目標36

目標37

目標38

目標39

目標40

目標41

目標42

目標43

目標44

目標45

目標46

目標47

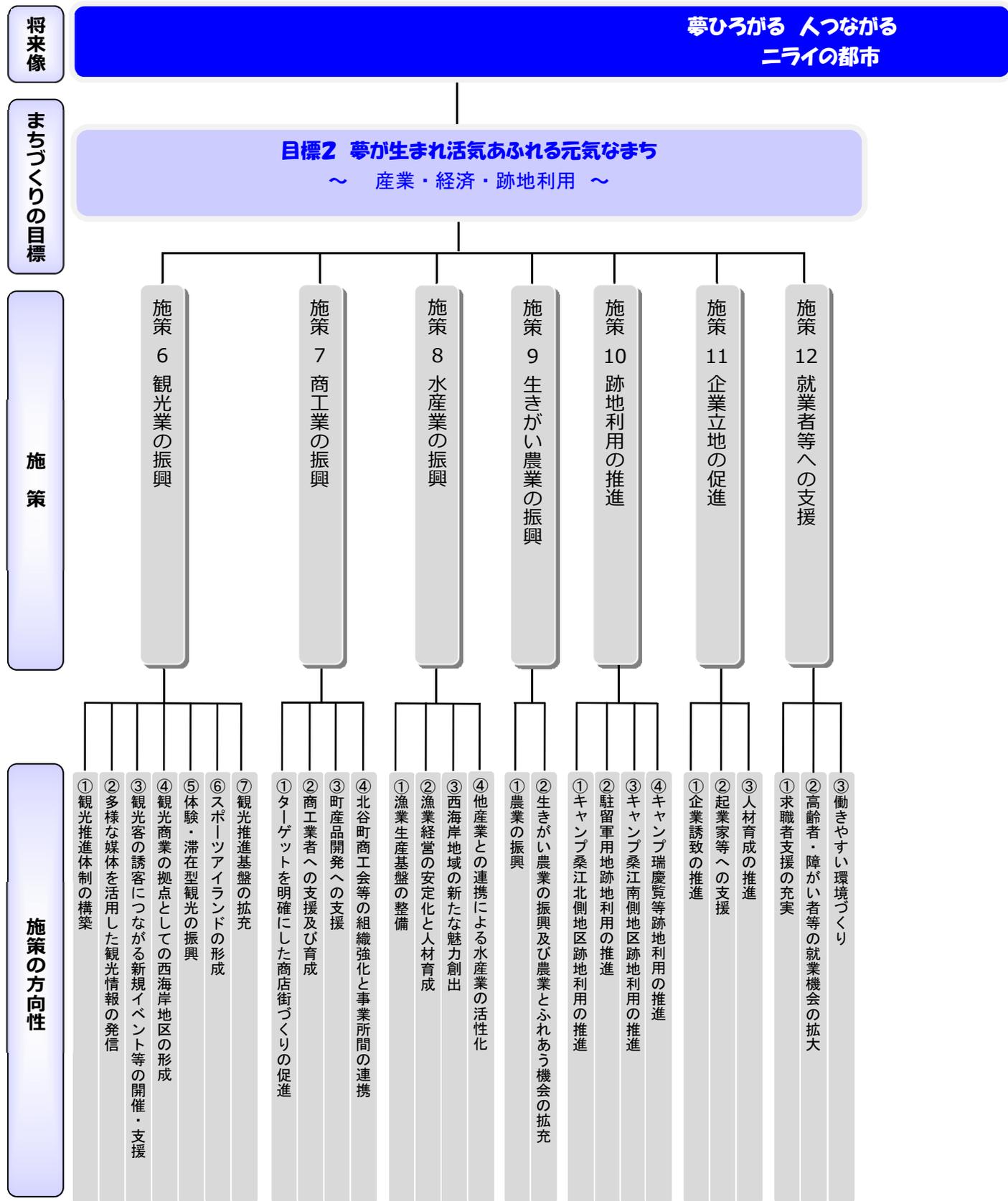
目標48

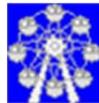
目標49

目標50



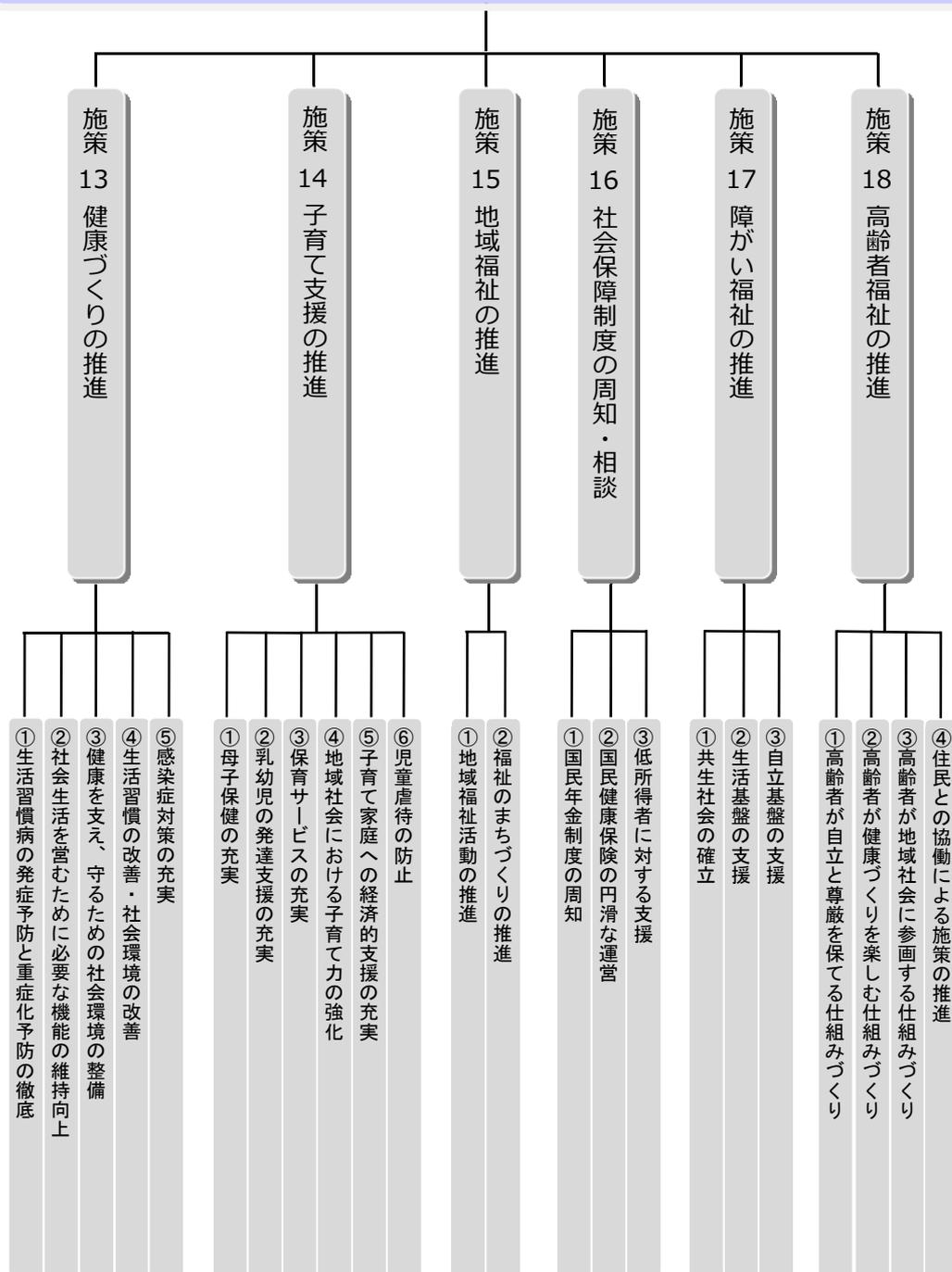
(5) 施策体系図





ともに生きる
(まち)・北谷

目標3 色々な絆で支え合い誰もがいきいきと住み続けられるまち
～ 健康・子育て・福祉 ～



序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

目標7

目標8

目標9

目標10

目標11

目標12

目標13

目標14

目標15

目標16

目標17

目標18

目標19

目標20

目標21

目標22

目標23

目標24

目標25

目標26

目標27

目標28

目標29

目標30

目標31

目標32

目標33

目標34

目標35

目標36

目標37

目標38

目標39

目標40

目標41

目標42

目標43

目標44

目標45

目標46

目標47

目標48

目標49

目標50

目標51

目標52

目標53

目標54

目標55

目標56

目標57

目標58

目標59

目標60

目標61

目標62

目標63

目標64

目標65

目標66

目標67

目標68

目標69

目標70

目標71

目標72

目標73

目標74

目標75

目標76

目標77

目標78

目標79

目標80

目標81

目標82

目標83

目標84

目標85

目標86

目標87

目標88

目標89

目標90

目標91

目標92

目標93

目標94

目標95

目標96

目標97

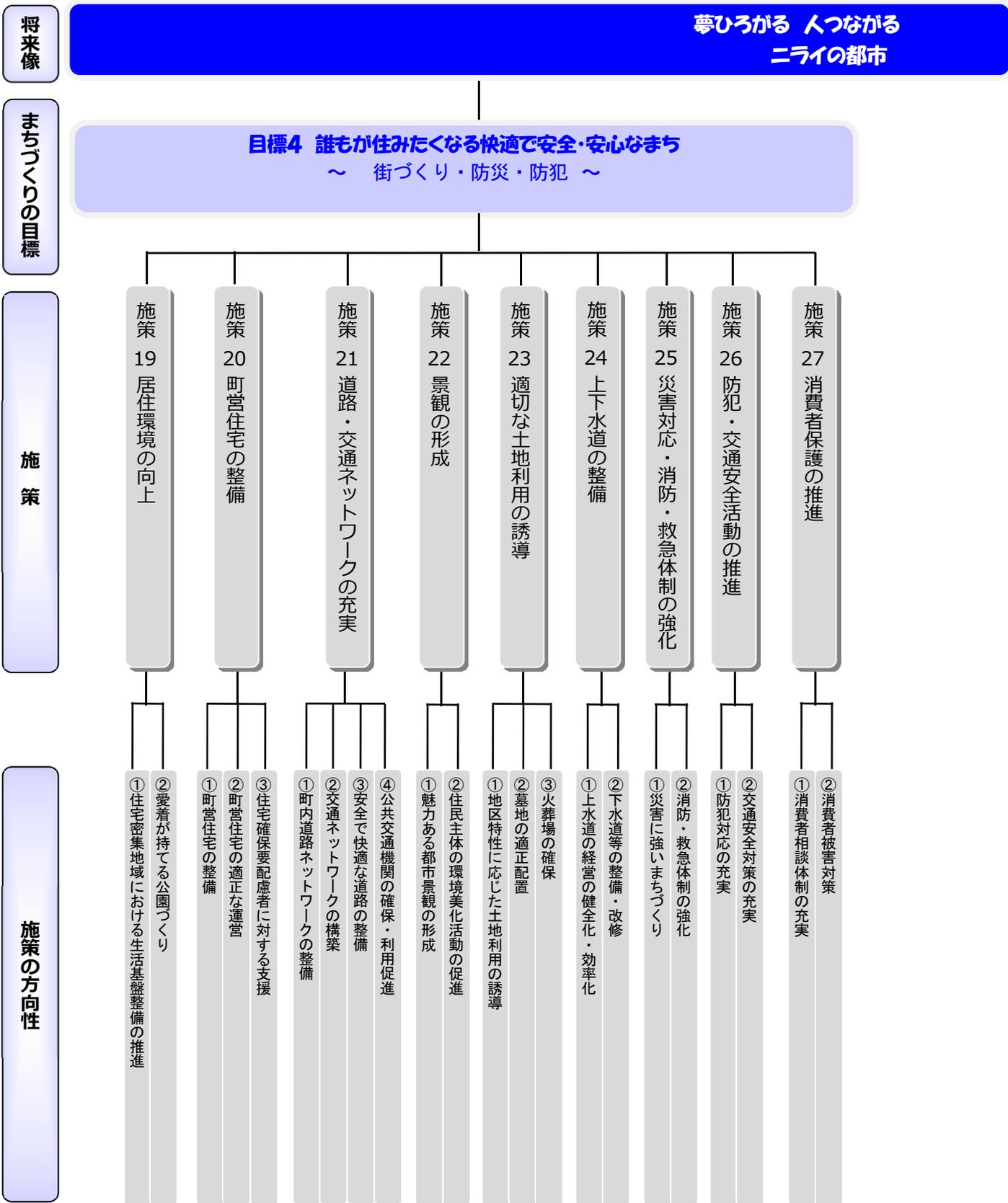
目標98

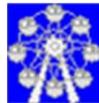
目標99

目標100



(5) 施策体系図

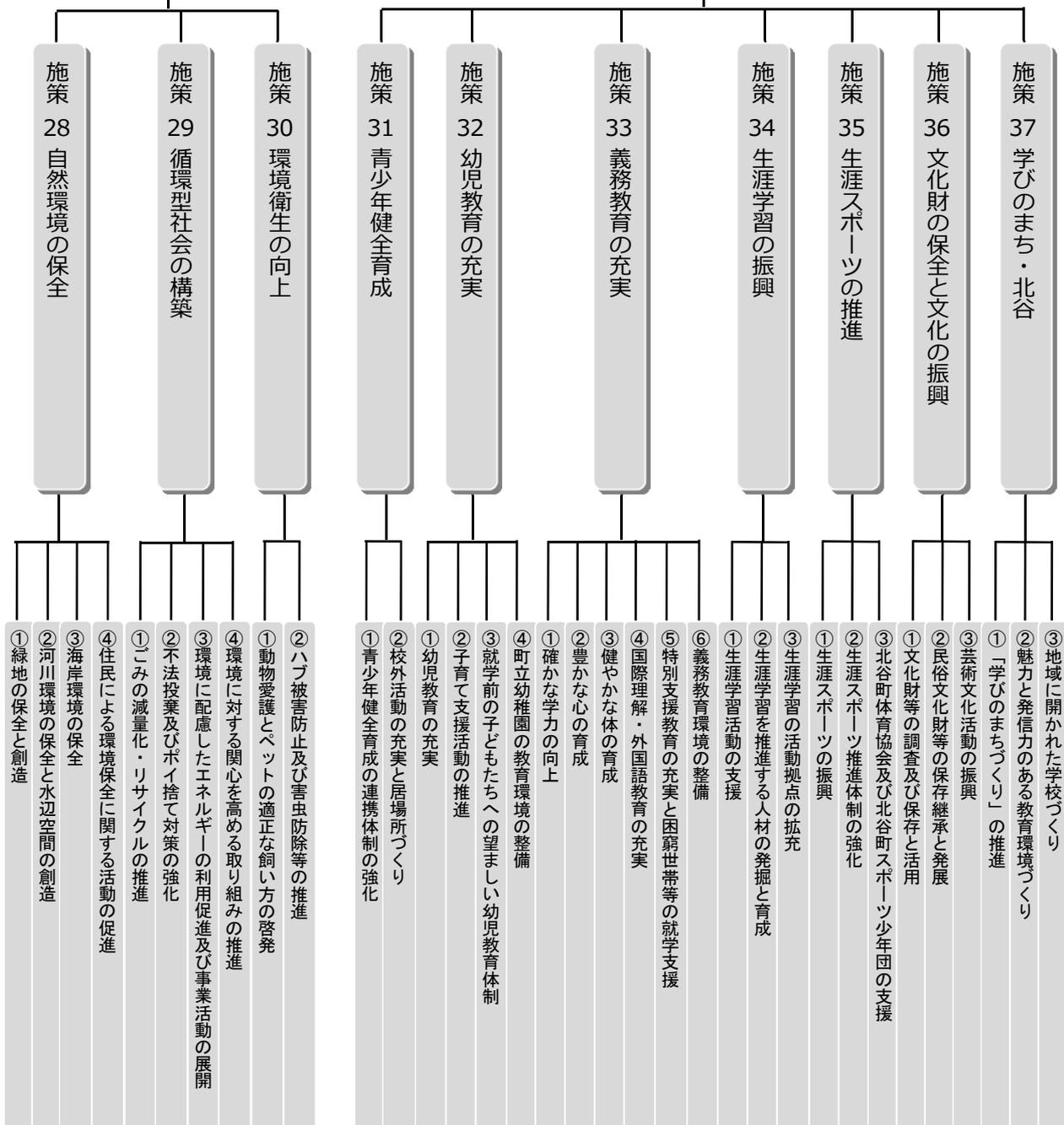




ともに生きる (まち)・北谷

目標5 自然とともに生きるまち ～ 環境・自然 ～

目標6 豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち ～ 教育・文化・スポーツ ～

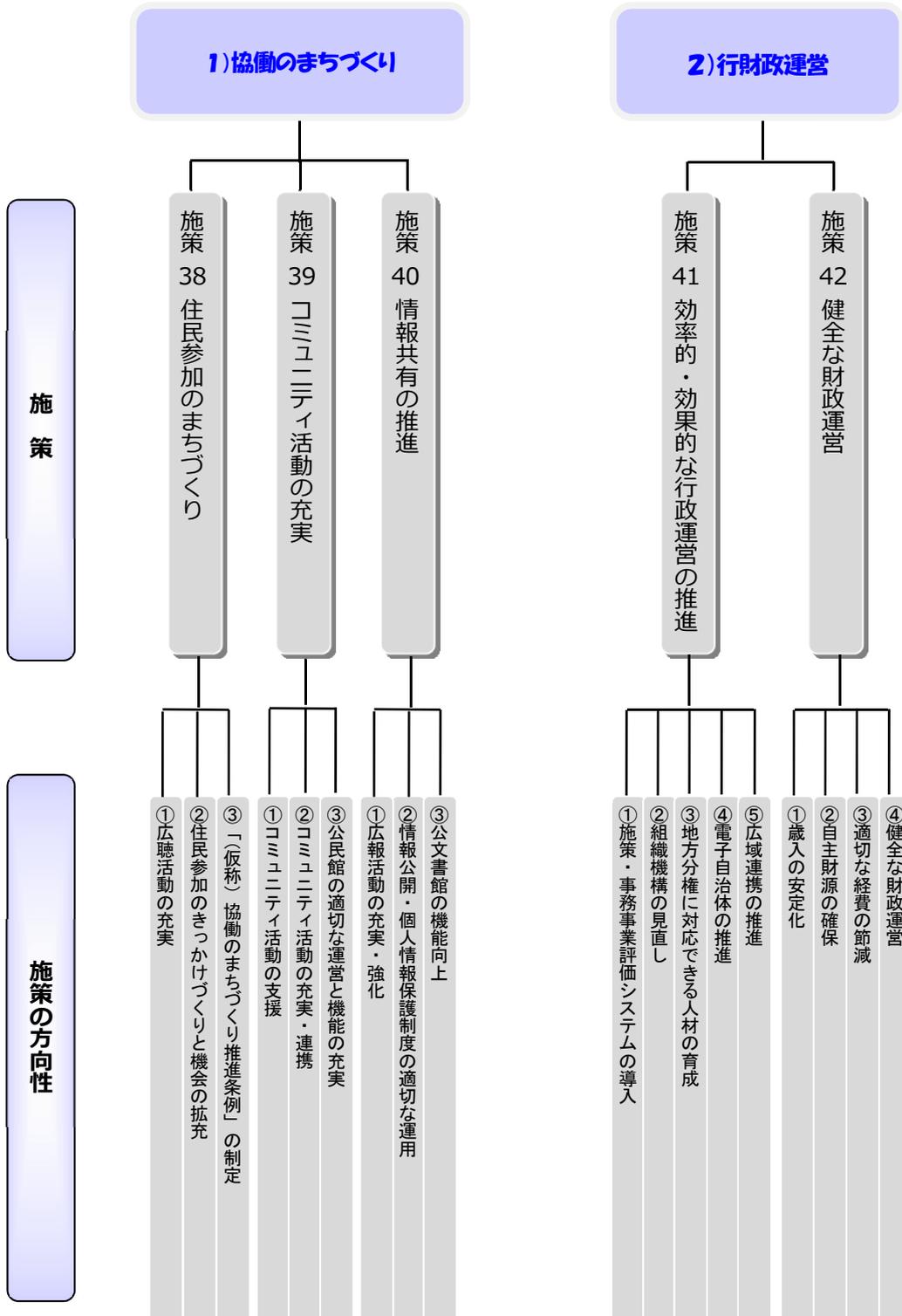




(5) 施策体系図

将来像

夢ひろがる 人つながる とともに生きる
ニライの都市(まち)・北谷





2 まちづくりの目標

(1)分野別目標

まちづくりの目標 1

『平和の心を育み、個性が輝くまち』

～平和・男女共同参画～

- 施策1 平和の推進
- 施策2 基地問題への対応
- 施策3 国内外交流の推進
- 施策4 男女共同参画のまちづくり
- 施策5 人権尊重の意識啓発

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画策定の基本方針
- 目標1
- 目標2
- 目標3
- 目標4
- 目標5
- 目標6
- 目標7
- 目標8
- 目標9
- 目標10
- 目標11
- 目標12
- 目標13
- 目標14
- 目標15
- 目標16
- 目標17
- 目標18
- 目標19
- 目標20
- 目標21
- 目標22
- 目標23
- 目標24
- 目標25
- 目標26
- 目標27
- 目標28
- 目標29
- 目標30
- 目標31
- 目標32
- 目標33
- 目標34
- 目標35
- 目標36
- 目標37
- 目標38
- 目標39
- 目標40
- 目標41
- 目標42
- 目標43
- 目標44
- 目標45
- 目標46
- 目標47
- 目標48
- 目標49
- 目標50
- 目標51
- 目標52
- 目標53
- 目標54
- 目標55
- 目標56
- 目標57
- 目標58
- 目標59
- 目標60
- 目標61
- 目標62
- 目標63
- 目標64
- 目標65
- 目標66
- 目標67
- 目標68
- 目標69
- 目標70
- 目標71
- 目標72
- 目標73
- 目標74
- 目標75
- 目標76
- 目標77
- 目標78
- 目標79
- 目標80
- 目標81
- 目標82
- 目標83
- 目標84
- 目標85
- 目標86
- 目標87
- 目標88
- 目標89
- 目標90
- 目標91
- 目標92
- 目標93
- 目標94
- 目標95
- 目標96
- 目標97
- 目標98
- 目標99
- 目標100



施策1 平和の推進

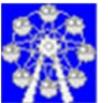
目指す姿

住民一人ひとりが、世界平和への願いを込めた「北谷町民平和の日（10月22日）」と「北谷町非核宣言」を尊重するとともに、「北谷町民平和の日」の周知や平和教育の推進等により、平和の心が次世代へ継承されるまちを目指します。

現状と課題

- ◆昭和60年（1985年）に「北谷町非核宣言」の実施、翌年8月15日に「北谷町非核宣言の塔」、平成3年に「第二次世界大戦米軍上陸モニュメント」を建立するとともに、日本非核宣言自治体協議会、平和市長会議へ加盟しています。
- ◆戦後50年（1995年）を記念して、10月22日を「北谷町民平和の日」として制定しました。
- ◆町立図書館では、平和文庫の創設が謳われたため、平和の啓発スペースを設け、平和関連所蔵本3,333冊（視聴覚資料含む。）が「郷土資料・平和文庫コーナー」に配架されているとともに、読書を通して戦争と平和について考えるため、沖縄戦にちなんだ図書や紙芝居、ビデオ等の紹介やテーマ展を開催しています。
- ◆毎年10月22日から31日までの平和推進旬間中、平和祈念祭を開催し、平和祈念展、平和に関する鑑賞会、戦跡遺構めぐり、戦争と平和についての講話会等を行っています。
- ◆広島・長崎の被爆体験を学習することにより、平和への認識を深め、被爆地で学んだ平和の心を次の世代へ語り継いでいく若者を育成することを目的に、中高生を対象とした「広島・長崎平和学習派遣事業」を実施しています。
- ◆第二次世界大戦で犠牲となった本町出身の戦没者2,321柱（軍人・軍属・準軍属1,295人、一般住民1,026人）の御霊を慰め、その犠牲を無駄にすることなく戦争に反対し、人類の恒久平和を希求することを目的に、「北谷町慰霊祭」を実施しています。
- ◆私たちの子や孫のためにも沖縄を平和の発信地として位置づけ、日本国憲法の理念を暮らしの中に取り入れながら、住民が日本国憲法を身近なものとして考えることを目的として、「憲法講演会」を実施しています。





施策の方向性

①平和思想の普及・啓発

「北谷町民平和の日」の周知徹底を図るとともに、住民が平和の尊さについて語り合い、平和なまちづくりを推進するため、平和推進旬間における平和推進事業（イベントの開催）を実施します。

また、沖縄戦や広島・長崎の被爆体験を歴史的教訓として学習するため、平和交流活動を推進するとともに、戦争の記憶を次世代へ正しく継承していくため、戦争体験談の映像・音声記録保存に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「平和推進旬間における平和推進事業（イベントの開催）」の実施
- ・広島、長崎平和学習の派遣
- ・戦争体験談の映像、音声記録の保存
- ・「北谷町慰霊祭」の実施

②平和を希求する心を育む平和教育の推進

平和の尊さを学び、人間の尊厳を何よりも重くみる社会を実現するため、憲法講演会をはじめ平和に関する講座・講演等の学習機会を拡充します。

また、子どもたちが平和や戦争体験について関心を持つよう戦争体験構成劇等の制作・公演等を行うなど、工夫した平和教育に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「憲法講演会」の実施
- ・戦争体験構成劇等の制作、公演等
- ・小中学校における平和教育の拡充

③町内戦跡地の保存・活用

住民が沖縄戦について学ぶ場として、町内戦跡地の適切な保存・活用を図るとともに、米軍基地内の戦跡地についても適切な保存を図り、住民が活用できるよう要請します。

【施策に関連する主な取り組み】

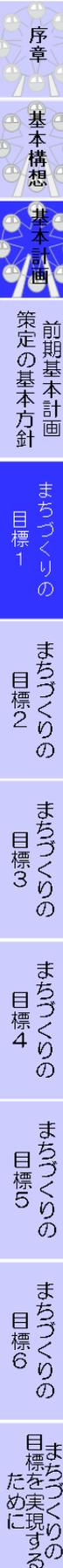
- ・町内戦跡地の適切な保存と活用
- ・米軍基地内の戦跡地の適切な保存と活用の要請

④誰もが平和の意識を高める平和の拠点づくり

町内外から多くの人を訪れ、平和学習や平和交流活動を通して、子どもから高齢者まで平和に対する意識を高められるような平和の拠点づくりに努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・平和に対する意識を高められるような平和の拠点づくり





施策2 基地問題への対応

目指す姿

米軍基地から派生する航空機の騒音問題や有害物質等による環境汚染問題、軍人・軍属等による事件・事故等から住民の生命と財産を守り、住民福祉の向上を図るため、米軍基地が存在することで発生する問題の解消に取り組みます。

現状と課題

- ◆本町には、嘉手納飛行場、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファームの4つの米軍基地が存在し、総面積は728.9ha、町域面積の52.9%を占めています。
- ◆米軍基地が存在することによって、騒音等の被害や有害物質等の環境汚染も発生し、米軍基地返還後の円滑な跡地利用にも支障をきたしています。
- ◆「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」（三連協）をはじめとする関係機関等との連携を強化し、基地被害の未然防止、騒音対策及び被害者への迅速・適切な対応を日米両政府に対し求めています。
- ◆米軍人等の施設・区域外居住者が大幅に増加し、生活習慣や文化の違いによって、事件、事故、迷惑行為等の地域住民に与える影響が大きな課題となっています。

図表-軍人等の施設・区域内外居住者数の推移

各年3月末日

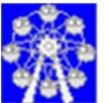
年度	施設・区域内(人)	施設・区域外(人)	合計(人)
平成19年	6,845	2,893	9,738
平成20年	5,893	3,223	9,116
平成21年	6,619	3,474	10,093
平成22年	6,953	3,441	10,394
平成23年	6,993	4,004	10,997
平成24年	7,131	4,535	11,666

資料：町長室

図表-砂辺地域における航空機騒音の状況

年次	測定日数 (日)	ピークレベル値		騒音発生回数					70dB以上の 騒音 累積時間(秒)
		最高値 (dB)	平均値 (dB)	70dB以上					
				計(回)	0~7時	7~19時	19~22時	22~24時	
平成19年度	365日	119.8	98.2	21,605	331	18,512	2,513	249	638,216
	1日平均			59.0	0.9	50.5	6.8	0.6	1,743.7
平成20年度	366日	118.7	98.4	13,939	153	12,146	1,560	80	459,859
	1日平均			38.1	0.4	33.2	4.2	0.2	1,259.8
平成21年度	365日	112.9	92.0	23,606	562	20,735	2,127	182	794,493
	1日平均			64.7	1.5	56.8	5.8	0.5	2,176.7
平成22年度	365日	115.2	91.4	19,285	631	16,390	2,047	217	676,535
	1日平均			52.8	1.7	44.9	5.6	0.6	1,853.5
平成23年度	365日	113.1	90.1	20,571	670	17,195	2,381	325	671,790
	1日平均			56.3	1.8	47.1	6.5	0.9	1,840.5

資料：町長室



施策の方向性

①航空機騒音対策の強化

米軍基地から派生する騒音発生状況の調査を継続的に実施し、関係機関に対して軽減策の要請をします。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・騒音発生状況調査の実施
- ・騒音軽減に関する関係機関に対する要請

②環境汚染防止対策の強化

米軍基地から派生する有害物質、廃油、赤土等による環境汚染を防止するための対策強化を要請します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・米軍基地から派生する環境汚染監視体制の強化
- ・再発防止策の徹底に関する関係機関に対する要請

③事件・事故等の防止策の強化

米軍基地の存在によって派生する軍人・軍属等による事件・事故等に対し、関係機関等との連携を強化し、迅速・適切な対応を強く求めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・関係機関等との連携強化による事件、事故等の防止策の強化

特に、米軍人等の施設・区域外居住者による様々な課題についても、関係機関等の連携により適切に対応します。

④日米地位協定の抜本的改定の要請

住民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的改定を強く求めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・日米地位協定の抜本的改定の要請

⑤住宅防音工事助成措置の拡充の要請

航空機騒音の軽減措置である住宅防音工事助成措置の拡充については、指定区域及び制度の拡充を要請するとともに、認可外保育施設の防音工事助成措置についても引き続き要請します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・指定区域及び制度の拡充の要請
- ・認可外保育施設の防音工事助成措置についての要請

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画策定の基本方針

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

目標7

目標8

目標9

目標10

目標11

目標12

目標13

目標14

目標15

目標16

目標17

目標18

目標19

目標20

目標21

目標22

目標23

目標24

目標25

目標26

目標27

目標28

目標29

目標30

目標31

目標32

目標33

目標34

目標35

目標36

目標37

目標38

目標39

目標40

目標41

目標42

目標43

目標44

目標45

目標46

目標47

目標48

目標49

目標50

目標51

目標52

目標53

目標54

目標55

目標56

目標57

目標58

目標59

目標60

目標61

目標62

目標63

目標64

目標65

目標66

目標67

目標68

目標69

目標70

目標71

目標72

目標73

目標74

目標75

目標76

目標77

目標78

目標79

目標80

目標81

目標82

目標83

目標84

目標85

目標86

目標87

目標88

目標89

目標90

目標91

目標92

目標93

目標94

目標95

目標96

目標97

目標98

目標99

目標100



施策3 国内外交流の推進

目指す姿

国内外の異なる風土や歴史・文化を持つ地域との交流に取り組むことで、幅広い視野を持った人材育成と国際性豊かなまちづくりを目指します。

また、住民参加による地域特性を活かした交流活動や、文化、教育、経済、産業等広範な分野での交流活動を促し、多様な主体の連携によるネットワークの拡充を図ります。

現状と課題

- ◆本町出身の海外移住者子弟の研修生を受け入れ、「海外移住者子弟研修生受入事業」を実施していますが、本町出身海外移住者子弟の把握・確保及び親族の受け入れ体制等に課題があります。
- ◆九州・沖縄サミット開催（2000年）に伴い、ブレア首相が本町を訪れたことを契機に、中学生を英国に派遣する「英国派遣交流事業」を実施しています。
- ◆青少年の交流を通して相互理解を深め、国際性豊かな人材育成及び国際社会に適応する能力の向上を図ることを目的に、平成25年度から「ハワイ短期留学派遣事業」を実施しています。
- ◆山形県最上広域市町村圏との児童交流（主催：中部広域市町村圏事務組合）へは、本町からも毎年数名が参加し、異文化への理解を深めるとともに、沖縄文化の発信等を行っています。

施策の方向性

①国際交流の推進

本町出身の海外移住者子弟との交流や国際的な人材の育成を図るため、海外移住者子弟研修生の受入対象者の把握・確保を強化するとともに、受入環境の充実を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 本町出身海外移住者との連携強化
- 海外移住者子弟研修生の受入
- 中学校英国派遣交流の充実
- 中高ハワイ短期留学派遣の実施

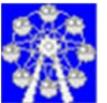
また、児童生徒を対象とした国際交流事業の充実を図ることで、国際性豊かなまちづくりを推進します。

②国内交流の推進

幅広い視野を持った人材育成を図るため、本町とは異なる風土、歴史、文化を持つ地域との交流を進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 山形県最上広域市町村圏との広域交流推進



③国際性を育む環境づくりの推進

アジアをはじめ海外との文化、教育、経済、産業等、広範な分野での交流活動を推進します。

また、住民と外国人住民が共に生きる社会を目指して、地域特性を活かした交流活動の促進、生活習慣、文化の違い等を分かり合える交流の場の設定に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 海外との文化、教育、経済、産業等、広範な分野での交流活動の推進
- 外国人住民との交流の場の設定



前期基本計画
策定の基本方針

目標1の
実現のため

目標2の
実現のため

目標3の
実現のため

目標4の
実現のため

目標5の
実現のため

目標6の
実現のため

目標7の
実現のため





施策4 男女共同参画のまちづくり

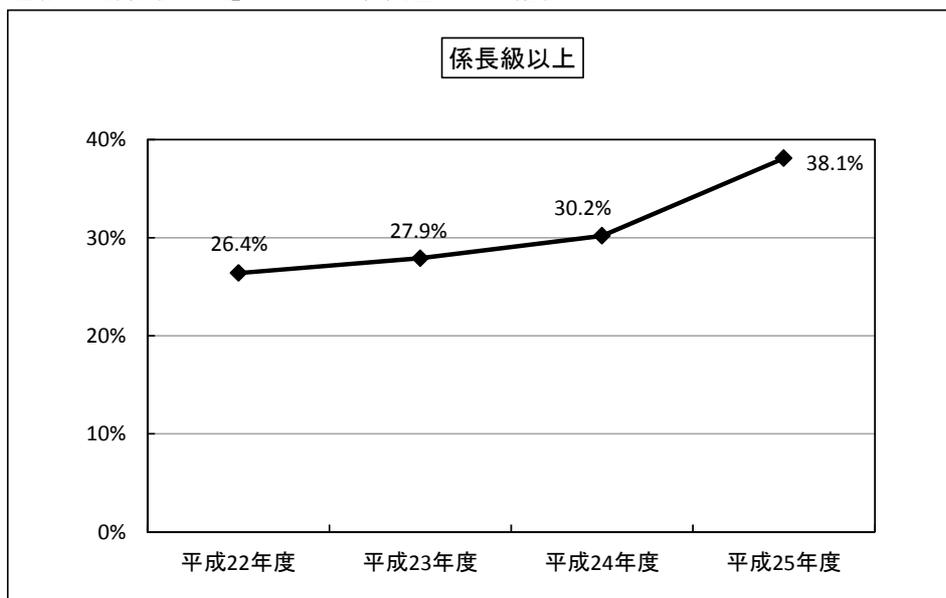
目指す姿

男女がお互いの立場を思いやりながら、自らの意志によって社会のあらゆる活動に参画し、個性を活かし活躍することができる男女共同参画のまちを目指します。

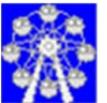
現状と課題

- ◆平成24年に策定した「第二次北谷町男女共同参画推進計画（ちゃたんハーモニープラン）」に基づき、審議会や委員会等の政策・方針決定の場における女性委員の登用率 40%以上を目標に取り組んでいます。
- ◆“平手で打つ”“長時間無視し続ける”等、何らかのDV被害を受けたことがある住民は、女性 47.6%、男性 36.2%と女性の方が1割以上も高くなっています。
- ◆平成23年に実施した「町民意識調査」では、職場において「仕事の内容面で男女差がある」と回答した割合は女性 21.2%、男性 34.5%、男女ともに不平等感が解消されていない状況となっています。
- ◆離職した女性が再就職しやすい環境づくりに必要なこととして、女性の 37.7%が「保育体制（学童保育、病児保育、保育時間延長等）の充実」と回答し、保育体制の充実が求められています。
- ◆平成25年度における「係長級以上」への女性職員の登用率は年々増加し、38.1%となっています。

図表-「係長級以上」への女性職員登用率の推移



資料：総務課



施策の方向性

①男女が支え合い築く住みよいまちづくり

男女が共に支え合って築く男女共同参画実現のためには、あらゆる分野において女性が参画することが求められていることから、今後も多様な機会を通じた積極的な情報提供や意識啓発に取り組むとともに、家庭や地域、社会、働く場における環境整備を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・住民と行政、事業所、教育関係者等の連携強化
- ・政策、方針決定過程への女性の参画促進
- ・家庭・地域における男女共同参画の推進
- ・「(仮称) 男女共同参画推進条例」の制定

②お互いに認め合い高め合う男女共同参画意識の形成

一人ひとりが個人として尊重され、個人の能力と意欲を安心して発揮することは、男女が共に支え合い築く豊かな社会の実現には必要不可欠であるため、性別による固定的な役割分担意識からの解放に向け、積極的な意識啓発に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・次代を担う子どもたちへの積極的な意識啓発
- ・ジェンダーの視点に基づく人権の尊重
- ・固定的性別役割分担意識の啓発
- ・男女混合名簿の導入の推進
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)、性犯罪に関する対策強化

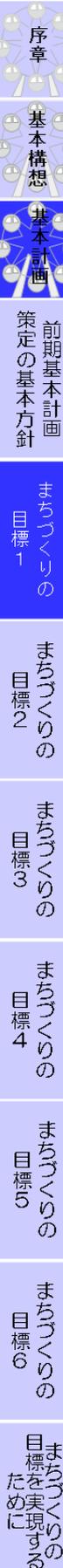
③男女の仕事と生活の両立支援

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が大切であるため、働き方の見直しについての意識啓発を図るとともに、家庭・地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に仕事と生活を両立することができる基盤整備を進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・仕事と生活の両立に向けた支援
- ・働く場における男女共同参画の推進
- ・多様なライフスタイルに応じた子育て支援
- ・男女の自立に向けた意識啓発及び支援
- ・「(仮称) 北谷町子育て支援企業認定制度」の創設検討

また、厚生労働省が認定する「子育て支援企業」の推奨、独自の認定制度の創設等を検討します。





施策5 人権尊重の意識啓発

目指す姿

性別、年齢、国籍や障がいの有無等を問わず、お互いの人間性を尊重し認めあい、問題や悩みがある人へ手助けがされ、人権が尊重される住みよいまちづくりを目指します。

また、住民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、誰もが安心して共に生活できるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ◆住民の生活に関する悩みの解消等のため、月に1度、「人権・行政・住民無料法律相談」を実施するとともに、人権擁護委員連絡協議会との連携により、人権教室等を開催しています。
- ◆「人権・行政・住民無料法律相談」や「消費生活相談室」等、様々な相談窓口がありますが、各機関との連携が行われておらず、定期的な情報交換を図る場がないため、お互いの情報が共有されていないこと、お互いの機能と役割の共通認識が図られていないことが課題です。
- ◆「住民基本台帳法（平成24年7月）」の改正により、外国人住民にも住民票が作成されることになったため、行政サービスを受ける際の各種手続きの簡素化等、利便性の向上が期待されています。

図表-相談内容及び件数（平成23年度）

	内容	件数
人権相談	家庭内の悩みごと	9
	近隣とのトラブル	5
	不動産の問題	11
	戸籍の問題	0
	男女間のもめごと	1
	その他	4
	合計	30
行政相談	北谷町役場（建設に関する相談）	1
	北谷町役場（福祉に関する相談）	0
	北谷町役場への要望	0
	北谷町役場への苦情	0
	その他（生活保護）	1
	合計	2
法律相談	金銭トラブル	39
	不動産賃貸	15
	離婚問題	18
	相続問題	31
	親権問題	3
	慰謝料請求問題	16
	合計	122

資料：企画財政課



施策の方向性

①人権教育及び人権啓発の推進

人権侵害が行われる背景には、一人ひとりの偏見等によるところが大きいことから、その偏見を取り除き、認識を改めてもらうことが重要であるため、人権問題についての正しい理解や認識を養うための取り組みを進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・小中学校における人権教育の充実
- ・人権問題についての正しい理解と認識のための支援

②人権擁護体制の充実

人権侵害の早期発見や対応を迅速に行うため、関係機関との連携による定期的な情報交換を開催し、お互いの情報共有等を図り、人権擁護体制の充実に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・関係機関との連携による定期的な情報交換の開催
- ・「人権・行政・住民無料法律相談」の実施
- ・「特設人権相談所」の設置

③権利擁護の推進

判断能力の低下等による高齢者や障がい者等の権利侵害を防止するため、成年後見制度等の普及や利用の促進に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・成年後見制度等の権利擁護事業の周知徹底

④虐待等の対応

高齢者、障がい者、児童等に対する虐待及び配偶者等からの暴力の未然防止や被害者への対応等、関係機関とのネットワークを活かし、組織的な支援体制の充実に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

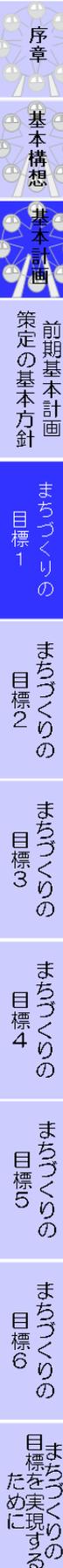
- ・相談窓口の設置及び相談専門員の配置検討

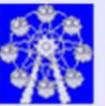
⑤外国人住民に対する行政サービスの向上

外国人住民が言葉や生活習慣の違い等から、日常生活や災害時において不便を感じないように、外国語による情報誌の発行やホームページによる情報提供に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・外国人住民への相談業務の充実





まちづくりの目標

2

『夢が生まれ活気あふれる元気なまち』

～産業・経済・跡地利用～

- 施策 6 観光業の振興
- 施策 7 商工業の振興
- 施策 8 水産業の振興
- 施策 9 生きがい農業の振興
- 施策 10 跡地利用の推進
- 施策 11 企業立地の促進
- 施策 12 就業者等への支援

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画
策定の基本方針
- まちづくりの目標 1
- まちづくりの目標 2
- まちづくりの目標 3
- まちづくりの目標 4
- まちづくりの目標 5
- まちづくりの目標 6
- まちづくりの目標 7
- まちづくりの目標 8
- まちづくりの目標 9
- まちづくりの目標 10
- まちづくりの目標 11
- まちづくりの目標 12
- まちづくりの目標 13
- まちづくりの目標 14
- まちづくりの目標 15
- まちづくりの目標 16
- まちづくりの目標 17
- まちづくりの目標 18
- まちづくりの目標 19
- まちづくりの目標 20
- まちづくりの目標 21
- まちづくりの目標 22
- まちづくりの目標 23
- まちづくりの目標 24
- まちづくりの目標 25
- まちづくりの目標 26
- まちづくりの目標 27
- まちづくりの目標 28
- まちづくりの目標 29
- まちづくりの目標 30
- まちづくりの目標 31
- まちづくりの目標 32
- まちづくりの目標 33
- まちづくりの目標 34
- まちづくりの目標 35
- まちづくりの目標 36
- まちづくりの目標 37
- まちづくりの目標 38
- まちづくりの目標 39
- まちづくりの目標 40
- まちづくりの目標 41
- まちづくりの目標 42
- まちづくりの目標 43
- まちづくりの目標 44
- まちづくりの目標 45
- まちづくりの目標 46
- まちづくりの目標 47
- まちづくりの目標 48
- まちづくりの目標 49
- まちづくりの目標 50
- まちづくりの目標 51
- まちづくりの目標 52
- まちづくりの目標 53
- まちづくりの目標 54
- まちづくりの目標 55
- まちづくりの目標 56
- まちづくりの目標 57
- まちづくりの目標 58
- まちづくりの目標 59
- まちづくりの目標 60
- まちづくりの目標 61
- まちづくりの目標 62
- まちづくりの目標 63
- まちづくりの目標 64
- まちづくりの目標 65
- まちづくりの目標 66
- まちづくりの目標 67
- まちづくりの目標 68
- まちづくりの目標 69
- まちづくりの目標 70
- まちづくりの目標 71
- まちづくりの目標 72
- まちづくりの目標 73
- まちづくりの目標 74
- まちづくりの目標 75
- まちづくりの目標 76
- まちづくりの目標 77
- まちづくりの目標 78
- まちづくりの目標 79
- まちづくりの目標 80
- まちづくりの目標 81
- まちづくりの目標 82
- まちづくりの目標 83
- まちづくりの目標 84
- まちづくりの目標 85
- まちづくりの目標 86
- まちづくりの目標 87
- まちづくりの目標 88
- まちづくりの目標 89
- まちづくりの目標 90
- まちづくりの目標 91
- まちづくりの目標 92
- まちづくりの目標 93
- まちづくりの目標 94
- まちづくりの目標 95
- まちづくりの目標 96
- まちづくりの目標 97
- まちづくりの目標 98
- まちづくりの目標 99
- まちづくりの目標 100



施策6 観光業の振興

目指す姿

スポーツ・ツーリズムや沖縄力を活用した文化交流型観光等、新たな着地型観光の創出を図るとともに、多様な観光情報の発信・誘客活動を行います。

また、観光業を振興するための推進体制や環境整備を進めることで、誰もが何度でも行きたくなくなる観光地を目指します。

現状と課題

- ◆平成 16 年には「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」が完了し、美浜・ハンビー地区は商業・観光施設が集積し、都市型リゾート地として県内外から多くの観光客が訪れる地域となっています。
- ◆観光客の更なる誘客を図るため、平成 18 年に北谷町観光協会が設立されました。
- ◆観光産業は本町の主要な産業の 1 つであり、西海岸地域の観光振興地域には、温泉利用型健康運動施設「ちゅらーゆ」や長期滞在型大型ホテルが立地しています。
- ◆観光商業従事者を対象に各種研修・講演の開催支援を行っていますが、今後は増加が予想される外国人観光客への対応が課題となっています。
- ◆プロ野球の中日ドラゴンズキャンプが行われ、キャンプシーズンには県内外から多くの観光客が訪れています。
- ◆平成 22 年度からスポーツ・ツーリズムの一環として、プロ野球 OB を指導者とした「少年少女野球キャンプ招へい事業」を実施しています。
- ◆平成 24 年経済センサスにおける産業別事業所の割合によると、「卸売業、小売業」(27.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」(19.1%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(12.7%)が多く、本町の主力産業は商業・サービス業となっています。





図表一産業別事業所数及び従業者数（民営）（北谷町）

産業(大分類)	事業所数		従業者数(注)		
	総数	%	総数	男	女
全産業(S公務を除く)	1,331	100.0%	11,087	5,082	5,835
農林漁業	1	0.1%	4	4	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	69	5.2%	582	490	92
製造業	22	1.7%	159	94	65
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情報通信業	15	1.1%	91	55	36
運輸業, 郵便業	19	1.4%	285	267	18
卸売業, 小売業	361	27.1%	2,715	1,066	1,649
金融業, 保険業	21	1.6%	190	54	136
不動産業, 物品賃貸業	147	11.0%	606	341	265
学術研究, 専門・技術サービス業	37	2.8%	177	130	47
宿泊業, 飲食サービス業	254	19.1%	2,889	1,351	1,512
生活関連サービス業, 娯楽業	169	12.7%	954	386	568
教育, 学習支援業	58	4.4%	279	144	135
医療, 福祉	79	5.9%	970	267	703
複合サービス事業	5	0.4%	26	14	12
サービス業(他に分類されないもの)	74	5.6%	1,160	419	597

※(注) 男女別の不詳を含む。

資料：経済センサス

施策の方向性

①観光推進体制の構築

北谷町観光協会の組織強化を図るとともに、観光全般をプロデュースする人材の育成・確保に取り組みます。

また、外国人への多言語対応をはじめ多様化する観光ニーズに対応しながら多角的な観光振興を行い、外国人観光客を引き込むことで、国際的に認知される観光リゾート地の形成を目指します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・北谷町観光協会に対する支援
- ・観光全般をプロデュースする人材の育成
- ・外国人への多言語対応

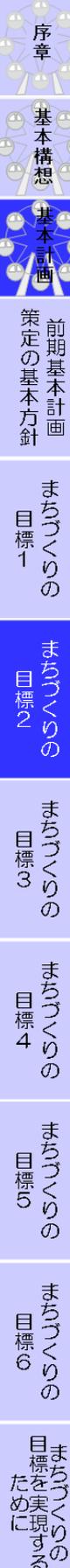
②多様な媒体を活用した観光情報の発信

観光に関する旬な情報の提供を行うため、北谷町観光情報センターでインターネットや多様な媒体を活用した観光情報の提供を行うとともに、大型ビジョンなどでのイベントの告知を目指します。

また、国内外からの観光客の誘客を図るため、北谷町観光協会等と連携を図るとともに、様々な媒体や手法を活用した観光プロモーション活動を展開します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・北谷町観光情報センターや観光コンテンツによる来訪者への観光情報の提供
- ・インターネット等、多様な媒体を活用した観光情報の提供
- ・沖縄観光コンベンションビューローとの連携





③観光客の誘客につながる新規イベント等の開催・支援

地域に賑わいを創出するための新規イベントの開催・支援を行い、国内外からの観光客の誘客につなげます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・新規イベント等の開催及び支援
- ・住民がイベントに関われるよう実施、運営体制の支援

また、新規イベントについては、企画段階から若者をはじめとした幅広い層の意見を取り入れ、より多くの住民がイベントに関われるよう実施・運営体制の支援を行います。

④観光商業の拠点としての西海岸地区の形成

沖縄を代表する観光スポットとして魅力あふれる西海岸地区の形成を図るため、エンターテインメント創出拠点の整備等、来町者が楽しく回遊できる仕掛けづくりを行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・映画等のロケ地や各種イベントの誘致
- ・エンターテインメント創出拠点の整備

また、映画のロケ地や各種イベントの誘致を行うとともに、様々なアーティストたちの交流を促すことで、新しい文化を発信する西海岸地区を目指します。

⑤体験・滞在型観光の振興

文化財マップの作成に取り組むとともに、修学旅行生を中心に歴史文化資源を活用した文化交流型観光の振興を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・文化財マップの作成
- ・歴史、文化資源を活用した文化交流型観光の策定
- ・マリンスポーツ等、海を活かした観光メニューの開発

また、観光客がいつでも楽しめるよう通年によるイベントの開催に取り組むとともに、新しい文化を活用した観光振興を行います。

さらに、町内での宿泊客の確保を図るため、マリンスポーツ等、海を活かした観光メニューの開発を行います。

⑥スポーツアイランドの形成

スポーツ・ツーリズムを展開するとともに、1年を通して様々なスポーツを行うことができるスポーツコンベンションを推進し、沖縄の特性を生かしたスポーツ振興のコンセプトであるスポーツアイランドの形成を目指します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・新たな着地型観光（滞在交流型観光）の創出

また、プロ野球をはじめ、各種スポーツ団体の大会やキャンプ地としての活用を促すことで、スポーツを通じた交流を推進し、新たな着地型観光（滞在交流型観光）を創出します。



⑦観光推進基盤の拡充

屋外でのイベントが開催しやすい環境整備を行うとともに、観光スポットとしての利用価値を高めるため、サンセットビーチの改良について検討を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・サンセットビーチの改良について検討

施策7 商工業の振興

目指す姿

若者、高齢者や家族連れ等ターゲットを明確にした商業機能の集積を促すことにより、地区の特性を活かした商店街の形成を目指します。

さらに、商工業者に対する多様な支援を行うとともに、本町の特性を活かした地場産業の振興を図るため、北谷ブランドの創設や町産品開発に対する支援を行うことで、元気な事業者が集まる活力ある商工業の振興を目指します。

現状と課題

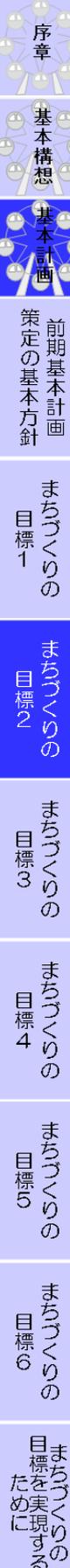
- ◆平成 21 年商業統計調査によると、卸売業・小売業の事業所数は 248 事業所、従業者数は 1,692 人となっており、平成 16 年以降ともに減少が続き、年間販売額も減少しています。
- ◆近年は、周辺自治体において新たな大規模商業施設が進出していることや経済状況を受け、事業所数等は縮小していることから、地域に根ざした商店街の活性化が課題となっています。
- ◆平成 23 年工業統計調査によると、製造業関連の事業所数は 9 事業所、従業者数は 99 人、製造品出荷額は 11 億 5,565 万円となっています。
- ◆製造業は事業所が少なく、そのほとんどが小規模な事業所となっているため、商業に比べると事業規模が小さいことが課題となっています。

図表一 商業事業所数・従業者数の推移（北谷町）

年次	総数		卸売業		小売業		年間販売額
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
平成16年	442事業所	3,169人	37事業所	233人	405事業所	2,936人	4,812,930万円
平成19年	369事業所	2,977人	32事業所	201人	337事業所	2,776人	4,116,576万円
平成21年	248事業所	1,692人	23事業所	106人	225事業所	1,586人	2,874,200万円

※平成21年商業統計調査は、経済センサスの創設に伴い中止となっており、平成24年経済センサス一活動調査の商業にて把握していますが、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入や商業・法人登録等の行政記録の活用が図られたため、平成19年と平成21年とでは、単純に比較はできません。

資料：商業統計調査、経済センサス





図表-年次別製造業の状況（北谷町）

年次	事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額	粗付加価値額
平成18年(2006年)	9事業所	116人	21,418万円	61,180万円	118,694万円	44,299万円
平成19年(2007年)	8事業所	97人	20,686万円	46,000万円	95,542万円	38,683万円
平成20年(2008年)	8事業所	74人	17,161万円	46,644万円	89,619万円	32,329万円
平成21年(2009年)	8事業所	96人	17,465万円	55,143万円	103,274万円	38,389万円
平成22年(2010年)	8事業所	87人	12,434万円	23,898万円	56,257万円	29,420万円
平成23年(2011年)	9事業所	99人	19,029万円	61,256万円	115,565万円	51,478万円

※平成23年工業統計調査は、平成24年経済センサスー活動調査の製造業にて把握しています。

資料：工業統計調査、経済センサス

施策の方向性

①ターゲットを明確にした商店街づくりの促進

商業機能の充実を図るため、子ども、家族連れ、高齢者等ターゲットを明確にした商業機能の集積を促し、地区特性を活かした商店街の形成を目指します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・地区特性を活かした商店街の形成

②商工業者への支援及び育成

事業所に対し、各種資金融資制度の周知及び利用を促すとともに、事業所のニーズに応じた各種研修を開催します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・各種資金融資制度の活用促進
- ・経営指導制度の活用促進

③町産品開発への支援

ものづくり産業と観光業等との融合による相乗効果を生み出し、地域産業を発展させるため、北谷ブランドの創設や町産品開発に対する支援を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・観光業との相乗効果を目指した特産品開発の支援
- ・「特産品開発施設整備事業」の推進

特に、地場産業である泡盛産業、泡盛用黒麹製造事業及び製塩事業を支援し、特産品の情報発信や新たな特産品開発に向けた調査や研究に努めるとともに、特産品開発施設の整備を推進します。

④北谷町商工会等の組織強化と事業所間の連携

事業所を育成及び支援し、商工業の活性化を図るため、北谷町商工会の組織強化を行うとともに、会員や収益事業の確保を支援します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・北谷町商工会に対する支援
- ・北谷町飲食業組合、美浜アメリカンビレッジ事業者会との連携
- ・各種イベント等の地域活性化に関する事業への支援
- ・異業種交流の促進
- ・産業まつり（北谷町産業総合展示会等）の開催

北谷町商工会、北谷町観光協会、事業所等との連携による各種イベントを開催し、地域産業の活性化を図るとともに、異業種交流や事業所間の相互協力による活動を促します。



施策8 水産業の振興

目指す姿

つくり育てる漁業の振興や漁業生産基盤の整備を進めることで、漁業経営の安定化と人材育成を図ります。

また、ウォーターフロントの形成を目指すフィッシャリーナ整備事業の推進及び他産業との連携による新たな海業の展開を図ることで、漁業の振興を目指します。

現状と課題

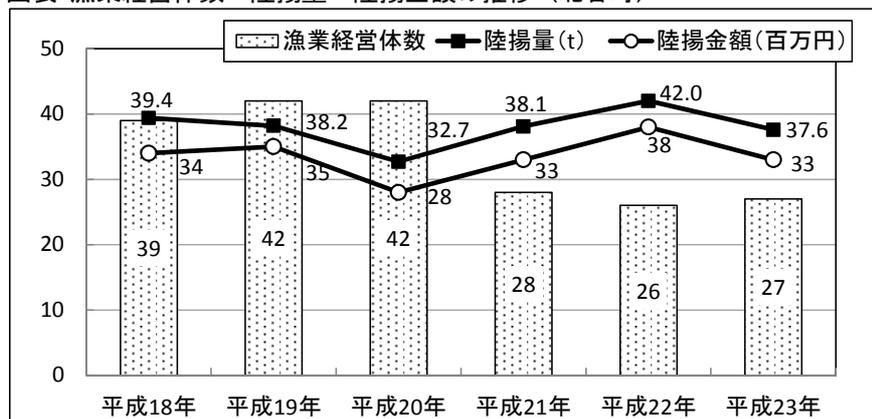
- ◆漁業については、漁業施設の整備を行ってきましたが、漁場を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、漁民個々の資質の向上と後継者の育成に努め、魅力ある漁業の振興を目指すことが課題となっています。
- ◆漁家経営の安定と収益向上に向けて、つくり育てる漁業等を取り入れた多角的な経営への転換として、アオサ等の陸上養殖の可能性に向けた調査・研究を行っています。
- ◆漁場の有効利用、漁業者とマリン事業所の協業化・機能分担、漁業者の協力による観光漁業・マリンレジャーに取り組み、漁業者の幅広い活動の展開が課題となっています。
- ◆平成23年陸揚量は37.6トン、陸揚金額は3,300万円となっています。
- ◆平成23年漁業経営体数は、平成20年以降減少し、27経営体となっており、後継者不足が課題となっています。

図表-近隣市町村における港勢調査一覧（平成23年）

市町村名	漁港名	登録漁船(動力)		属地		属人漁獲量(t)	経営体数(戸)	組合員数(人)
		隻数(隻)	総トン数(t)	陸揚量(t)	金額(百万円)			
北谷町	浜川	56	149.5	37.6	33	37.6	27	40
浦添市	牧港	43	214.0	319.1	247	194.5	34	43
宜野湾市	宜野湾	67	264.4	5.0	4	129.6	39	39
嘉手納町	嘉手納	43	119.9	6.7	4	6.7	8	27
読谷村	都屋	77	207.1	158.7	74	157.9	51	178

資料：漁港港勢調査の概要

図表-漁業経営体数・陸揚量・陸揚金額の推移（北谷町）



資料：漁港港勢調査の概要

序章
基本構想
基本計画
前期基本計画
策定の基本方針
目標1
目標2
目標3
目標4
目標の
目標の
目標の
目標の実現のため



施策の方向性

①漁業生産基盤の整備

漁業生産の基盤となる浜川漁港の整備及び充実を図るとともに、漁礁設置や優良水産機具等に対する支援を行い、漁業の振興を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・浜川漁港の整備及び充実

②漁業経営の安定化と人材育成

漁業者の経営安定を図るため、つくり育てる漁業の振興を図るとともに、漁業体験メニューの開発を行うことで、漁業経営の多角化を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・養殖業への支援
- ・後継者や新規就業者の確保と育成
- ・漁業協同組合活動への支援

また、後継者や新規就業者の確保に取り組み、新たな漁業の担い手育成を支援します。

③西海岸地域の新たな魅力創出

水産業と観光・レクリエーション等のマリン産業が融合した交流拠点の形成を図るための「フィッシャリーナ整備事業」を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「フィッシャリーナ整備事業」の推進

また、国際的な観光リゾートにふさわしいユニバーサルデザインの理念に基づき、海の資源を活かしたウォーターフロントの形成を図ります。

④他産業との連携による水産業の活性化

水産業と観光・レクリエーション等のマリン産業との連携を図るため、北谷町海業振興センター（うみんちゅワーフ）を新たな拠点として、特産品販売所の設置、水産物の提供等を行い、他産業との連携による新たな海業の展開を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・北谷町海業振興センター（うみんちゅワーフ）を新たな拠点とした新たな海業の展開



施策9 生きがい農業の振興

目指す姿

町民農園の設置により、住民が土にふれあい、親しむ機会を創出し、農業に対する意識の高揚と住民同士の交流を通じて、生きがい農業の振興を図ります。

現状と課題

- ◆「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」が施行され、国及び地方公共団体は、「地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備」、「直売所等を利用した（学校給食等における）地域の農林水産物の利用の促進」、「地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等」の施策を講ずるよう努めることになっていきます。
- ◆「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取り組み」が求められています。
- ◆戦前は米どころとして知られていましたが、戦後は田畑が米軍に接収され、残された農地も急速な都市化によって減少しています。
- ◆農地が少なく、住民が農業に触れる機会が少ない環境にありますが、生きがいづくりや食の安全・安心への関心が高まり、町民農園の整備が期待されています。
- ◆住民の農業への関心を啓発するとともに、より多くの農業と触れ合う場の提供をすることが課題となっています。
- ◆平成22年農林業センサスによると、経営耕地面積は2.0ha、総農家数は2世帯となっています。

図表一 農家数及び耕地面積の推移（北谷町）

	農家戸数（戸）			経営耕地面積（ha）	規模別耕地面積				
	専業（戸）	兼業（戸）			0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5ha以上
昭和60年	140	44	96	18.7	124	9	4	-	-
平成2年	51	15	36	10.3	35	5	4	-	-
平成7年	27	10	17	5.9	18	1	2	-	-
平成12年	5	2	3	1.9	10	-	2	-	-
平成17年	6	2	4	3.0	2	2	3	-	-
平成22年	2	X	X	2.0	X	X	X	X	X

資料：農林業センサス

図表二 農産物販売規模別農家数（北谷町）

	総農家数（戸）	販売なし（戸）	50万円未満（戸）	50～100万円未満（戸）	100～200万円未満（戸）	200万円以上（戸）
昭和60年	140	84	44	3	3	6
平成2年	51	15	24	4	5	3
平成7年	27	7	2	4	2	4
平成12年	5	-	-	3	-	2
平成17年	7	2	3	1	1	-
平成22年	2	X	X	X	X	X

※Xについては、秘密保護のため数を秘匿したことを示す。ただし、秘匿した数は総数に含まれています。

資料：農林業センサス

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

目標を実現するため



施策の方向性

①農業の振興

農業の振興促進事業や病虫害防除対策事業による支援を行うとともに、地域特性にあった農業の可能性について、生産者と消費者をつなぐ新規事業の調査・検討を進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 地域特性にあった農業の調査、検討
- 農業施設等の整備に対する補助
- 有機栽培等の専門知識の普及啓発
- 生産者と消費者をつなぐ新規事業の調査、検討

②生きがい農業の振興及び農業とふれあう機会の拡充

高齢者の生きがいづくり、子どもたちの体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して、野菜や花などを育てるための町民農園を公有地（町有地、砂辺国有地等）に設置し、生きがい農業の振興を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「町民農園整備事業」の推進
- より多くの農業とふれあう場の提供

また、住民の農業への関心を高め、より多くの農業とふれあう場の提供をするため、高齢者や子どもたち等を対象とした農業体験を推進し、住民と農業とのふれあいを通じた農業の大切さを啓発するとともに、交流の場の創出を図ります。

施策 10 跡地利用の推進

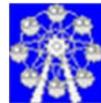
目指す姿

返還が予定されている駐留軍用地の計画的・段階的な整理・縮小を促すとともに、返還された駐留軍用地跡地の効果的な利用を推進し、夢や賑わいを生み出すまちづくりを目指します。

また、外国大学等の誘致により、世界水準の「知の拠点」の形成を目指します。

現状と課題

- ◆ キャンプ桑江南側地区、キャンプ瑞慶覧等（海軍病院等の移設、住宅統合等が条件）の返還促進が課題となっていましたが、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（平成 25 年 4 月）」において、嘉手納飛行場より南の基地返還時期と区域、返還の前提条件となる施設移転手順が決定され、全面積 156 ヘクタールの全面返還及び部分返還が示されました。
- ◆ キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）は平成 31 年度以降の部分返還、陸軍貯油施設第 1 桑江タンク・ファームは平成 34 年度以降の全面返還、キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー等）は平成 36 年度以降の部分返還、キャンプ桑江南側地区は平成 37 年度以降の全面返還が示されています。
- ◆ 平成 24 年に改正された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特



別措置法（跡地利用推進法）」に基づき、「返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置の徹底」を日米両政府に求めています。

- ◆跡地利用を円滑に進めるための公有地の確保が必要と認められた駐留軍用地において、返還前に先行して土地を取得することができる制度が創設されたことにより、平成 25 年に「北谷町特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例」を制定し、特定駐留軍用地内の土地取得費用に充てるための基金を設置しました。
- ◆キャンプ桑江南側地区の跡地利用において、有識者会議や検討委員会を立ち上げ、外国大学の誘致に向けた取り組みを進めています。

施策の方向性

①キャンプ桑江北側地区跡地利用の推進

平成 15 年 3 月に返還されたキャンプ桑江北側地区については、「職住近接型の賑わいと自然環境が調和した中心市街地の形成」を目指して、土地区画整理事業を推進するとともに、町有地の有効活用を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「桑江伊平土地区画整理事業」の推進

また、住民が郷土の歴史や文化に触れ、地域文化、地域資源を活かしたまちづくりを推進するため、国指定史跡伊礼原遺跡や町立博物館の整備に取り組みます。

②駐留軍用地跡地利用の推進

国・県等の関係機関との連携強化を図りながら、まちづくりの妨げとなっている駐留軍用地の計画的・段階的な整理・縮小を促進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・駐留軍用地の計画的かつ段階的な整理と縮小の促進
- ・広域的な視点での跡地利用推進
- ・返還時の原状回復措置等の適切な実施の要請

また、駐留軍用地跡地は、沖縄県が掲げる跡地利用の方針「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成 25 年 1 月）」と整合を図り、広域的な視点での計画的な跡地利用を推進します。

さらに、跡地利用が円滑に推進できるよう、返還時の原状回復措置等の適切な実施を要請します。

③キャンプ桑江南側地区跡地利用の推進

返還予定であるキャンプ桑江南側地区については、「便利で健康・安全な賑わいのある北谷町にふさわしい『職住近接型』のまちづくりの実現」を目指すため、勉強会や説明会を通して土地利用等に関する地権者との合意形成を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・住民参加による「キャンプ桑江南側地区跡地利用計画」の策定
- ・住民のまちづくりに関する意識啓発
- ・外国大学等誘致の推進
- ・特定駐留軍用地内の土地の先行取得

また、「グローバル化に対応できる人材を育成するための環境整備」を計画的に推進するとともに、外国大学等の誘致により、世界水準の「知の拠点」の形成を目指します。

さらに、跡地利用を推進するため、特定駐留軍用地内の土地の先行取得を進めます。

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画策定の基本方針
- 目標 1
- 目標 2
- 目標 3
- 目標 4
- 目標 5
- 目標 6
- 目標 7
- 目標 8
- 目標 9
- 目標 10
- 目標 11
- 目標 12
- 目標 13
- 目標 14
- 目標 15
- 目標 16
- 目標 17
- 目標 18
- 目標 19
- 目標 20
- 目標 21
- 目標 22
- 目標 23
- 目標 24
- 目標 25
- 目標 26
- 目標 27
- 目標 28
- 目標 29
- 目標 30
- 目標 31
- 目標 32
- 目標 33
- 目標 34
- 目標 35
- 目標 36
- 目標 37
- 目標 38
- 目標 39
- 目標 40
- 目標 41
- 目標 42
- 目標 43
- 目標 44
- 目標 45
- 目標 46
- 目標 47
- 目標 48
- 目標 49
- 目標 50
- 目標 51
- 目標 52
- 目標 53
- 目標 54
- 目標 55
- 目標 56
- 目標 57
- 目標 58
- 目標 59
- 目標 60
- 目標 61
- 目標 62
- 目標 63
- 目標 64
- 目標 65
- 目標 66
- 目標 67
- 目標 68
- 目標 69
- 目標 70
- 目標 71
- 目標 72
- 目標 73
- 目標 74
- 目標 75
- 目標 76
- 目標 77
- 目標 78
- 目標 79
- 目標 80
- 目標 81
- 目標 82
- 目標 83
- 目標 84
- 目標 85
- 目標 86
- 目標 87
- 目標 88
- 目標 89
- 目標 90
- 目標 91
- 目標 92
- 目標 93
- 目標 94
- 目標 95
- 目標 96
- 目標 97
- 目標 98
- 目標 99
- 目標 100



④キャンプ瑞慶覧等跡地利用の推進

北谷城（ちやたんぐすく）等の貴重な歴史的資源と急傾斜地の貴重な既存緑地の保全に努めるため、国の責任の下、その方策について要請するとともに、地権者、国及び県と連携を図りながら課題解決に向けて取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・北谷城（ちやたんぐすく）等の貴重な歴史的資源と急傾斜地の貴重な既存緑地の保全

施策 11 企業立地の促進

目指す姿

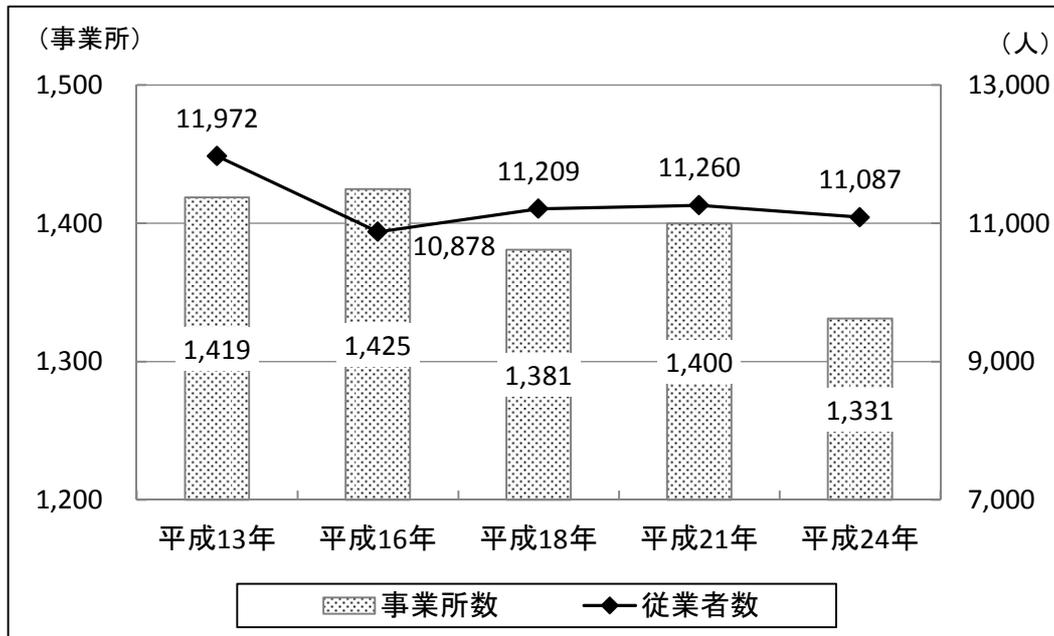
各種支援制度の情報提供等により、駐留軍用地跡地等への企業誘致を進めます。

さらに、意欲ある起業家等への支援、次代のニーズに対応した人材の育成支援を行うことで、様々な職種や業種がある活力あるまちを目指します。

現状と課題

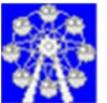
- ◆平成 24 年経済センサスによると、事業所数は 1,331 事業所、従業者数は 11,087 人であり、平成 13 年以降の事業所数及び従業者数の推移をみると減少傾向となっています。

図表-事業所数及び従業者数の推移（北谷町）



※事業所・企業統計調査は、新たに創設された経済センサスに統合されています。

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス



施策の方向性

①企業誘致の推進

雇用の場を拡大するため、高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための「観光地形成促進地域」、特定情報通信事業

【施策に関連する主な取り組み】

- ・企業誘致体制の整備

を実施する企業の立地を促進するための「情報通信産業振興地域」等の各種支援制度の情報提供を図るとともに、フィッシャリーナ地区や桑江伊平土地区画整理地区等への企業誘致を進めます。

②起業家等への支援

新たな雇用機会を創出するため、美浜メディアステーションを拠点に意欲と将来性のある起業家に対する支援を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・国、県及び北谷町商工会との連携強化
- ・美浜メディアステーションを活用した各種講座及び研修の実施

また、国、県及び北谷町商工会と連携を図り、起業のための人材育成に努めます。

③人材育成の推進

観光地としての魅力向上を図るため、商業・観光業従事者を対象とした各種研修の開催を支援します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・商業、観光業従事者を対象とした各種研修の開催
- ・情報産業の活性化を図るためIT 関連技術者等の人材育成

また、情報産業の活性化を図るため、IT 関連技術者をはじめ、次代のニーズに対応した人材育成を図ります。



序章
基本構想
基本計画
前期基本計画
策定の基本方針
目標1
目標2
目標3
目標4
目標の
目標の
目標を実現するため



施策 12 就業者等への支援

目指す姿

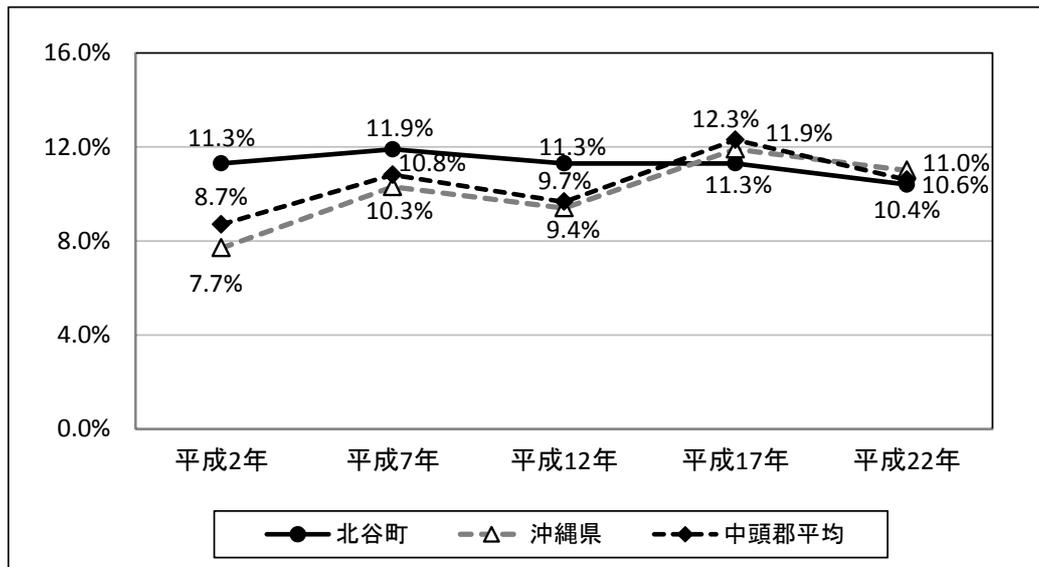
県等との連携強化により就業情報等のサービス提供の充実を図ることで、求職者に対する支援充実を図ります。

さらに、高齢者、障がい者、子育て世帯に対する就業支援等を行うことで、誰もが働きやすい就業環境の整備を目指します。

現状と課題

- ◆ 公共職業安定所と連携し、求人に関する情報提供を行うとともに、労政・女性就業センターとの連携による就業支援講座を開催しています。
- ◆ 平成 22 年国勢調査における本町の完全失業率は、平成 7 年の 11.9%以降改善し、県平均(11.0%)と同水準の 10.4%となっていますが、全国平均(6.9%)を大きく上回っています。
- ◆ 平成 22 年国勢調査によると、県平均と比較すると、第一次産業就業者が占める割合（県 5.4%、町 0.8%）が低い一方、第三次産業就業者の占める割合（県 79.2%、町 83.6%）が高くなっています。
- ◆ 平成 2 年以降の推移をみると、第一次産業及び第二次産業就業者の占める割合が低くなり続けていますが、第三次産業就業者の占める割合が高くなり続けています。

図表-完全失業率の推移（北谷町）



資料：国勢調査



図表-産業別就業者数の推移（北谷町）

単位：人、%

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	県(%)
就業者総数	7,926	100.0%	9,477	100.0%	10,315	100.0%	10,450	100.0%	10,716	100.0%	
第一次産業	88	1.1%	86	0.9%	72	0.7%	61	0.6%	75	0.8%	5.4%
第二次産業	1,625	20.5%	1,751	18.5%	1,773	17.2%	1,659	15.9%	1,515	15.6%	15.4%
第三次産業	6,204	78.3%	7,628	80.5%	8,433	81.8%	8,590	82.2%	8,106	83.6%	79.2%
分類不能	9	0.1%	12	0.1%	37	0.4%	140	1.3%	1,020	-	-

※平成22年の調査から産業別割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて計算しています。

資料：国勢調査

施策の方向性

①求職者支援の充実

県、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化するとともに、就業情報等のサービス提供の充実を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・就業に関する情報提供サービスの拡充

②高齢者・障がい者等の就業機会の拡大

高齢者の就業機会の拡大を図るため、シルバー人材センターへの支援を行うとともに、その活用を促進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・シルバー人材センターへの支援と活用促進
- ・就労支援のための情報提供と啓発活動の推進
- ・各種支援制度の活用促進

また、障がい者の就労を支援するため、関係機関と連携した雇用情報の提供を行う

とともに、障がいについて職場の理解促進や障がい者雇用に関する啓発活動を行います。

③働きやすい環境づくり

保育サービス等の充実を図るとともに、育児休業制度をはじめとした子育て支援制度に関する情報提供を行い、働きやすい環境づくりを進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・沖縄中部勤労者福祉サービスセンターの活用促進

また、事業主に対しては、中小企業に働く勤労者に福利厚生の上昇を図るため、沖縄中部勤労者福祉サービスセンターの活用を促します。

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

目標1

目標2

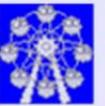
目標3

目標4

目標5

目標6

目標を
実現す
ため



まちづくりの目標

3

『色々な絆で支え合い
誰もがいきいきと住み続けられるまち』

～健康・子育て・福祉～

- 施策 13 健康づくりの推進
- 施策 14 子育て支援の推進
- 施策 15 地域福祉の推進
- 施策 16 社会保障制度の周知・相談
- 施策 17 障がい福祉の推進
- 施策 18 高齢者福祉の促進

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画
策定の基本方針
- まちづくりの
目標1
- まちづくりの
目標2
- まちづくりの
目標3
- まちづくりの
目標4
- まちづくりの
目標5
- まちづくりの
目標6
- まちづくりの
目標7
- まちづくりの
目標8
- まちづくりの
目標9
- まちづくりの
目標10
- まちづくりの
目標11
- まちづくりの
目標12
- まちづくりの
目標13
- まちづくりの
目標14
- まちづくりの
目標15
- まちづくりの
目標16
- まちづくりの
目標17
- まちづくりの
目標18
- まちづくりの
目標19
- まちづくりの
目標20
- まちづくりの
目標21
- まちづくりの
目標22
- まちづくりの
目標23
- まちづくりの
目標24
- まちづくりの
目標25
- まちづくりの
目標26
- まちづくりの
目標27
- まちづくりの
目標28
- まちづくりの
目標29
- まちづくりの
目標30
- まちづくりの
目標31
- まちづくりの
目標32
- まちづくりの
目標33
- まちづくりの
目標34
- まちづくりの
目標35
- まちづくりの
目標36
- まちづくりの
目標37
- まちづくりの
目標38
- まちづくりの
目標39
- まちづくりの
目標40
- まちづくりの
目標41
- まちづくりの
目標42
- まちづくりの
目標43
- まちづくりの
目標44
- まちづくりの
目標45
- まちづくりの
目標46
- まちづくりの
目標47
- まちづくりの
目標48
- まちづくりの
目標49
- まちづくりの
目標50
- まちづくりの
目標51
- まちづくりの
目標52
- まちづくりの
目標53
- まちづくりの
目標54
- まちづくりの
目標55
- まちづくりの
目標56
- まちづくりの
目標57
- まちづくりの
目標58
- まちづくりの
目標59
- まちづくりの
目標60
- まちづくりの
目標61
- まちづくりの
目標62
- まちづくりの
目標63
- まちづくりの
目標64
- まちづくりの
目標65
- まちづくりの
目標66
- まちづくりの
目標67
- まちづくりの
目標68
- まちづくりの
目標69
- まちづくりの
目標70
- まちづくりの
目標71
- まちづくりの
目標72
- まちづくりの
目標73
- まちづくりの
目標74
- まちづくりの
目標75
- まちづくりの
目標76
- まちづくりの
目標77
- まちづくりの
目標78
- まちづくりの
目標79
- まちづくりの
目標80
- まちづくりの
目標81
- まちづくりの
目標82
- まちづくりの
目標83
- まちづくりの
目標84
- まちづくりの
目標85
- まちづくりの
目標86
- まちづくりの
目標87
- まちづくりの
目標88
- まちづくりの
目標89
- まちづくりの
目標90
- まちづくりの
目標91
- まちづくりの
目標92
- まちづくりの
目標93
- まちづくりの
目標94
- まちづくりの
目標95
- まちづくりの
目標96
- まちづくりの
目標97
- まちづくりの
目標98
- まちづくりの
目標99
- まちづくりの
目標100



施策 13 健康づくりの推進

目指す姿

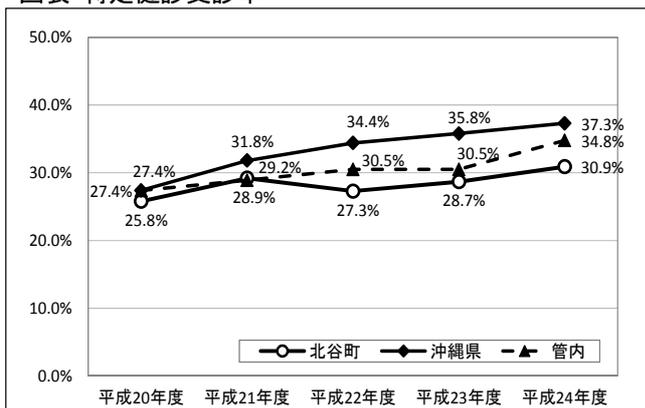
住民の健康づくりに関する意識を高めるとともに、健康づくりに取り組む機会の提供等を図り、生活習慣病の発症予防と重症化の予防に取り組みます。

また、心の健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実等に努めるとともに、感染症予防に向け、知識の普及等、感染症予防対策の充実等に努めます。

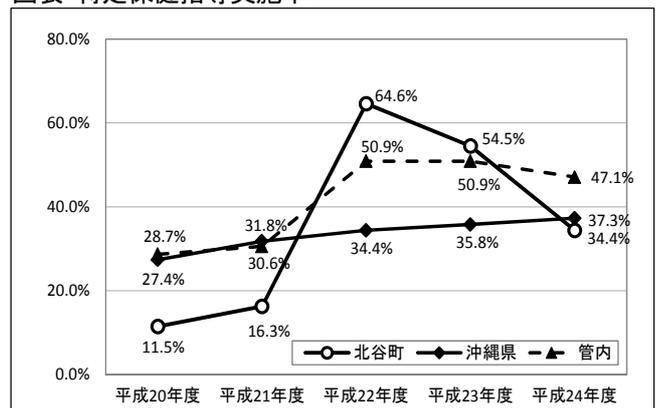
現状と課題

- ◆平成 24 年に「第 2 次健康ちやたん 21」を策定し、健康寿命の延伸を全体目標として、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を強化し、住民一人ひとりの主体的な健康づくりと環境づくりを推進するため、各種施策の推進に取り組んでいます。
- ◆特定健康診査（特定健診）、40 歳以上の集団健診におけるがん検診（胃がん、肺がん、大腸がん）の無料化を実施し、受診率向上に努めていますが、普及啓発活動の充実や未受診者への受診勧奨等、対策の強化が急務になっています。
- ◆健康カレンダー、健康フォーラム、健康・福祉まつり、ホームページ等で健康情報の提供に努めています。
- ◆身体健康とともにこころの健康対策を図り、自殺の原因の 1 つであるうつ病等こころの病気に対する住民の理解を深め、偏見の是正を行うための普及啓発に取り組んでいます。
- ◆地域のつながりの強化を行っていくため、地域活動における様々なネットワークに対して、健康の視点からアプローチし、基盤づくりを行っていくことが求められています。
- ◆感染症予防対策として、「予防接種事業」の充実強化に努め、MR（はしか・三日はしか）については、接種率の向上がみられています。
- ◆平成 24 年度からはおたふく風邪、水痘（水ぼうそう）、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を行政措置予防接種として公費で実施しています。
- ◆平成 20 年度より特定健康診査（特定健診）を開始していますが、平成 24 年度における本町の特定健診受診率が 30.9%（県平均 37.3%、管内平均 34.8%）、特定保健指導実施率が 34.4%（県平均 37.3%、管内平均 37.3%）と低いことが課題となっています。

図表-特定健診受診率



図表-特定保健指導実施率



資料：保健衛生課



施策の方向性

①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

主要な死亡原因であるがんと循環器対策に加え、糖尿病対策の充実、生活習慣の改善に重点を置いた取り組みを推進するとともに、合併症の発症や症状悪化予防等の重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・がん検診、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上
- ・生活習慣病重症化予防の推進
- ・特定保健指導の充実強化

②社会生活を営むために必要な機能の維持向上

妊婦や子どもから高齢者までの健康に焦点を当てた取り組みを強化するなど、ライフサイクルを通じた健康づくりの充実に努めます。
また、身体の健康とともに、心の健康が重要であり、すべての世代の心の健康を支える環境の充実に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・ライフサイクルに応じた健康づくりの推進
- ・自殺予防対策
- ・心の健康問題について気軽に相談できる相談窓口の周知

③健康を支え、守るための社会環境の整備

住民が主体的に行う健康づくりを支援するとともに、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、地域や事業所と連携し、健康を支える社会環境の充実に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・地域のつながりの強化のために健康を視点とした地域のキーパーソンとの連携
- ・健康づくりを目的とした自主的な住民活動等への支援

④生活習慣の改善・社会環境の改善

健康増進の基本的な要素となる生活習慣の改善が重要となるため、年代や性別に着目し、地域や団体等と連携した啓発等を進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・適正体重を維持するための支援
- ・運動習慣者の増加に向けた対策
- ・心身疲労の解消に向けた対策
- ・受動喫煙の防止対策
- ・多量飲酒防止対策

⑤感染症対策の充実（保健衛生課）

感染症を予防するため、正しい知識の普及を図るとともに、各種予防接種の接種率向上に努め、感染症予防対策の充実に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・予防接種の接種率向上
- ・行政措置予防接種の実施
- ・予防接種の啓発推進

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標1

まちづくりの
目標2

まちづくりの
目標3

まちづくりの
目標4

まちづくりの
目標5

まちづくりの
目標6

まちづくりの
目標7

まちづくりの
目標8

まちづくりの
目標9

まちづくりの
目標10

まちづくりの
目標11

まちづくりの
目標12

まちづくりの
目標13

まちづくりの
目標14

まちづくりの
目標15

まちづくりの
目標16

まちづくりの
目標17

まちづくりの
目標18

まちづくりの
目標19

まちづくりの
目標20

まちづくりの
目標21

まちづくりの
目標22

まちづくりの
目標23

まちづくりの
目標24

まちづくりの
目標25

まちづくりの
目標26

まちづくりの
目標27

まちづくりの
目標28

まちづくりの
目標29

まちづくりの
目標30

まちづくりの
目標31

まちづくりの
目標32

まちづくりの
目標33

まちづくりの
目標34

まちづくりの
目標35

まちづくりの
目標36

まちづくりの
目標37

まちづくりの
目標38

まちづくりの
目標39

まちづくりの
目標40

まちづくりの
目標41

まちづくりの
目標42

まちづくりの
目標43

まちづくりの
目標44

まちづくりの
目標45

まちづくりの
目標46

まちづくりの
目標47

まちづくりの
目標48

まちづくりの
目標49

まちづくりの
目標50

まちづくりの
目標51

まちづくりの
目標52

まちづくりの
目標53

まちづくりの
目標54

まちづくりの
目標55

まちづくりの
目標56

まちづくりの
目標57

まちづくりの
目標58

まちづくりの
目標59

まちづくりの
目標60

まちづくりの
目標61

まちづくりの
目標62

まちづくりの
目標63

まちづくりの
目標64

まちづくりの
目標65

まちづくりの
目標66

まちづくりの
目標67

まちづくりの
目標68

まちづくりの
目標69

まちづくりの
目標70

まちづくりの
目標71

まちづくりの
目標72

まちづくりの
目標73

まちづくりの
目標74

まちづくりの
目標75

まちづくりの
目標76

まちづくりの
目標77

まちづくりの
目標78

まちづくりの
目標79

まちづくりの
目標80

まちづくりの
目標81

まちづくりの
目標82

まちづくりの
目標83

まちづくりの
目標84

まちづくりの
目標85

まちづくりの
目標86

まちづくりの
目標87

まちづくりの
目標88

まちづくりの
目標89

まちづくりの
目標90

まちづくりの
目標91

まちづくりの
目標92

まちづくりの
目標93

まちづくりの
目標94

まちづくりの
目標95

まちづくりの
目標96

まちづくりの
目標97

まちづくりの
目標98

まちづくりの
目標99

まちづくりの
目標100



施策 14 子育て支援の推進

目指す姿

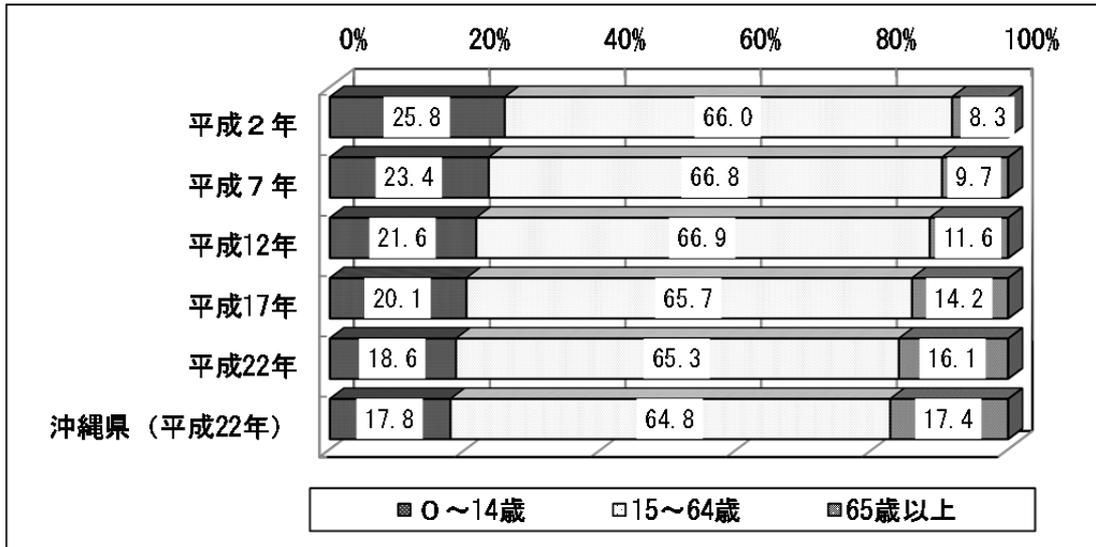
子どもが次代の親となることを認識しつつ、子ども自身の持つ権利と尊厳が最大限に守られ、のびのびと健やかに成長していく姿に対し、地域の人々が温かい手を差し伸べ、地域社会全体で見守る環境づくりを推進します。

現状と課題

- ◆平成 22 年に「北谷町次世代育成支援行動計画後期計画（ちゃたん 子ども・子育て応援プラン）」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会の形成を目指すとともに、地域と家庭の子育て力を高めるための各種施策の推進に取り組んでいます。
- ◆妊婦健康診査の拡充、乳幼児健康診査、健康教育、個別支援の充実強化等、母子保健の推進を図っています。
- ◆子どもの健康保持増進に寄与するため、「こども医療費助成事業」を実施しています。
- ◆「北谷町育ちの支援センター」を拠点に、発達上の支援を要する乳幼児に対する発達支援及びその保護者に対する育児支援の充実が求められています。
- ◆要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携体制の充実を図るとともに、虐待の疑いのあるケースに対し、迅速な対応の実施に努めています。
- ◆平成 27 年度から施行される子ども・子育て新制度に伴い、「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設等を行い、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実」が求められています。
- ◆平成 22 年現在の年少人口（15 歳未満人口）は 5,034 人、総人口に占める割合は 18.6%、全国平均（13.2%）や県平均（17.8%）と比較して高いものの、年少人口構成比は徐々に低下し、少子化が進展しています。
- ◆待機児童の解消に向けた保育基盤整備を進めていますが、共働き世帯の増加等により保育ニーズは高まりをみせています。
- ◆保護者の保育ニーズが多様化する中、休日保育や夜間保育、放課後児童クラブ（学童）のニーズもみられることから、各種保育サービスの充実や放課後児童の居場所づくりの充実が求められています。
- ◆乳幼児健康診査については、受診率向上が課題となっているため、未受診者対策の取り組みを強化するとともに、児童虐待予防の観点から児童福祉との連携強化に努めています（資料：乳幼児健康診査報告書）。



図表一人口構造の推移（北谷町）



資料：国勢調査

図表一認可保育所（園）の状況

平成 25 年 10 月 1 日現在

	定員 (人)	入所児数 (人)	特別保育・子育て支援センターの設置状況				
			延長保育	一時預かり	特別支援保育	子育て支援センター	
公立	謝苺保育所	90	89	○	○	○	○
	上勢保育所	60	76	○	○	○	
	美浜保育所	60	73	○		○	
法人	愛育保育園	150	180	○		○	
	ひだまり保育園	90	121	○		○	○
	ファミリー保育園	90	102	○	○		○
	絆保育園	60	83	○		○	
合計	600	724					

資料：子ども家庭課

図表一放課後児童クラブ（学童）

単位：人

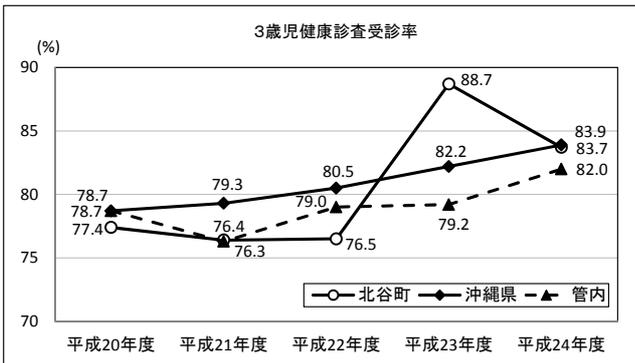
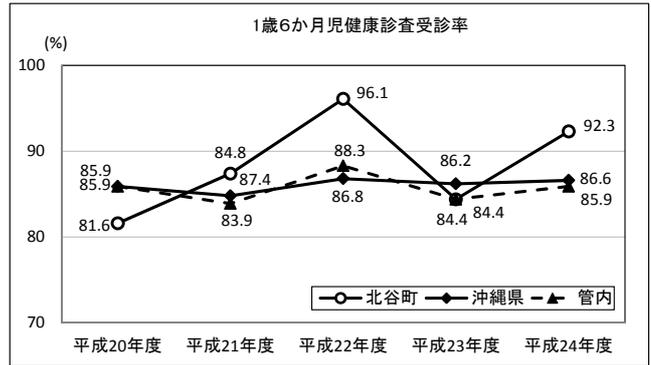
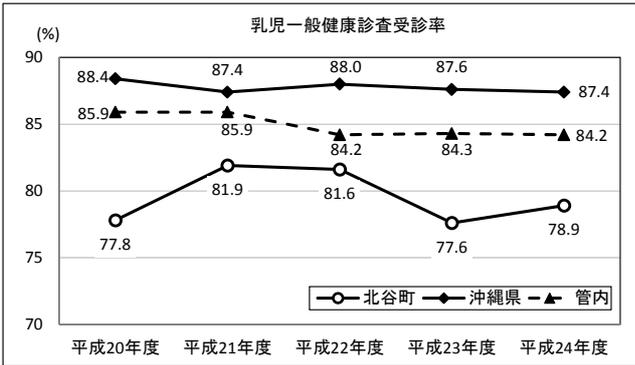
学童クラブ名	小学校区	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		園児	小学生	計	園児	小学生	計	園児	小学生	計
ひだまり学童	北谷小、北谷第二小 北玉小、浜川小	16	32	48	30	45	75	18	36	54
美浜キッズクラブ	北玉小	5	19	24						
太陽の子本校	北谷小、北谷第二小	7	34	41	14	37	51	16	34	50
太陽の子上勢頭校	北玉小、浜川小							5	33	38
ふれんど学童	浜川小	8	25	33	8	25	33	8	25	33
なかよし学童	北谷小、北谷第二小 北玉小、浜川小	5	13	18	2	20	22	6	20	26
合計		41	123	164	54	127	181	53	148	201

資料：平成 24 年度北谷町放課後子どもプラン事業 事業活動報告書

序章
基本構想
基本計画
前期基本計画
策定の基本方針
まちづくりの目標1
まちづくりの目標2
まちづくりの目標3
まちづくりの目標4
まちづくりの目標5
まちづくりの目標6
目標の実現のため



図表—乳幼児健康診査受診率



施策の方向性

①母子保健の充実

妊娠中から支援を行うことで安心して子どもを産み育てることができるようにするとともに、母子の健康保持増進のため、健康診査、健康教育、個別支援等の充実を図り、母子保健施策を総合的に推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・妊産婦に対する健康支援事業の充実
- ・こどもの健康支援の充実
- ・こどもの事故防止対策
- ・子育てに関する相談支援体制の充実
- ・こども医療費助成事業の拡充（中学校卒業までの通院費無料化）
- ・食育の推進
- ・思春期保健の推進
- ・乳幼児健康診査の受診率向上

②乳幼児の発達支援の充実

発達上の支援を要する乳幼児に対する発達支援及びその保護者に対する育児支援の充実を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・療育グループ支援の実施
- ・発達相談及び育児相談等の充実
- ・発達支援に関わる関係職種の資質の向上



③保育サービスの充実

待機児童解消や休日・夜間保育等の多様な保育需要への対応を図り、保育の質の向上に努めるとともに、認可外保育施設については、入所児童の処遇向上等のための支援の充実に努めます。

また、平成 27 年度から施行される子ども・子育て新制度に伴い、多様なニーズに応じた子ども・子育て支援の充実を目指します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・認可保育所（園）の拡充
- ・保護者の就労形態の多様化に対する特別保育事業（夜間保育等）の実施
- ・待機児童解消加速化プランへの取り組み（地域型保育給付の検討）
- ・認可外保育施設保護者負担軽減事業の充実
- ・認可外保育施設入所児童の処遇向上等のための支援の充実

④地域社会における子育て力の強化

子育てについて気軽に相談できる体制の充実を図り、子どもや子育て家庭への支援体制を整えるとともに、放課後児童の居場所づくりの充実に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・子育て支援ネットワーク化の推進
- ・多様な居場所づくりの創設
- ・ファミリーサポートセンターの充実
- ・地域子育て支援センターの充実
- ・放課後児童クラブ（学童）の充実

⑤子育て家庭への経済的支援の充実

低所得世帯、ひとり親家庭等の生活の安定と自立のための支援や相談体制の充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・ひとり親家庭の相談支援、実態把握
- ・母子及び父子家庭等医療費の助成
- ・ファミリーサポートセンター利用助成
- ・寡婦控除のみなし適用による保育料等減免の実施
- ・放課後児童クラブ（学童）保護者負担軽減事業の実施

⑥児童虐待の防止

児童虐待を予防するために、育児不安等に対する相談体制の充実を図るとともに、早期発見、早期対応のために関係機関との連携を強化します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・こんにちは赤ちゃん事業の推進
- ・虐待の未然防止の推進
- ・養育支援訪問事業の推進
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標1

まちづくりの
目標2

まちづくりの
目標3

まちづくりの
目標4

まちづくりの
目標5

まちづくりの
目標6

まちづくりの
目標7
ため実現す



施策 15 地域福祉の推進

目指す姿

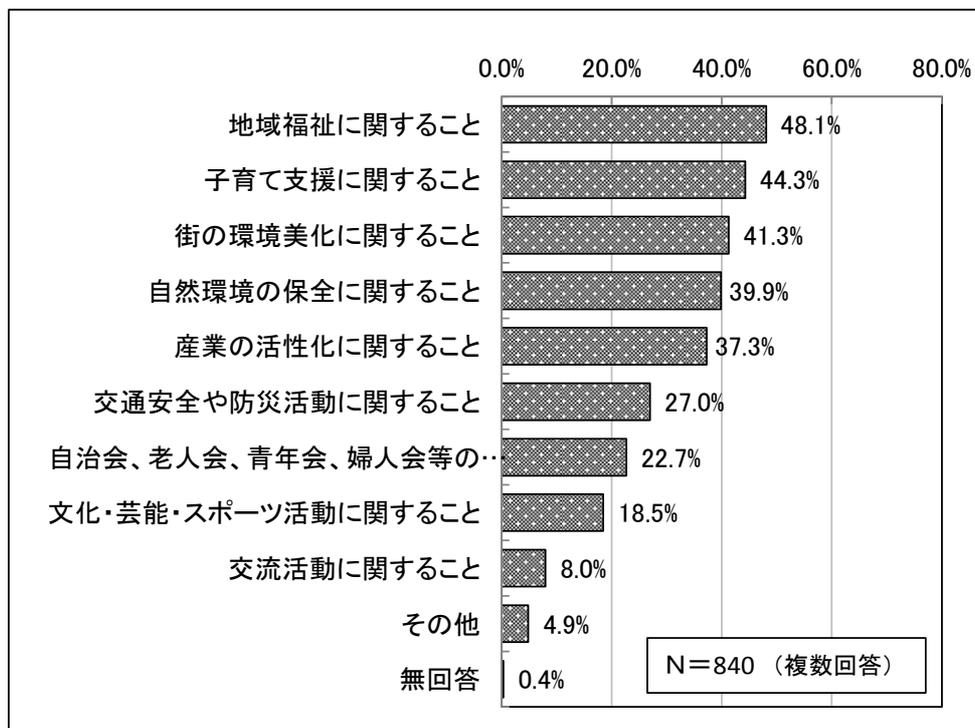
支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に努めます。

また、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを行うとともに、人にやさしい住環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりを目指します。

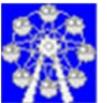
現状と課題

- ◆地域共同体としての機能低下が顕著になり、様々な生活課題を抱えている住民が地域の中で孤立する状況を踏まえ、平成 12 年に改正された「社会福祉法」において、地域福祉の推進が明確化されました。
- ◆地域福祉の推進には、公的サービスと住民主体の福祉活動の役割分担が大切であり、適切な役割分担や連携の仕組みを作るための計画として、「北谷町地域福祉計画」の策定が求められています。
- ◆「沖縄県福祉のまちづくり条例」は、お年寄りから障害のある方をはじめすべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成 10 年から施行され、バリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されています。
- ◆平成 23 年に実施した「町民意向調査」では、協働のまちづくりで必要な取り組みとして、「地域福祉に関すること」が 48.1%で第 1 位となっており、地域福祉の推進に期待が寄せられています。

図表—協働のまちづくりで必要な取り組み



資料：町民意向調査



施策の方向性

①地域福祉活動の推進

共に支え合い、助け合う共生のまちづくりを推進するため、「北谷町地域福祉計画」を策定します。

また、身近な地域での支え合いづくりの充実に向け、北谷町社会福祉協議会等との連携の強化を促進し、地域福祉推進体制の充実を支援します。

さらに、地域福祉推進の担い手である地域住民、団体等が積極的に地域福祉に関わり、福祉の担い手として活動できるよう、相互に助け合う地域福祉の気運を醸成します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「北谷町地域福祉計画」の策定
- 相談窓口、サービス情報提供の充実
- 北谷町社会福祉協議会活動への支援
- 民生委員、児童委員協議会活動への支援

②福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを行うため、ライフステージに応じて継続的な支援を行える環境づくりを行います。

また、身近な住環境のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者等の社会参加を促進していくとともに、公園等の公共施設整備に際しては、地域住民の声を取り入れ、人にやさしい住環境整備を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境の充実
- 身近な住環境のバリアフリー化の推進
- 「福祉ゾーン」の設定及び事業者が参入しやすい条件整備の検討
- 身近な地域で支え合うことのできる地域づくりの推進
- 就労や住まいへの支援
- 公共施設のバリアフリー化推進
- 「沖縄県福祉のまちづくり条例」の周知



序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標1

まちづくりの
目標2

まちづくりの
目標3

まちづくりの
目標4

まちづくりの
目標5

まちづくりの
目標6

まちづくりの
目標7

まちづくりの
目標8

まちづくりの
目標9

まちづくりの
目標10

まちづくりの
目標11

まちづくりの
目標12

まちづくりの
目標13

まちづくりの
目標14

まちづくりの
目標15

まちづくりの
目標16

まちづくりの
目標17

まちづくりの
目標18

まちづくりの
目標19

まちづくりの
目標20

まちづくりの
目標21

まちづくりの
目標22

まちづくりの
目標23

まちづくりの
目標24

まちづくりの
目標25

まちづくりの
目標26

まちづくりの
目標27

まちづくりの
目標28

まちづくりの
目標29

まちづくりの
目標30

まちづくりの
目標31

まちづくりの
目標32

まちづくりの
目標33

まちづくりの
目標34

まちづくりの
目標35

まちづくりの
目標36

まちづくりの
目標37

まちづくりの
目標38

まちづくりの
目標39

まちづくりの
目標40

まちづくりの
目標41

まちづくりの
目標42

まちづくりの
目標43

まちづくりの
目標44

まちづくりの
目標45

まちづくりの
目標46

まちづくりの
目標47

まちづくりの
目標48

まちづくりの
目標49

まちづくりの
目標50

まちづくりの
目標51

まちづくりの
目標52

まちづくりの
目標53

まちづくりの
目標54

まちづくりの
目標55

まちづくりの
目標56

まちづくりの
目標57

まちづくりの
目標58

まちづくりの
目標59

まちづくりの
目標60

まちづくりの
目標61

まちづくりの
目標62

まちづくりの
目標63

まちづくりの
目標64

まちづくりの
目標65

まちづくりの
目標66

まちづくりの
目標67

まちづくりの
目標68

まちづくりの
目標69

まちづくりの
目標70

まちづくりの
目標71

まちづくりの
目標72

まちづくりの
目標73

まちづくりの
目標74

まちづくりの
目標75

まちづくりの
目標76

まちづくりの
目標77

まちづくりの
目標78

まちづくりの
目標79

まちづくりの
目標80

まちづくりの
目標81

まちづくりの
目標82

まちづくりの
目標83

まちづくりの
目標84

まちづくりの
目標85

まちづくりの
目標86

まちづくりの
目標87

まちづくりの
目標88

まちづくりの
目標89

まちづくりの
目標90

まちづくりの
目標91

まちづくりの
目標92

まちづくりの
目標93

まちづくりの
目標94

まちづくりの
目標95

まちづくりの
目標96

まちづくりの
目標97

まちづくりの
目標98

まちづくりの
目標99

まちづくりの
目標100



施策 16 社会保障制度の周知・相談

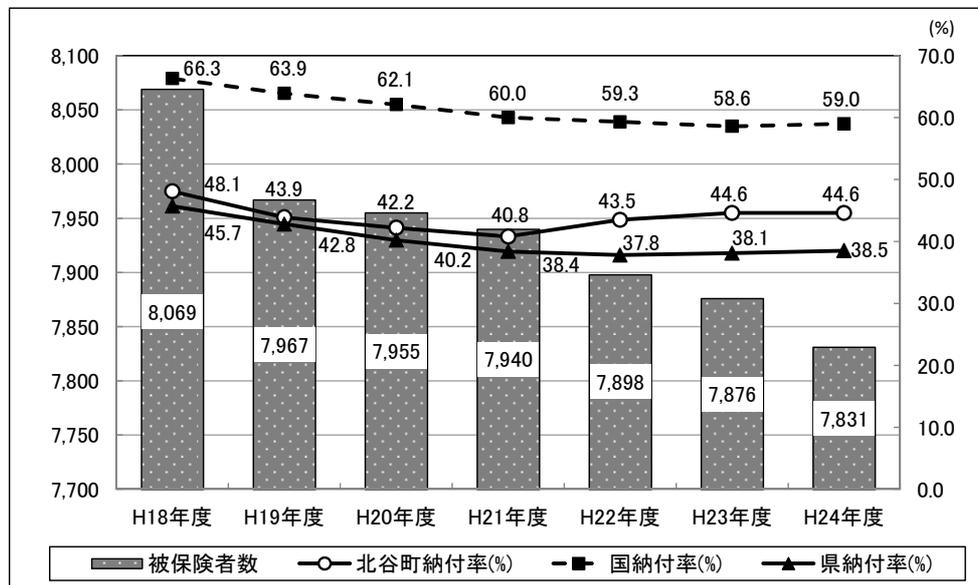
目指す姿

住民が将来にわたり安定した生活を営めるよう、国民年金制度や国民健康保険制度など社会保障制度の周知・相談に努めます。

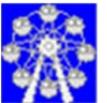
現状と課題

- ◆国民年金制度について、広報誌等を活用して周知に努めた結果、納付率が向上していますが、納付率の更なる向上に向け、普及啓発の充実が求められています。
- ◆低所得者の生活の安定を図るため、生活保護等の各種制度の周知、相談等を行っていますが、生活保護受給者は増加傾向にあり、相談体制の充実が求められています。
- ◆平成 24 年度における本町の国民健康保険（国保）の被保険者数は 10,253 人（36.2%）、国保加入世帯は 5,109 世帯（46.1%）となり、平成 17 年度と比較して、被保険者数、加入世帯数及び加入率は低下しています。
- ◆平成 18 年度以降における本町の国民健康保険（国保）税収納率は、平成 22 年度まで低下傾向にありましたが、平成 24 年度は 92.5%となり、平成 18 年度を上回る結果となっています。

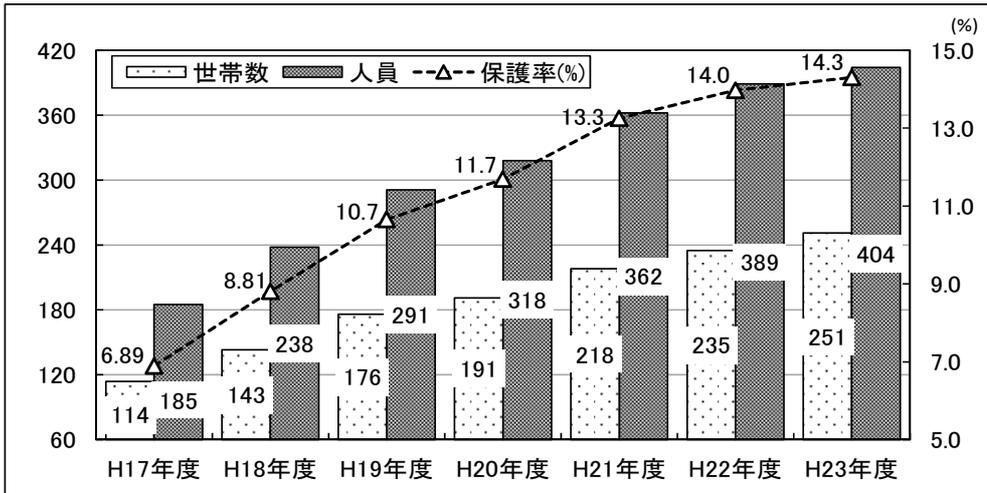
図表-国民年金納付状況



資料：住民課

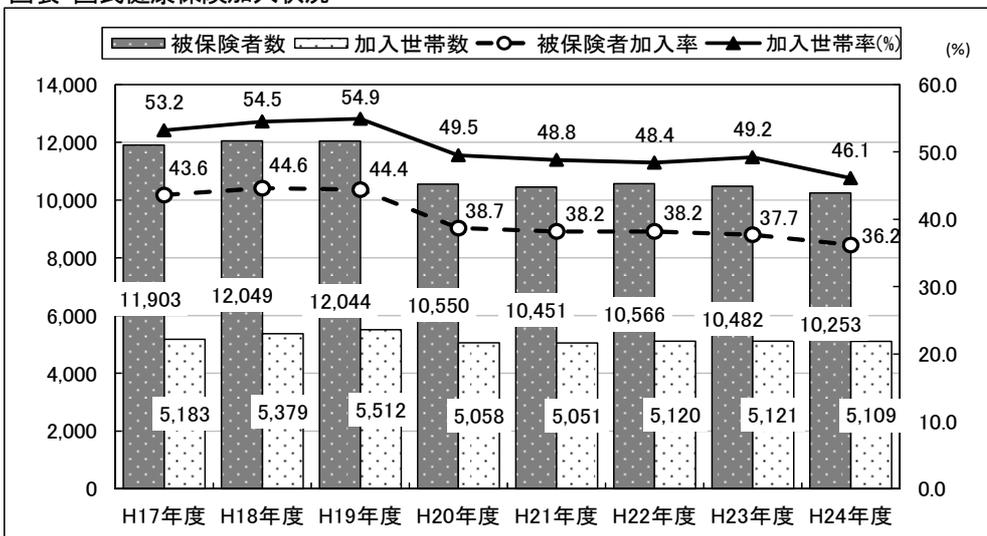


図表-生活保護実施状況



資料：沖縄県中部福祉保健所活動概況

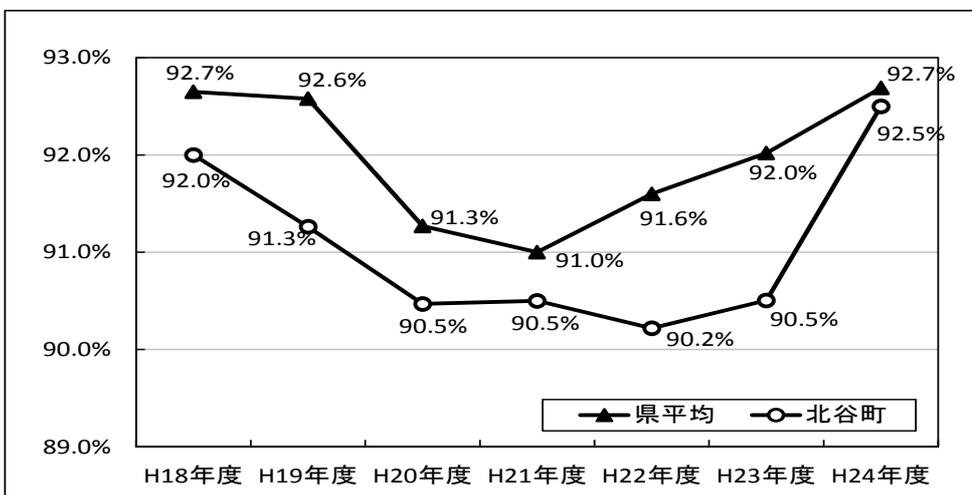
図表-国民健康保険加入状況



※75歳以上の老人医療は、平成20年に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行しているため、平成20年度における国民健康保険（国保）の被保険者数及び加入世帯率は減少しています。

資料：保健衛生課（国民健康保険事務状況報告書）

図表—国民健康保険（国保）税収納率



資料：保健衛生課



施策の方向性

①国民年金制度の周知

住民の生活を支える国民年金制度の安定的な運営を図るとともに、無年金者を出さないため、相談窓口や広報活動を充実させ、国民年金制度の周知徹底を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 国民年金制度に関する相談窓口や広報活動の充実

②国民健康保険の円滑な運営

国民健康保険の円滑な運営のため、国民健康保険制度の普及啓発を行うとともに、医療費の適正化や国保税収納率の向上を図り、国保財政の健全化に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

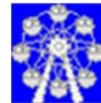
- 医療費の適正化や国保税収納率の向上

③低所得者に対する支援

低所得者が安定した生活を確保し、自立することができるように、生活保護等の各種制度の周知、助言等を行う相談体制の充実を図るとともに、職業相談や職業訓練の紹介等の就労支援を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 生活困窮者に対する相談体制の充実
- 関係機関との連携強化による就労支援



施策 17 障がい福祉の推進

目指す姿

障がい者（児）の抱える多様な課題に対応できるよう、相談支援・権利擁護の充実に努めます。

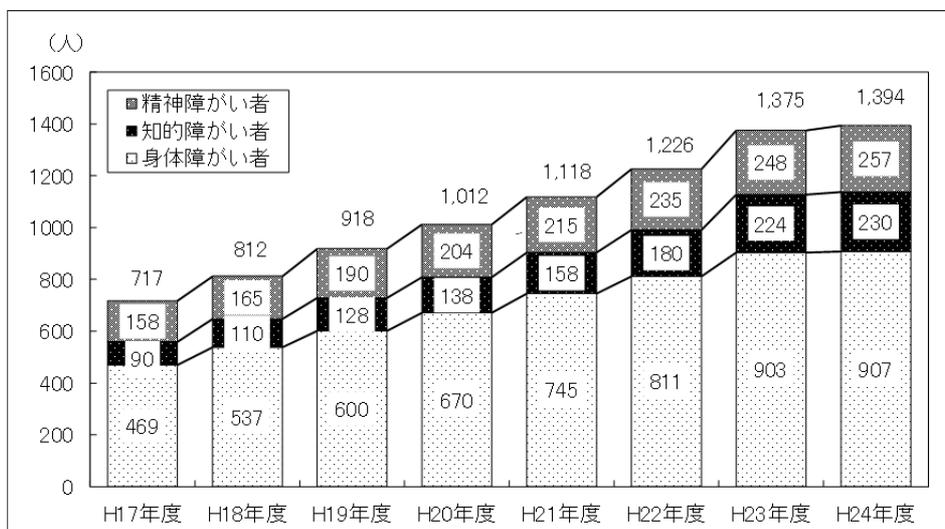
就労や生きがいがいづくりの充実等により障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、日常生活支援といった必要な支援を行い、障がい者（児）が地域の中で自分らしく暮らしていくことのできる社会を目指します。

また、障がいを持つ子どもの発達支援を図り、自立と社会参加の充実に努めます。

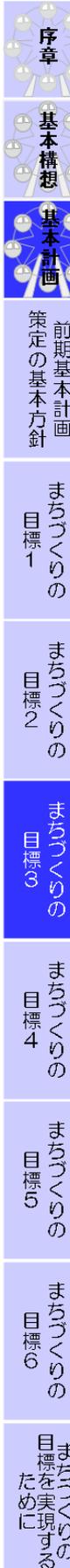
現状と課題

- ◆国連の「障害者の権利に関する条約」に基づき、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が制定され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。
- ◆平成 24 年に「北谷町第 3 次障がい者計画」と「北谷町障害福祉計画第 3 期計画」を策定し、障がい者やその家族等に対する相談支援、生活支援等の取り組みを実施しています。
- ◆障がい者（児）に関する福祉、保健・医療、教育、就労等の総合的な調整を行うため、平成 19 年度に「北谷町地域自立支援推進協議会」を設置しています。
- ◆障がいの特性に応じた保育・教育施設における受け入れ体制の整備に努めていますが、気になる子どもへの対応も含め、保育・教育環境の一層の充実が求められています。
- ◆ハローワークや就労支援サービス提供事業所等と連携し、就労支援に努めていますが、雇用機会の拡大や職場定着等における支援など、更なる充実が求められています。
- ◆平成 24 年度現在の障がい者数を手帳交付者数等からみると、「身体障害者手帳交付者」は 907 名、「療育手帳交付者」は 230 名、「精神障害者保健福祉手帳交付者」は 257 名、「通院医療費公費負担者」は 660 名、ともに増加傾向で推移しています。

図表—障害者手帳所持者の推移（北谷町）



資料：身体・知的障がい者数は福祉課、精神障がい者は沖縄県中部福祉保健所活動概況





施策の方向性

①共生社会の確立

お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を目指すため、障がいについての理解とボランティア活動を推進するとともに、障がいの有無にかかわらずに交流できる場の形成に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・ 障害についての理解とボランティア活動の推進
- ・ 交流の場の形成

また、様々な媒体を通じた障がいに関する広報活動を強化し、イベントや意識調査、福祉学習等を行います。

さらに、スポーツや文化活動、地域活動等における交流や社会参加の機会の創出を図ります。

②生活基盤の支援

障がい者が安心して暮らせる生活基盤を整えるため、相談支援、権利擁護、虐待防止、発達支援の体制整備を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・ 相談と支援体制、情報提供の充実
- ・ 生活支援の充実
- ・ 生活環境の整備

また、情報提供と意思疎通支援の充実を図るほか、日常生活を支える障がい福祉サービスについては、新たなサービスの周知とサービス量の確保及び質の向上に努めます。

③自立基盤の支援

障がいの状況に応じた適切な保健サービスと生活習慣病予防の取り組みを推進するとともに、精神保健福祉相談等に対応する相談体制の強化を進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・ 保健、医療の充実による障がいの予防の推進
- ・ 障がいの早期発見及び早期支援の充実
- ・ 特別支援保育、特別支援教育等の充実
- ・ 雇用、就業環境の整備
- ・ 障がい者の家族に対する支援の充実

また、障がいの早期発見及び早期支援の体制整備を図り、子ども一人ひとりの

発達段階や障がいの特性に応じた保育及び教育をより充実させるため、指導力の向上等に努めます。

さらに、自立を支える大きな柱の一つである就労を支援するため、ハローワーク、北谷町商工会、就業支援事業所等と連携し、雇用情報の提供や企業への障がい者雇用の啓発活動を行います。



施策 18 高齢者福祉の推進

目指す姿

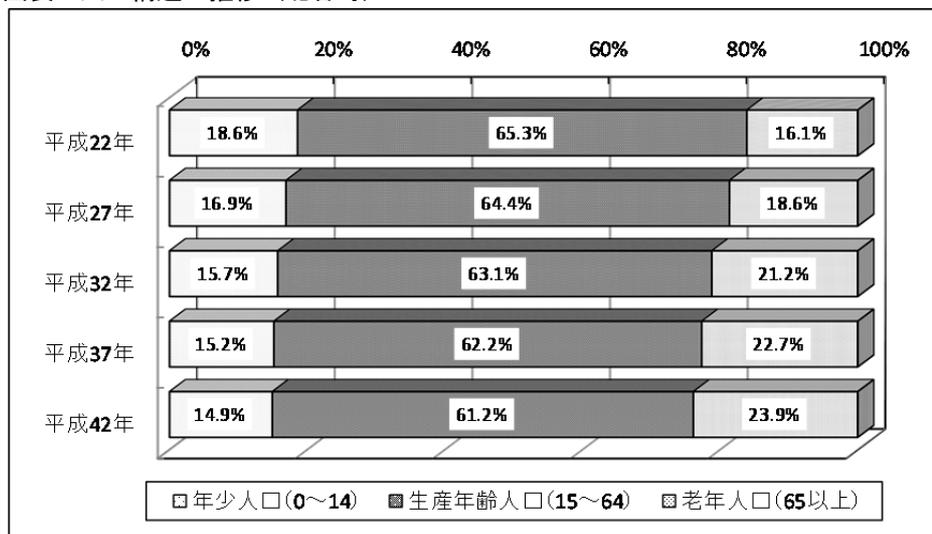
すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、自立した暮らしを楽しめるよう支援し、高齢者が培ってきた豊かな経験、知識、技能を存分に発揮できる環境を整え、高齢者の活力を活かした地域社会を住民と協働で実現していくことを目指します。

“高齢者の活力を活かした地域社会”を具体化するため、「高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みづくり」、「高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みづくり」、「高齢者が地域社会に参画する仕組みづくり」を基本に、地域の実情に応じた施策を地域と協働で推進します。

現状と課題

- ◆平成6年に「北谷町高齢者保健福祉計画」を策定し、制度の変化に対応する形で見直しを図りながら、平成24年に「第6次北谷町高齢者保健福祉計画」を策定し、地域と行政が一体となって推進すべき高齢者保健福祉施策を示すものとして位置付けています。
- ◆高齢者の活力を活かせる環境を整え、高齢者が地域社会の中軸として活躍する新たな役割を担う仕組みを構築することが求められています。
- ◆高齢者が住み慣れた行政区に様々な高齢者の活動拠点を置くことが重要であり、行政区ごとに異なる多様な生活課題を区民、地域団体、行政と共有することが課題となっています。
- ◆団塊の世代が高齢者に加わる時期にあたって、高齢者の活力を活かした新たな役割の創造と住んでいて楽しく、安心して満足できる地域の再構築を重点的に取り組むことが求められています。
- ◆平成22年における高齢化率の全国平均（23.1%）及び県平均（19.6%）と比較すると、本町の高齢化率16.1%（高齢者人口4,360人）はまだ低い状況となっていますが、本町でも高齢化は確実に進み、平成32年には高齢化率が21.2%、平成42年には23.9%に達すると推計されています。

図表—人口構造の推移（北谷町）



資料：国勢調査

序章
基本構想
基本計画
前期基本計画策定の基本方針
まちづくりの目標1
まちづくりの目標2
まちづくりの目標3
まちづくりの目標4
まちづくりの目標5
まちづくりの目標6
目標の実現のため



施策の方向性

①高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続することができるよう、介護保険制度等の公的サービスのみならず、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 地域包括ケアの推進
- 認知症対策の推進
- 権利擁護の推進
- 安全、安心の確保
- 住環境整備の推進

また、認知症の予防と治療に対する取り組みや認知症サポーター養成を図り、認知症対策を推進するとともに、高齢者の権利擁護に向けた制度の普及や高齢者虐待への対応を図ります。

②高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みづくり

高齢者が楽しみながら健康づくりを行い、自分の健康は自分で守るという意識を醸成していくため、高齢者の健康づくり支援を充実します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 健康づくりの推進
- 介護予防の推進

また、身近な地域での介護予防の実践機会の確保・参加促進を図り、介護予防の推進を図ります。

③高齢者が地域社会に参画する仕組みづくり

高齢者が生涯にわたり元気でいきいきと暮らせるよう、老人福祉の増進のための事業を行う者への支援をはじめ、多様な地域活動への支援を行うとともに、地域社会に参画するための仕組みづくりを図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 多様な地域活動への支援
- 高齢者による地域を活性化するための仕組みづくり

また、就労を望む高齢者が就業機会を得られるよう、シルバー人材センターへの支援を行うとともに、シルバー人材センターの新たなサービス開発の支援を図ります。

④住民との協働による施策の推進

自助、互助となる施策については、各地区と協働で“地域プラン”を策定し、地域と行政が協働でその推進に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 地域プランの推進

また、共助、公助となる施策については、行政内部の連携を強化し、その推進に取り組みます。



まちづくりの目標

4

『誰もが住みたくなる
快適で安全・安心なまち』

～街づくり・防災・防犯～

- 施策 19 居住環境の向上
- 施策 20 町営住宅の整備
- 施策 21 道路・交通ネットワークの充実
- 施策 22 景観の形成
- 施策 23 適切な土地利用の誘導
- 施策 24 上下水道の整備
- 施策 25 災害対応・消防・救急体制の強化
- 施策 26 防犯・交通安全活動の推進
- 施策 27 消費者保護の推進

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画
策定の基本方針
- まちづくりの
目標1
- まちづくりの
目標2
- まちづくりの
目標3
- まちづくりの
目標4
- まちづくりの
目標5
- まちづくりの
目標6
- まちづくりの
目標を
実現する
ために



施策 19 居住環境の向上

目指す姿

町東部地域等の住宅密集地域における生活道路・公園等の生活基盤整備に努めます。

また、地域住民のコミュニケーションの場や災害時の避難所等、多様な機能を有した公園整備を進めることで、居住環境の向上を目指します。

現状と課題

- ◆平成 24 年に「北谷町緑の基本計画」を策定し、住民、事業者、行政の協働のもと、総合的・計画的な視点に立って、まちづくりの重要な要素である緑についての保全、育成、創出に取り組んでいます。
- ◆戦後に平坦地のほとんどを米軍に接収されたことから、住民は起伏の激しい東部地域等への居住を余儀なくされたため、住宅密集地域では生活基盤整備や生活環境改善が困難な地域が残されています。
- ◆東部地域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定された地区や生活道路が未整備なために緊急車両通行が困難な地区があり、地域の防災対策の強化が大きな課題となっています。
- ◆東部地域は、河川や湧水、まとまって残る緑地等が織り成す自然環境に恵まれた地域であり、今後は住宅密集地域の住環境整備とあわせて恵まれた自然環境を活かすことにより、潤いのある良質な住環境の形成が期待されています。
- ◆供用開始後 30 年を経過している公園がみられることから、公園が担う役割の見直しや老朽化への対応が求められています。
- ◆平成 24 年度における都市緑地を含む都市公園の設置数は 30 箇所、公園整備面積は 49.79ha となっています。

図表-北谷町の公園状況（平成 24 年 8 月現在）

単位：ha

総数		運動公園		近隣公園		都市緑地		街区公園		特殊公園	
園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積
30	49.79	1	20.80	4	14.00	2	1.28	22	4.75	1	8.96

資料：北谷町の公園



施策の方向性

①住宅密集地域における生活基盤整備の推進

住宅密集地域における生活環境の向上を図るため、計画的な町道の整備や生活道路の改良を推進します。

また、「北谷町緑の基本計画」に基づき、自然と調和したゆとりある居住環境を形成するため、住宅密集地域における地域住民の憩いの場、災害時の避難場所、緑地保全等多様な機能を有した公園整備を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 生活道路の整備推進
- 「北玉公園整備事業」の推進
- 東部地域の住宅、住環境改善

②愛着が持てる公園づくり

子どもも大人も楽しめる公園整備を行うとともに、公園施設のリニューアルを推進します。

また、計画段階から住民参加による公園づくりに取り組むとともに、地域による緑の管理や清掃を促すことで、住民のコミュニケーションの場となる公園づくりを推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 計画段階から住民参加による公園整備
- 子どもも大人も楽しめるコミュニケーションの場となる公園整備
- 公園施設のリニューアル

施策 20 町営住宅の整備

目指す姿

町営住宅の計画的な改築事業の実施等や、町営住宅が適切に管理されることにより、住民の住環境の向上と生活の安定を図ります。

また、住宅に困窮する低所得の住民に対し、安定した住宅を供給し、住民生活の安定と住民福祉の増進を目指します。

現状と課題

- ◆町営砂辺住宅は老朽化が進んでいることから、平成 18 年に策定した「北谷町住宅マスタープラン及び町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替事業が行われ、完成時には 22 戸増の 94 戸が整備される予定となっています。
- ◆町営砂辺住宅については、居住水準の向上、構造物耐久性の確保、住宅困窮世帯の住宅確保、一時避難場所としても活用できる津波避難ビルとしての機能確保を目的に、建替事業を推進しています。
- ◆町営住宅の空き家に対する応募は多数寄せられていることから、需要はまだまだ高いといえます。
- ◆「公営住宅法」では、親族及び収入を基本にしているのに対し、「住生活基本法」及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」では、「低額所

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標 1

まちづくりの
目標 2

まちづくりの
目標 3

まちづくりの
目標 4

まちづくりの
目標 5

まちづくりの
目標 6

まちづくりの
目標を
ため実現
にする



得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者」と列記されているため、今後は、「住宅確保要配慮者に対する支援措置」について検討する必要があります。

図表-公営住宅（町営住宅及び県営住宅）一覧表（平成25年4月1日現在）

住宅名	所在地	管理者	建設年度	階数	戸数	間取り
町営栄口住宅	吉原730	北谷町	A棟:H6 B、C棟:H7	A棟:4 B、C棟:5	58	3LDK
町営砂辺住宅	宮城2-3	北谷町	A、B棟:H25 C棟:H27(完成予定)	7	73	1. 2. 3LDK、4DK
県営砂辺団地	宮城1-28	沖縄県	S54	4	264	3DK 3LDK
県営北谷団地	吉原177	沖縄県	S63	5	100	3LDK
県営桑江団地	桑江519-2	沖縄県	H2	4~8	164	3DK 2DK
県営美浜高層住宅	美浜14-1	沖縄県	H5	10	216	3DK
計					875	

※本町における現在の公営住宅の総戸数は875戸となっていますが、平成27年度には町営砂辺住宅の残り21戸が完成し、公営住宅の総戸数は896戸となります。資料：都市計画課、県営住宅一覧（沖縄県）

施策の方向性

①町営住宅の整備

安心して暮らせる住宅・住環境づくりを促進するため、「北谷町住宅マスタープラン及び町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、町営砂辺住宅の建て替えを推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「町営砂辺住宅建替事業」の推進

②町営住宅の適正な運営

町営住宅の適切な維持管理及び計画的な修繕を行うとともに、適切な管理業務等を通じて、町営住宅ストックの有効活用及び長寿命化を図る取り組みを推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・町営住宅ストックの有効活用及び長寿命化の推進

③住宅確保要配慮者に対する支援

低所得者や高齢者等が安心して暮らせる住宅の提供を行うため、低所得者や高齢者等向けの住宅の確保に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・障がい者等の町営住宅への優先入居の推進

また、障がい者等については、町営住宅への優遇申込者としての抽選回数を増やすなどの実施を継続するとともに、障がい者等の優先入居枠の確保について調査・検討します。



施策 21 道路・交通ネットワークの充実

目指す姿

交通渋滞の解消や町内及び近隣市町村との円滑な交通ネットワークの構築に取り組みます。

また、交通安全施設の整備や道路のバリアフリー化、歩行者ネットワークの構築、定時定速の公共交通機関の充実を図ることで、誰もが外出したくなるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ◆人口減少・少子高齢化、国際競争の激化、巨大災害の発生など、交通を取り巻く社会経済情勢が変化中、国民生活及び経済活動にとって必要不可欠な基盤である交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通政策基本法」が制定され、平成 25 年 12 月から施行されています。
- ◆従来の道路運送法・鉄道事業法という縦割り型の法制度を包括し、地域公共交通を活性化・再生するための新しい枠組みが必要であるという認識が高まったため、平成 19 年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行されましたが、バス等の公共交通網の再編を後押し、自治体による再編計画づくりを促すため、同法の改正が予定されています。
- ◆市町村が独自の交通基本計画等を策定する際の指針となる「沖縄県総合交通体系基本計画」が平成 24 年 6 月に策定され、沖縄県における交通政策の基本や総合交通体系のビジョンとして、今後各方面で交通施策を推進する指針となっています。
- ◆道路ネットワークは、西海岸を縦断する国道 58 号を主軸に沖縄北谷線(国体道路)、県道 24 号線、県道 130 号線が東西を横断し、これらの幹線道路に町道が接続していますが、米軍基地が町の中央に位置しているため、交通ネットワーク形成の妨げとなっています。
- ◆西海岸地区の発展等により交通量が増加し、国道 58 号では慢性的な渋滞の発生によって、生活にも支障をきたしている状況であるため、交通渋滞の緩和や沿道環境の改善、地域プロジェクトの支援等を目的として、国道 58 号拡幅が予定されています。
- ◆県道 24 号線や一部の町道は、幅員が狭く、見通しが悪い箇所が多くみられたことから、これまで道路環境の整備を進めてきましたが、未だ改善が必要な箇所がみられ、特に通勤・通学の時間帯には、交通量が増加していることから、歩行者の安全確保に課題がある道路もみられます。
- ◆本町には国道 58 号を中心に、10 系統 374 本（平日・上下線合計）の路線バスが運行しています。
(平成 24 年 8 月時点)

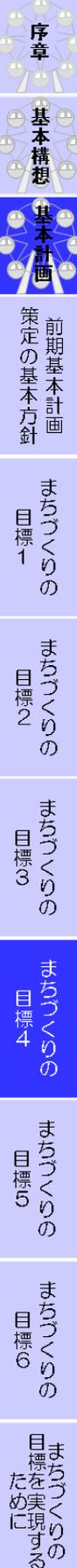
施策の方向性

① 町内道路ネットワークの整備

「北谷町都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な町道の整備及び改良を行うとともに、西海岸歩行者ネットワークの整備を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・道路の改良
- ・「西海岸歩行者ネットワーク整備事業」の推進





②交通ネットワークの構築

円滑な交通ネットワークの形成を図るため、交通基本計画（公共交通総合連携計画）の策定に向けた検討をします。

また、国道 58 号拡幅（自転車道の整備）、県道 24 号線バイパスの整備等、広域道路網の整備の早期実現に向けて、国・県への働きかけを行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 交通基本計画（公共交通総合連携計画）の策定に向けた検討
- 国道 58 号拡幅（自転車道）の整備促進
- 県道 24 号線バイパスの整備促進

③安全で快適な道路の整備

道路の改良、交通安全施設の整備や更新を行うとともに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい道路づくりを目指します。

また、「第二次無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めることで、景観の向上や災害に強い道路環境の整備に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 歩道設置の促進
- 危険箇所の道路改良、防護柵等の整備
- 道路のバリアフリー化推進
- 景観や維持管理に配慮した道路施設の計画的な整備
- 「美浜無電柱化整備事業」の推進

④公共交通機関の確保・利用促進

住民の生活を支え、本町を訪れる観光客や買い物客の交通手段となる公共バス路線の維持・確保を図るため、その利用を促進するとともに、定時定速の公共交通機関の確保を図るため、関係機関への働きかけを行います。

また、子ども、高齢者、観光客等が移動しやすい交通環境整備に努めるため、コミュニティバスの試験運行等を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 公共バス路線の維持・確保を図るための利用促進
- 定時定速の公共交通機関の確保を図るための関係機関への働きかけ
- コミュニティバスの試験運行等



施策 22 景観の形成

目指す姿

地区計画の活用等による地域特性を活かした景観形成、住民参加による緑化活動やもてなしの景観づくり活動に取り組むことで、より魅力的な都市景観の形成を目指します。

現状と課題

- ◆魅力ある都市景観の形成を目指すため、平成 24 年に景観法に基づく景観行政団体に移行し、平成 25 年に「北谷町景観計画」を策定するとともに、「北谷町景観条例」の制定に向け取り組んでいます。
- ◆美しい海岸や残された緑地等の自然景観、古くからの住宅地や新たに形成された市街地等それぞれの地域で多様な都市景観が形成されていますが、雑多で無秩序な景観形成や地域の住環境の悪化等が進みつつあることが懸念されています。
- ◆集合住宅等の中高層建築物が増加し、周辺の低層住宅との不調和や眺望の阻害等の問題が起きていることから、その対策が求められています。
- ◆空き缶や吸い殻等ごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成 14 年に「ちゅら島環境美化条例」が施行され、県内各地で一斉に開催される「ちゅら島環境美化全県一斉清掃」等に、多くの住民・事業所が参加し、海岸清掃等が行われています。
- ◆ボランティア清掃を奨励するため、無料でボランティア袋を配布するとともに、住民・事業所による環境美化活動、自治会を中心として定期的に身近な地域の清掃活動が行われ、地域の環境美化の向上につながっています。(平成 24 年度におけるボランティアによる清掃活動は 89 回、参加人数は 4,606 人となっています。)

施策の方向性

①魅力ある都市景観の形成

「北谷町景観計画」に基づく景観形成を図るとともに、新たに基盤整備を行う地域については、より魅力的な景観形成を図るため、地区計画の導入を行います。

また、住民とともに景観づくりに取り組むために、景観形成に関する広報活動を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 地区計画の導入
- 景観を考慮した建築物の推進
- 「景観法」に基づく「北谷町景観計画」の推進
- 景観形成に関する広報活動の充実
- 建築物・広告物等に対する指導・助言

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標 1

まちづくりの
目標 2

まちづくりの
目標 3

まちづくりの
目標 4

まちづくりの
目標 5

まちづくりの
目標 6

まちづくりの
目標を
実現する



②住民主体の環境美化活動の促進

花と緑があふれたまちを創造するため、花木の植栽活動等、住民や事業所と連携した緑化活動に取り組み、住民主体によるもてなしの景観づくりを促進します。

また、地域団体やボランティアによるごみ拾い活動等、住民主体の環境美化活動を促進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ボランティア清掃への支援
- 美化活動の推進
- 景観づくりの啓発と住民参加の促進
- 「ちゅら島環境美化条例」に基づく環境美化の促進
- 花いっぱい運動の推進
- 学校での緑と花いっぱい運動の推進

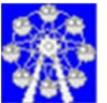
施策 23 適切な土地利用の誘導

目指す姿

各種関連法及び条例に基づき、地区特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、墓地の適正配置等を行うことで、快適な生活空間の創出を目指します。

現状と課題

- ◆平成 19 年に策定した「北谷町都市計画マスタープラン」に基づき、自然環境と調和した土地利用を図り、生活者の視点に立った、快適な生活空間の整備を推進しています。
- ◆嘉手納飛行場による騒音被害が大きい砂辺地域においては、航空騒音対策として住宅移転措置が行われ、国が基地周辺住民から買い上げた国有地が空き地として点在しています。
- ◆墓地が住宅地に隣接して点在し、まちづくりを推進する上での障害となっているとともに、管理が行き届いていない墓地もみられ、公衆衛生等が課題となっています。
- ◆墓地の集約化や公共事業に伴う墓地の代替地確保と墓地需要に対応するため、新川墓地公園の活用を推進するとともに、住民との合意形成に努めながら墓地区域の選定に取り組むことが課題となっています。
- ◆町内には火葬場がなく、住民は町外の火葬場の利用を行っているため、費用負担の軽減等が課題となっています。
- ◆町全域が中部広域都市計画区域に指定されているとともに、町域の 43.1%(593ha)が用途地域に指定され、内訳は、住居系が 88.2%(522.9ha)、商業系が 7.2%(42.3ha)、工業系が 4.7%(27.8ha)となっています。



図表-中部広域都市計画用途地域（北谷町）

平成 22 年 9 月 28 日告示

用途別	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
用途指定面積 合計	593	100		
第一種低層住居専用地域	124.4	21.0	5/10	10/10
第一種中高層住居専用地域	166.0	28.0	6/10	15/10、20/10
第二種中高層住居専用地域	37.2	6.3	6/10	20/10
第一種住居地域	131.4	22.2	6/10	20/10
第二種住居地域	11.2	1.9	6/10	20/10
準住居地域	52.7	8.9	6/10	20/10
小計(居住系用途地域)	522.9	88.2	-	-
近隣商業地域	11.7	2.0	8/10	20/10、30/10
商業地域	30.6	5.2	8/10	40/10
小計(商業系用途地域)	42.3	7.2	-	-
準工業地域	27.8	4.7	6/10	20/10
小計(工業系用途地域)	27.8	4.7	-	-

※端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

資料：都市計画課

施策の方向性

①地区特性に応じた土地利用の誘導

自然と調和した秩序ある土地利用を進めるため、地域特性に応じた用途地域の指定の見直しや地区計画を活用し、計画的なまちづくりを推進します。

また、建築・開発行為等の指導を行い、関連法や条例等に基づいた適切な土地利用を誘導します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 用途地域の指定の見直し
- 地区計画制度の活用
- 建築、開発行為に際しての指導や相談

②墓地の適正配置

墓地の分布や管理状況の把握、既存墓地の適正配置等について定める「北谷町墓地基本計画」の策定に取り組むとともに、墓地の設置に関する各種法制度の周知及び墓地の適正管理を促します。

また、供用開始が行われている新川墓地公園については、公共工事等に伴い移転が必要な墓地の移設を進めるとともに、点在する墳墓の集約化を図るため、墓地区画の一部を一般公募します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「北谷町墓地基本計画」の策定
- 既存墓地の分布状況や管理実態の把握
- 墓地の適正配置に関する広報活動の展開
- 墓地経営者への適正管理指導の実施

③火葬場の確保

将来見込まれる火葬場需要に対応するため、近隣市町村との共同による整備に向けて取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「(仮称) 中部南地区火葬場・斎場建設事業」の推進

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画策定の基本方針

まちづくりの目標1

まちづくりの目標2

まちづくりの目標3

まちづくりの目標4

まちづくりの目標5

まちづくりの目標6

まちづくりの目標7

まちづくりの目標8

まちづくりの目標9

まちづくりの目標10

まちづくりの目標11

まちづくりの目標12

まちづくりの目標13

まちづくりの目標14

まちづくりの目標15

まちづくりの目標16

まちづくりの目標17

まちづくりの目標18

まちづくりの目標19

まちづくりの目標20

まちづくりの目標21

まちづくりの目標22

まちづくりの目標23

まちづくりの目標24

まちづくりの目標25

まちづくりの目標26

まちづくりの目標27

まちづくりの目標28

まちづくりの目標29

まちづくりの目標30

まちづくりの目標31

まちづくりの目標32

まちづくりの目標33

まちづくりの目標34

まちづくりの目標35

まちづくりの目標36

まちづくりの目標37

まちづくりの目標38

まちづくりの目標39

まちづくりの目標40

まちづくりの目標41

まちづくりの目標42

まちづくりの目標43

まちづくりの目標44

まちづくりの目標45

まちづくりの目標46

まちづくりの目標47

まちづくりの目標48

まちづくりの目標49

まちづくりの目標50

まちづくりの目標51

まちづくりの目標52

まちづくりの目標53

まちづくりの目標54

まちづくりの目標55

まちづくりの目標56

まちづくりの目標57

まちづくりの目標58

まちづくりの目標59

まちづくりの目標60

まちづくりの目標61

まちづくりの目標62

まちづくりの目標63

まちづくりの目標64

まちづくりの目標65

まちづくりの目標66

まちづくりの目標67

まちづくりの目標68

まちづくりの目標69

まちづくりの目標70

まちづくりの目標71

まちづくりの目標72

まちづくりの目標73

まちづくりの目標74

まちづくりの目標75

まちづくりの目標76

まちづくりの目標77

まちづくりの目標78

まちづくりの目標79

まちづくりの目標80

まちづくりの目標81

まちづくりの目標82

まちづくりの目標83

まちづくりの目標84

まちづくりの目標85

まちづくりの目標86

まちづくりの目標87

まちづくりの目標88

まちづくりの目標89

まちづくりの目標90

まちづくりの目標91

まちづくりの目標92

まちづくりの目標93

まちづくりの目標94

まちづくりの目標95

まちづくりの目標96

まちづくりの目標97

まちづくりの目標98

まちづくりの目標99

まちづくりの目標100



施策 24 上下水道の整備

目指す姿

住民に安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営を行います。

また、生活環境の向上と自然環境の保全を図るため、下水道施設の適切な維持管理に取り組み、衛生的なまちづくりを進めます。

現状と課題

- ◆平成 14 年度以降における上水道の普及率は、100%と高い普及率となっていますが、今後も老朽化した配水管の改修等に取り組むことが求められています。
- ◆行政サービスの向上や事務処理の合理化を図るため、水道料金の口座振替やコンビ二納付の導入を行い、行政サービスの向上や上水道事業の健全化・効率化に向け取り組んでいます。
- ◆二級河川の白比川及び支流である新川並びに二級河川の普天間川では、家庭からの生活排水の流入等が水質悪化の要因の一つとなっています。
- ◆平成 25 年 3 月現在における下水道の人口普及率は 98.4%、水洗化率は 96.2%といずれも高い水準となっていますが、今後は下水道接続が困難な地域における整備を推進するとともに、未接続世帯の解消が求められています。
- ◆下水道施設が年々老朽化しているため、今後は下水道施設の改修や維持管理に努めることが求められています。

図表一 公共下水道整備状況（北谷町）

各年 3 月末現在

年	行政人口(人) (A)	利用可能人口(人) (B)	接続人口(人) (C)	人口普及率(%) (B) / (A)	水洗化率(%) (C) / (B)
平成21年	27,239	26,377	25,638	96.8	97.2
平成22年	27,340	26,560	25,792	97.1	97.1
平成23年	27,676	26,892	26,187	97.2	97.4
平成24年	27,775	27,298	26,245	98.3	96.1
平成25年	27,839	27,381	26,344	98.4	96.2

資料：下水道のあらまし（沖縄県）

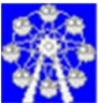
施策の方向性

① 上水道の経営の健全化・効率化

「北谷町上水道事業計画」に基づき、安全な水の安定供給、老朽化した配水施設等の更新を行うとともに、水資源の有効活用のため、節水に関する啓発活動を展開します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 配水施設の整備改修
- 節水意識向上のための啓発活動の実施
- 桑江伊平土地区画整理地区における上水道施設整備の推進



また、水道料金の口座振替の普及をはじめとした事務処理の合理化や経費節減等に取り組み、水道事業経営の健全化・効率化を進めます。

②下水道等の整備・改修

公共下水道未整備地区については、生活環境の向上と自然環境の保全を図るため、各世帯の公共下水道への接続を促進します。

また、低地帯建物の下水道接続に対しては、汚水ポンプ等設置への支援を行うとともに、より効果的な生活排水処理について検討を行います。

さらに、桑江伊平土地区画整理地区の汚水・雨水排水路の整備を行うとともに、「北谷町下水道長寿命化計画」に基づき、老朽化した下水道施設の改築を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 下水道接続に関する広報活動の強化
- 下水道接続貸付制度の活用促進
- 桑江伊平土地区画整理地区における下水道施設整備の推進
- 下水道施設の整備改修

施策 25 災害対応・消防・救急体制の強化

目指す姿

災害の発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築や危機管理対応能力の強化等とともに、地域における災害時要援護者の見守り体制の構築及び防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に努めます。

現状と課題

- ◆津波対策をはじめとした災害対応の更なる充実が求められていたため、平成 25 年に「北谷町地域防災計画」を修正し、民間事業所との緊急避難場所の協定締結等を行っています。
- ◆平成 25 年に「災害対策基本法」が一部改正され、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成義務等が新たに規定されたため、「避難行動要支援者」の避難支援についての全体的な考え方を整理し、「地域防災計画」に重要事項を定めることとなりました。
- ◆「地域防災計画」の下位計画として、「避難行動要支援者名簿に関する全体計画」を策定し、「避難行動要支援者」の把握や名簿の作成、更新、情報の共有について定め、災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするために、平常時から個別計画の策定と地域の共助力を高める取り組みが重要と示されています。
- ◆町内の 4 自治会では、自主防災組織を立ち上げていますが、全自治会での組織化に向け、意識高揚を図っていくことが課題となっています。

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画策定の基本方針
- まちづくりの目標 1
- まちづくりの目標 2
- まちづくりの目標 3
- まちづくりの目標 4
- まちづくりの目標 5
- まちづくりの目標 6
- まちづくりの目標 7
- まちづくりの目標 8
- まちづくりの目標 9
- まちづくりの目標 10
- まちづくりの目標 11
- まちづくりの目標 12
- まちづくりの目標 13
- まちづくりの目標 14
- まちづくりの目標 15
- まちづくりの目標 16
- まちづくりの目標 17
- まちづくりの目標 18
- まちづくりの目標 19
- まちづくりの目標 20
- まちづくりの目標 21
- まちづくりの目標 22
- まちづくりの目標 23
- まちづくりの目標 24
- まちづくりの目標 25
- まちづくりの目標 26
- まちづくりの目標 27
- まちづくりの目標 28
- まちづくりの目標 29
- まちづくりの目標 30
- まちづくりの目標 31
- まちづくりの目標 32
- まちづくりの目標 33
- まちづくりの目標 34
- まちづくりの目標 35
- まちづくりの目標 36
- まちづくりの目標 37
- まちづくりの目標 38
- まちづくりの目標 39
- まちづくりの目標 40
- まちづくりの目標 41
- まちづくりの目標 42
- まちづくりの目標 43
- まちづくりの目標 44
- まちづくりの目標 45
- まちづくりの目標 46
- まちづくりの目標 47
- まちづくりの目標 48
- まちづくりの目標 49
- まちづくりの目標 50
- まちづくりの目標 51
- まちづくりの目標 52
- まちづくりの目標 53
- まちづくりの目標 54
- まちづくりの目標 55
- まちづくりの目標 56
- まちづくりの目標 57
- まちづくりの目標 58
- まちづくりの目標 59
- まちづくりの目標 60
- まちづくりの目標 61
- まちづくりの目標 62
- まちづくりの目標 63
- まちづくりの目標 64
- まちづくりの目標 65
- まちづくりの目標 66
- まちづくりの目標 67
- まちづくりの目標 68
- まちづくりの目標 69
- まちづくりの目標 70
- まちづくりの目標 71
- まちづくりの目標 72
- まちづくりの目標 73
- まちづくりの目標 74
- まちづくりの目標 75
- まちづくりの目標 76
- まちづくりの目標 77
- まちづくりの目標 78
- まちづくりの目標 79
- まちづくりの目標 80
- まちづくりの目標 81
- まちづくりの目標 82
- まちづくりの目標 83
- まちづくりの目標 84
- まちづくりの目標 85
- まちづくりの目標 86
- まちづくりの目標 87
- まちづくりの目標 88
- まちづくりの目標 89
- まちづくりの目標 90
- まちづくりの目標 91
- まちづくりの目標 92
- まちづくりの目標 93
- まちづくりの目標 94
- まちづくりの目標 95
- まちづくりの目標 96
- まちづくりの目標 97
- まちづくりの目標 98
- まちづくりの目標 99
- まちづくりの目標 100



- ◆高齢者等への避難警報等の災害情報を行き渡らせる方法が確立されていないことが課題となっています。
- ◆消防・救急業務は、ニライ消防本部により実施されていますが、車両や消防資機材等の充実が求められています。

施策の方向性

①災害に強いまちづくり

「北谷町地域防災計画」に基づき、危機管理対応能力の強化や都市基盤整備を推進するとともに、住民の防災意識を高め、自主防災組織の設置・育成を図り、地域の防災体制の強化を図ります。

また、災害発生時に要援護者と避難支援者双方の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、国が示した「避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針」を調査・研究し、「避難行動要支援者名簿」の作成及び「避難行動要支援者全体計画」の策定に取り組みます。

さらに、大規模災害発生時の災害対策機能の強化を目的とした防災拠点施設の整備に向けて、計画的に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「北谷町地域防災計画」の推進
- ・自主防災組織の設置・育成
- ・「避難行動要支援者名簿」の作成
- ・「避難行動要支援者全体計画」の策定
- ・「防災拠点整備事業」の推進
- ・津波避難ビルの協力要請等避難場所の確保及び周知
- ・避難誘導に資するサイン類・マップの作成
- ・避難ルートの確保に向けた米軍との締結協定の継続・充実
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用
- ・不発弾処理対策の推進
- ・防災訓練の実施
- ・食糧・飲料水・医薬品・生活必需物資等の備蓄推進
- ・公共施設等の耐震性の確保

②消防・救急体制の強化

ニライ消防本部及び北谷消防署との連携のもと、職員向けの AED 講習会の継続、事業所等への AED の設置・促進を図ります。

また、消防資機材等の計画的な整備と更新を図るとともに、住宅用火災警報器の設置率向上に向け、住民に対する普及・啓発に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・職員向け AED 講習会の継続
- ・事業所等への AED の設置促進
- ・消防資機材等の計画的な整備と更新
- ・住宅用火災警報器の設置率向上に対する普及・啓発
- ・救急時の必要な医療情報等を登録したニライ救急カードの普及



施策 26 防犯・交通安全活動の推進

目指す姿

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成を目指します。

現状と課題

- ◆ 犯罪の発生を抑え、すべての人々が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成 16 年に「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」が施行され、本町でも「ちゅらさん運動（ちゅらまちづくり・ちゅらひとづくり・ちゅらゆいづくり）」を積極的に推進しています。
- ◆ 平成 21 年に「沖縄県飲酒運転根絶条例」が制定され、飲酒運転根絶に関する知識の普及や意識の高揚等の総合的な施策を推進しているとともに、飲酒運転根絶に向けた取り組みが強化されています。
- ◆ 保安灯の設置を推進するとともに、自治会が負担する保安灯電気料金に対する支援を実施しています。
- ◆ 春と秋の交通安全週間を中心に、キャンペーン等の交通安全活動を通じて、住民への交通安全意識の啓発をしています。
- ◆ 交通安全指導員やスクールゾーン委員会の設置等、まちぐるみの活動により交通安全環境が向上していますが、交通安全指導員の担い手育成や暴走行為への対応が課題となっています。
- ◆ 高齢者、障がい者、幼児、児童等、交通弱者の安全性に配慮し、地域の事情を考慮しながら、交通安全施設を整備していますが、認知症高齢者や高齢ドライバーが関係する交通事故が増加傾向にあり、代替交通手段の確保等も含めた検討が求められています。

施策の方向性

①防犯対応の充実

住民が安心して暮らすことができ、まちを訪れる人が安心してくつろぐことができるまちづくりを推進するため、地域防犯体制の拡充を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 不審者対策の充実
- 地域防犯組織の強化
- 防犯灯の設置
- パトロールの実施

②交通安全対策の充実

交通事故のない安全なまちづくりのため、交通安全思想や暴走族対策を推進するとともに、道路交通環境を整備します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 登下校時の安全対策の充実
- 高齢者等の移手段の確保
- 「高齢者運転免許証自主返納支援制度」の普及
- 交通安全指導員等の育成
- 暴走行為防止対策の強化
- 交通安全運動の実施

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画策定の基本方針

まちづくりの目標 1

まちづくりの目標 2

まちづくりの目標 3

まちづくりの目標 4

まちづくりの目標 5

まちづくりの目標 6

まちづくりの目標 7

まちづくりの目標 8

まちづくりの目標 9

まちづくりの目標 10

まちづくりの目標 11

まちづくりの目標 12

まちづくりの目標 13

まちづくりの目標 14

まちづくりの目標 15

まちづくりの目標 16

まちづくりの目標 17

まちづくりの目標 18

まちづくりの目標 19

まちづくりの目標 20

まちづくりの目標 21

まちづくりの目標 22

まちづくりの目標 23

まちづくりの目標 24

まちづくりの目標 25

まちづくりの目標 26

まちづくりの目標 27

まちづくりの目標 28

まちづくりの目標 29

まちづくりの目標 30

まちづくりの目標 31

まちづくりの目標 32

まちづくりの目標 33

まちづくりの目標 34

まちづくりの目標 35

まちづくりの目標 36

まちづくりの目標 37

まちづくりの目標 38

まちづくりの目標 39

まちづくりの目標 40

まちづくりの目標 41

まちづくりの目標 42

まちづくりの目標 43

まちづくりの目標 44

まちづくりの目標 45

まちづくりの目標 46

まちづくりの目標 47

まちづくりの目標 48

まちづくりの目標 49

まちづくりの目標 50

まちづくりの目標 51

まちづくりの目標 52

まちづくりの目標 53

まちづくりの目標 54

まちづくりの目標 55

まちづくりの目標 56

まちづくりの目標 57

まちづくりの目標 58

まちづくりの目標 59

まちづくりの目標 60

まちづくりの目標 61

まちづくりの目標 62

まちづくりの目標 63

まちづくりの目標 64

まちづくりの目標 65

まちづくりの目標 66

まちづくりの目標 67

まちづくりの目標 68

まちづくりの目標 69

まちづくりの目標 70

まちづくりの目標 71

まちづくりの目標 72

まちづくりの目標 73

まちづくりの目標 74

まちづくりの目標 75

まちづくりの目標 76

まちづくりの目標 77

まちづくりの目標 78

まちづくりの目標 79

まちづくりの目標 80

まちづくりの目標 81

まちづくりの目標 82

まちづくりの目標 83

まちづくりの目標 84

まちづくりの目標 85

まちづくりの目標 86

まちづくりの目標 87

まちづくりの目標 88

まちづくりの目標 89

まちづくりの目標 90

まちづくりの目標 91

まちづくりの目標 92

まちづくりの目標 93

まちづくりの目標 94

まちづくりの目標 95

まちづくりの目標 96

まちづくりの目標 97

まちづくりの目標 98

まちづくりの目標 99

まちづくりの目標 100



施策 27 消費者保護の推進

目指す姿

住民が安心して消費生活を営めるよう、各種情報提供や相談窓口の設置を行うことで、消費者保護の充実に努めます。

現状と課題

- ◆平成 16 年に「消費者基本法」が施行され、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者行政の一元化と強化が行われるとともに、平成 21 年に消費者庁が設置され、よりきめ細かな消費者対策と情報提供等が進められています。
- ◆平成 17 年に「沖縄県消費生活条例」が改正され、消費者に関する各種の施策を総合的かつ計画的に推進しているとともに、平成 25 年には「第 2 次沖縄県消費者基本計画」が策定されています。
- ◆平成 23 年度から「消費生活相談室」を新たに開設したほか、北谷町社会福祉協議会において「多重債務相談」を開催しており、相談機会の充実が図られています。
- ◆悪質な商取引の事例や広域的な対応が求められる問題に対し、関係機関を中心とした適切な消費者保護対策の充実が求められています。
- ◆情報化の進展に伴う流通手段の複雑化や商品の多様化等、消費者の主体的な学習活動の必要性が高まっています。

施策の方向性

①消費者相談体制の充実

住民が安全で安心な消費生活がおくれるよう、複雑化・多様化する消費生活に関する相談支援体制の充実に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「消費生活相談室」の実施

②消費者被害対策

高齢者等に注意喚起の情報提供を行うとともに、国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」、県警からの「安心ゆいメール」の登録方法の周知を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・消費者被害情報の伝達強化

また、成年後見制度の利用等、より効果的な支援が行えるよう関係機関との連携を強化し、消費者被害やトラブルの未然防止に努めます。



まちづくりの目標

5

『自然とともに生きるまち』

～環境・自然～

施策 28 自然環境の保全

施策 29 循環型社会の構築

施策 30 環境衛生の向上

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画策定の基本方針
- まちづくりの目標1
- まちづくりの目標2
- まちづくりの目標3
- まちづくりの目標4
- まちづくりの目標5
- まちづくりの目標6
- まちづくりの目標7
- まちづくりの目標8
- まちづくりの目標9
- まちづくりの目標10
- まちづくりの目標11
- まちづくりの目標12
- まちづくりの目標13
- まちづくりの目標14
- まちづくりの目標15
- まちづくりの目標16
- まちづくりの目標17
- まちづくりの目標18
- まちづくりの目標19
- まちづくりの目標20
- まちづくりの目標21
- まちづくりの目標22
- まちづくりの目標23
- まちづくりの目標24
- まちづくりの目標25
- まちづくりの目標26
- まちづくりの目標27
- まちづくりの目標28
- まちづくりの目標29
- まちづくりの目標30
- まちづくりの目標31
- まちづくりの目標32
- まちづくりの目標33
- まちづくりの目標34
- まちづくりの目標35
- まちづくりの目標36
- まちづくりの目標37
- まちづくりの目標38
- まちづくりの目標39
- まちづくりの目標40
- まちづくりの目標41
- まちづくりの目標42
- まちづくりの目標43
- まちづくりの目標44
- まちづくりの目標45
- まちづくりの目標46
- まちづくりの目標47
- まちづくりの目標48
- まちづくりの目標49
- まちづくりの目標50
- まちづくりの目標51
- まちづくりの目標52
- まちづくりの目標53
- まちづくりの目標54
- まちづくりの目標55
- まちづくりの目標56
- まちづくりの目標57
- まちづくりの目標58
- まちづくりの目標59
- まちづくりの目標60
- まちづくりの目標61
- まちづくりの目標62
- まちづくりの目標63
- まちづくりの目標64
- まちづくりの目標65
- まちづくりの目標66
- まちづくりの目標67
- まちづくりの目標68
- まちづくりの目標69
- まちづくりの目標70
- まちづくりの目標71
- まちづくりの目標72
- まちづくりの目標73
- まちづくりの目標74
- まちづくりの目標75
- まちづくりの目標76
- まちづくりの目標77
- まちづくりの目標78
- まちづくりの目標79
- まちづくりの目標80
- まちづくりの目標81
- まちづくりの目標82
- まちづくりの目標83
- まちづくりの目標84
- まちづくりの目標85
- まちづくりの目標86
- まちづくりの目標87
- まちづくりの目標88
- まちづくりの目標89
- まちづくりの目標90
- まちづくりの目標91
- まちづくりの目標92
- まちづくりの目標93
- まちづくりの目標94
- まちづくりの目標95
- まちづくりの目標96
- まちづくりの目標97
- まちづくりの目標98
- まちづくりの目標99
- まちづくりの目標100



施策 28 自然環境の保全

目指す姿

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と親水性に配慮しながら河川環境や海岸環境の保全を行い、自然とともに生きるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ◆駐留軍用地内に残る斜面緑地にはまとまった緑が残されており、本町の自然環境を支える重要な資源となっていることから、返還後の緑地の保全が求められています。
- ◆新川自然ふれあい公園には、水辺空間や緑が残されていることから、本町の水と緑の拠点として位置付けられているため、今後は公園内の自然環境の保全とともに、レクリエーション、環境学習等の住民の憩いの場として利活用することが求められています。
- ◆二級河川の白比川及び支流である新川並びに二級河川の普天間川では、米軍基地からの廃油等が流出する事故も度々あり、水質汚染の原因となっていました。
- ◆現在も下水道に接続していない家庭からの生活排水の流入等が水質汚染の原因の一つとなっており、河川の水質向上を図るため、河川管理者である県や流域市町村と連携し、住民と共に河川環境を保全することが課題となっています。
- ◆西側は東シナ海に面しており、その沿岸域にはサンゴ礁が群生していますが、海洋汚染の発生は、サンゴ礁の生育環境の悪化につながることから、未然防止の対策が必要となっています。
- ◆西海岸地区の海岸線は、護岸整備が行われていますが、北前地区では亀裂や老朽化が進んでいる箇所がみられるため、老朽化への対応及び津波対策も含めた防災機能の向上が課題となっています。
- ◆平成 22 年における本町の森林面積は、総面積（1,378ha）の 6%の 88ha にとどまっており、森林保全等の対策が課題となっています。

図表-森林面積

	総面積 (ha)	森林面積 総数 (ha)	林野庁所管 国有林	小計	所有形態			森林率 (%)
					県有	市町村有	私有	
沖縄県	227,602	105,238	31,433	73,805	5,525	42,622	25,658	46%
北谷町	1,378	88	—	88	1	4	83	6%
うるま市	8,617	1,475	—	1,475	25	277	1,173	17%
沖繩市	4,900	849	—	849	42	439	369	17%
宜野湾市	1,970	86	—	86	0	1	84	4%
読谷村	3,517	867	—	867	22	326	519	25%
嘉手納町	1,504	259	—	259	0	106	153	17%
北中城村	1,153	198	—	198	1	3	194	17%
中城村	1,546	257	—	257	3	1	253	17%
西原町	1,584	125	—	125	3	3	119	8%

※合計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものです。

資料：沖縄の森林・林業（平成 24 年版）



施策の方向性

①緑地の保全と創造

「北谷町緑の基本計画」に基づき、残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系を維持するため、水辺と一体となった緑地の整備、公園・道路等の公共施設の計画的な緑化を推進します。

また、新川自然ふれあい公園内に残された自然環境を保全するとともに、住民の憩いの場として利活用を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 残された緑地の保全
- 水辺と一体となった緑地の整備
- 公園、道路等の公共施設の計画的な緑化の推進
- 新川自然ふれあい公園内に残された自然環境の保全と利活用の推進
- 自然とふれあう体験型学習機会の提供

②河川環境の保全と水辺空間の創造

河川機能の強化や住民が自然とふれあうことができる自然生態系と親水性に配慮した河川整備を進めるよう、県や関係機関に求めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 白比川総合流域防災事業の促進
- 県、流域市町村との連携強化
- 生活排水適正処理の徹底

③海岸環境の保全

赤土流出防止等の海洋汚染対策の強化を進めるとともに、サンゴ礁をはじめとした海域生態系の保全に努めます。

北前地区では、海拔が低く高潮、津波等による被害が懸念されるため、関係機関に対し、高潮対策事業の早期実施を促します。

【施策に関連する主な取り組み】

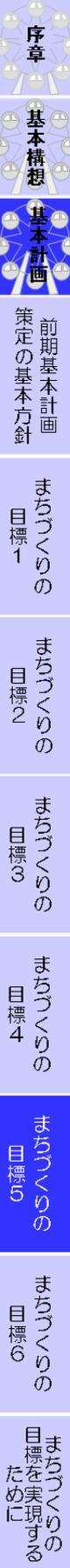
- 赤土流出監視体制の強化
- 漁業協同組合等との連携
- 高潮対策事業の促進

④住民による環境保全に関する活動の促進

美しい海を守り、きれいなせせらぎを持つ河川を再生させるため、住民、事業者等による環境保全活動を促進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 環境保全に関わるボランティアやNPO との連携強化





施策 29 循環型社会の構築

目指す姿

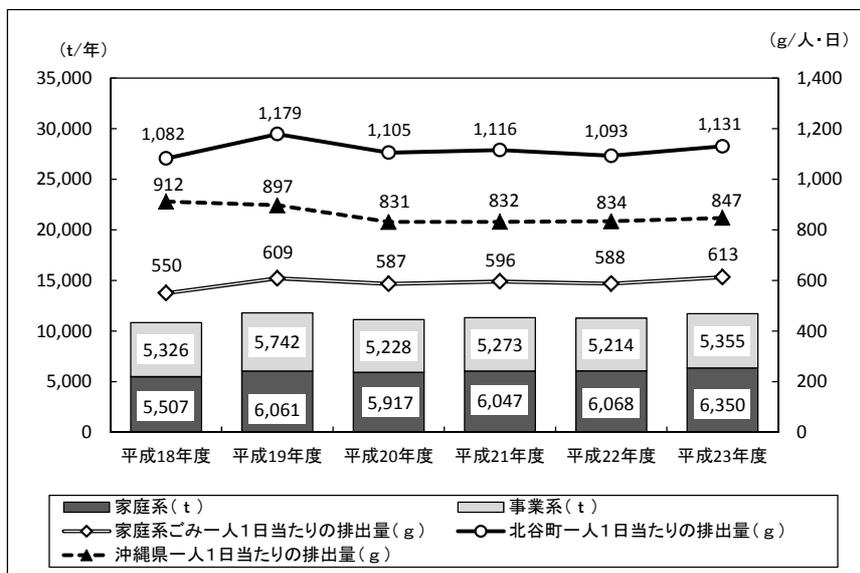
ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄の防止に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用や事業活動の促進を図ります。

さらに、住民一人ひとりの環境に対する意識が高まるよう支援し、環境に配慮したまちづくりを目指します。

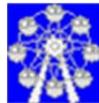
現状と課題

- ◆一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画として平成 25 年に「北谷町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、今後のごみ処理方針等を定めています。
- ◆平成 24 年に「北谷町地球温暖化防止実行計画」を策定し、役場庁舎をはじめとする公共施設、日常業務の中で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- ◆ごみ減量化を進めるため、生ごみ処理器購入に対する補助を行っていますが、利用希望者が少なかったこともあり、補助内容の見直しを行っています。
- ◆ごみ分別及びごみ減量の指導等を推進するため、地域に 40 名のクリーン指導員の配置を行っており、研修や会議を通して、地域のクリーンリーダーの育成に取り組んでいます。
- ◆平成 13 年に「家電リサイクル法」、平成 17 年に「自動車リサイクル法」が完全施行されたため、自治会やクリーン指導員と連携し、家電等の不法投棄を防止するための廃棄方法等についての周知を強化するとともに、地域のパトロールを実施しています。
- ◆平成 23 年度における本町のごみ総排出量は 11,705t、1 人 1 日当たりのごみ量 1,131g は、全国平均値 975g や県平均値 847g と比較すると高い値となっています。

図表-年度別ごみ排出量の内訳



資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)



図表一倉浜衛生施設組合負担金内訳（北谷町、沖縄市、宜野湾市）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負担金計(単位:千円)	1,284,077	1,269,534	1,414,586	1,702,201	1,780,243
北谷町負担金(単位:千円)	213,370	214,401	227,083	257,551	272,095
沖縄市負担金(単位:千円)	678,914	654,921	764,608	963,985	999,213
宜野湾市負担金(単位:千円)	391,793	400,212	422,895	480,665	508,935
北谷町民一人当たりの金額(単位:円)	7,797	7,768	8,132	9,056	9,525
沖縄市民一人当たりの金額(単位:円)	5,059	4,846	5,626	6,981	7,214
宜野湾市民一人当たりの金額(単位:円)	4,254	4,328	4,515	5,092	5,306
北谷町人口(各前年度12月現在)	27,366	27,601	27,926	28,439	28,566
沖縄市人口(各前年度12月現在)	134,199	135,155	135,897	138,088	138,505
宜野湾市人口(各前年度12月現在)	92,108	92,470	93,661	94,405	95,913

施策の方向性

①ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみとなるものは断る Refuse（リフューズ）、ごみの発生を抑制する Reduce（リデュース）、製品等の再使用に努める Reuse（リユース）、資源として可能なものについては再生利用を図る Recycle（リサイクル）の「4R」を推進するとともに、住民、事業者、行政の三者の協働により、「循環型社会」の構築を目指します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ごみの排出抑制の推進
- ごみの資源化の推進
- ごみの適正処理
- ごみに関する普及、啓発

②不法投棄及びポイ捨て対策の強化

自動車、家電、一般家庭ごみ等の不法投棄を防止するため、クリーン指導員による地域監視体制の強化を図るとともに、適正な処分が実施されるよう分別方法の周知と処理に関する助言指導を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「北谷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の周知徹底
- 「北谷町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の周知徹底

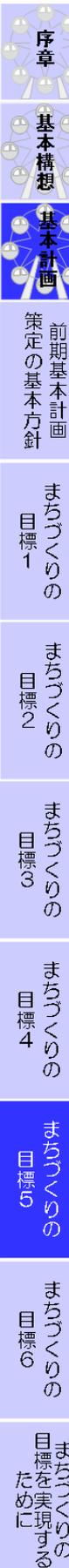
③環境に配慮したエネルギーの利用促進及び事業活動の展開

「北谷町地球温暖化防止実行計画」に基づき、省エネルギー対策、廃棄物抑制等に取り組むことで、地球環境にやさしい事業活動を行います。

また、公共施設への積極的なソーラーパネルの設置等、再生可能エネルギーの普及に向けて取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 省エネルギー型機器等の導入
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入推進
- 環境に配慮した物品の購入
- 環境物品調達方針の策定及び推進
- 公用車への低公害車の導入
- 事業所等への環境マネジメントシステムに関する情報提供





④環境に対する関心を高める取り組みの推進

環境に配慮したライフスタイルの普及を図るため、「家庭でできる10の取り組み」の普及促進、環境に関する情報提供、児童生徒を中心とした出前講座を開催します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「家庭でできる10の取り組み」の普及促進
- ・自治会との連携による情報提供
- ・ガイドブックの作成・配布

施策 30 環境衛生の向上

目指す姿

飼い犬の登録や狂犬病予防注射の促進を図るなど、飼い主のモラル向上に努めるとともに、ハブ被害等の防止対策や自然環境に配慮した害虫等の防除・駆除に取り組むことで、住民の生活環境の保全を図ります。

現状と課題

- ◆野犬等捕獲頭数は、平成23年度までは減少傾向となっていましたが、平成24年度は増加しています。
- ◆平成24年度狂犬病予防注射の接種率は71.0%（全国72.4%、沖縄県49.6%）となっており、毎年わずかながらも咬傷事故が発生しています。
- ◆米軍人等の施設・区域外居住者の飼い犬登録率や狂犬病予防注射の接種率が十分でないため、これらへの対応が求められています。
- ◆平成24年度時点で48箇所に80台の捕獲器を設置し、年間50匹前後のハブ等の捕獲を行っていますが、未だ咬症被害が確認されています。

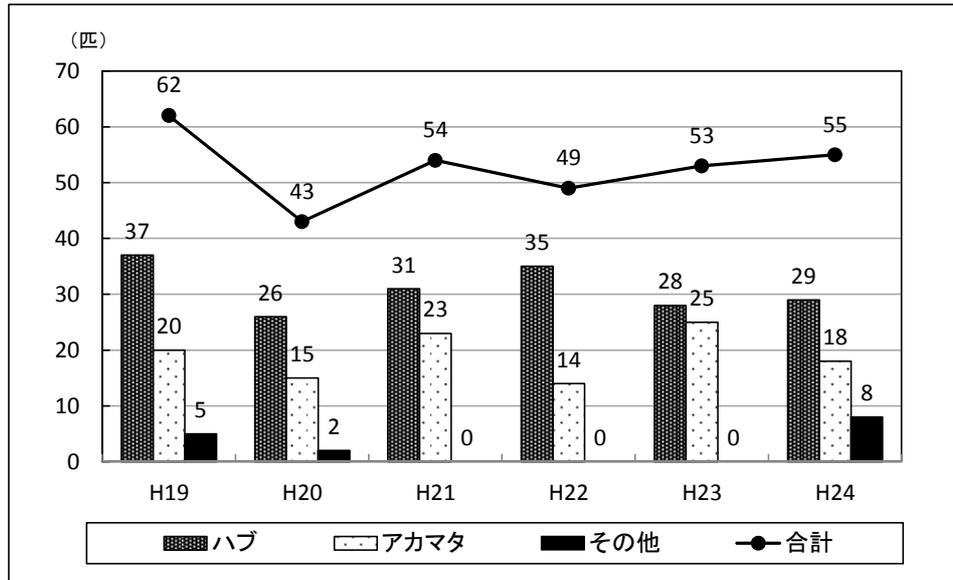
図表－飼い犬の登録頭数及び野犬等捕獲状況（北谷町）

年度	新規登録頭数	総登録頭数	野犬等捕獲頭数
平成18年度	124	1,002	123
平成19年度	121	1,008	93
平成20年度	127	1,070	60
平成21年度	128	1,017	81
平成22年度	142	1,142	65
平成23年度	147	1,131	63
平成24年度	148	1,120	77

資料：保健衛生課



図表一ハブ等捕獲の推移（北谷町）



資料：保健衛生課

施策の方向性

①動物愛護とペットの適正な飼い方の啓発

不適正なペットの飼い方によって近隣住民に迷惑や危害が及ばないように、飼い犬の登録、狂犬病予防注射の接種等の促進を図ります。

また、ペットの飼い方に関する啓発を行うとともに、野犬等の捕獲についても取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「北谷町飼い犬条例」の周知徹底
- ・飼い犬登録の促進
- ・狂犬病予防注射の接種促進
- ・ペットの飼い方等の啓発活動の拡充
- ・野犬等の捕獲

②ハブ被害防止及び害虫防除等の推進

ハブ等による被害防止を図るため、ハブ等の捕獲に取り組むとともに、あき地の適正管理、一斉清掃の実施等により生息域の解消に努めます。

また、害虫等による被害を防ぐため、自然環境に配慮した駆除を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「北谷町ハブ対策に関する条例」の周知徹底
- ・ハブ被害防止のための啓発活動の拡充
- ・「北谷町あき地管理の適正化に関する条例」の周知徹底
- ・あき地の適正管理の指導
- ・害虫防除の実施

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画策定の基本方針
- 目標1
- 目標2
- 目標3
- 目標4
- 目標5
- 目標6
- 目標7
- 目標8
- 目標9
- 目標10
- 目標11
- 目標12
- 目標13
- 目標14
- 目標15
- 目標16
- 目標17
- 目標18
- 目標19
- 目標20
- 目標21
- 目標22
- 目標23
- 目標24
- 目標25
- 目標26
- 目標27
- 目標28
- 目標29
- 目標30
- 目標31
- 目標32
- 目標33
- 目標34
- 目標35
- 目標36
- 目標37
- 目標38
- 目標39
- 目標40
- 目標41
- 目標42
- 目標43
- 目標44
- 目標45
- 目標46
- 目標47
- 目標48
- 目標49
- 目標50
- 目標51
- 目標52
- 目標53
- 目標54
- 目標55
- 目標56
- 目標57
- 目標58
- 目標59
- 目標60
- 目標61
- 目標62
- 目標63
- 目標64
- 目標65
- 目標66
- 目標67
- 目標68
- 目標69
- 目標70



まちづくりの目標

6

『豊かな心と夢あふれる
教育・文化・スポーツのまち』

～教育・文化・スポーツ～

- 施策 31 青少年健全育成
- 施策 32 幼児教育の充実
- 施策 33 義務教育の充実
- 施策 34 生涯学習の推進
- 施策 35 生涯スポーツの推進
- 施策 36 文化財の保全と文化の振興
- 施策 37 学びのまち・北谷

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標1

まちづくりの
目標2

まちづくりの
目標3

まちづくりの
目標4

まちづくりの
目標5

まちづくりの
目標6

まちづくりの
目標7
ため「実現」



施策 31 青少年健全育成

目指す姿

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、地域、学校が連携して青少年の安全確保や居場所づくり、教育環境の向上に取り組むとともに、家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制を充実し、青少年の心身の健やかな成長を目指します。

現状と課題

- ◆青少年健全育成のため、北谷町青少年健全育成協議会による家庭教育に関する取り組み、北谷町青少年育成町民大会、北谷町少年の主張大会等を実施しています。
- ◆毎月第3金曜日（少年を守る日）には、北谷町青少年支援センター、自治会、学校との連携による夜間街頭指導の実施、7月には県民一斉行動ボランティア夜間街頭指導を行っています。
- ◆教育相談については、北谷町青少年支援センターと連携して、各学校に心の教室相談員等を派遣し、教育相談を充実するとともに、体制の強化に取り組んでいます。
- ◆北谷町青少年支援センターにおける過去3年（平成22～24年度）の教育相談の内訳をみると、いずれの年度においても進路相談が最も多く、次いで不登校（心因性）相談の割合が高くなっています。
- ◆平成24年度の教育相談件数は、平成22年度の934件と比較すると大幅に増加し、1,207件となっています。
- ◆放課後子ども教室では、学習アドバイザーや安全管理員のもと、英会話教室等の学習支援、茶道及び琉舞教室等の各種体験活動等を行っています。

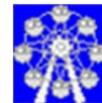
図表—教育相談の内訳

年度	不登校 (心因性)	不登校 (怠学)	いじめ・暴力	集団不適応	家出・夜遊び	窃盗・飲酒・喫煙	進路	しつけ・育て方の悩み	情報交換
平成22年度 (全相談件数934件)	254	21	1	0	1	0	565	1	91
平成23年度 (全相談件数976件)	213	185	1	0	3	1	535	1	37
平成24年度 (全相談件数1,207件)	329	222	1	0	1	0	609	0	45

※「進路」は学習支援を含めた数である。

図表—平成24年度放課後子ども教室活動一覧（平成24年度）

場所(学校名等)	年間実施回数(プログラム名)	学習アドバイザー 安全監理員(人)	児童数(人)
北谷小学校	全52回(チャレンジ、太極拳)	6	42
北玉小学校	全96回(英会話、琉舞・押花、チャレンジ)	9	49
浜川小学校	全78回(三線、英会話、茶道)	5	40
北谷第二小学校	全45回(英会話、茶道)	6	64
ちやたんニライセンター	全38回(しまくとぅば)	11	15



施策の方向性

①青少年健全育成の連携体制の強化

教育の出発点である家庭教育を支援するため、学習機会、情報提供、相談体制の充実を図ります。

また、社会全体で青少年の健全な育成を支えるため、家庭、地域、学校等の連携体制の強化に取り組みます。

さらに、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー等の活用を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・家庭教育に関する各種講座、講演会の開催
- ・北谷町青少年支援センターの充実
- ・心の教室相談員の配置
- ・北谷町青少年健全育成協議会の活動の充実
- ・ボランティア夜間街頭指導の実施
- ・青少年指導員等による夜間街頭指導の実施
- ・スクールソーシャルワーカー等の活用

②校外活動の充実と居場所づくり

子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、体験活動、子ども会活動等の校外活動の充実を図るとともに、地域社会の中での子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・社会教育における青少年向け体験学習講座等の開催
- ・子ども会等への支援
- ・放課後子どもプランの継続（放課後子ども教室等）

施策 32 幼児教育の充実

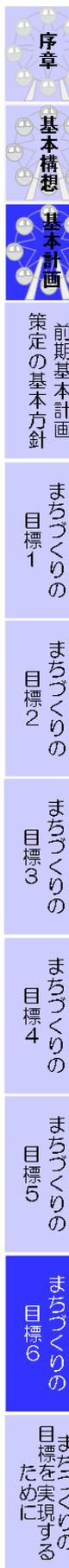
目指す姿

幼児期は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎が培われる大切な時期であることから、幼児の主体的な活動を促し、好奇心や探究心を育む幼児教育の充実に取り組みます。

また、豊かな生活体験をするための環境の工夫に努めるとともに、基本的な生活習慣の形成や遊びを通した総合的な指導の充実に取り組みます。

現状と課題

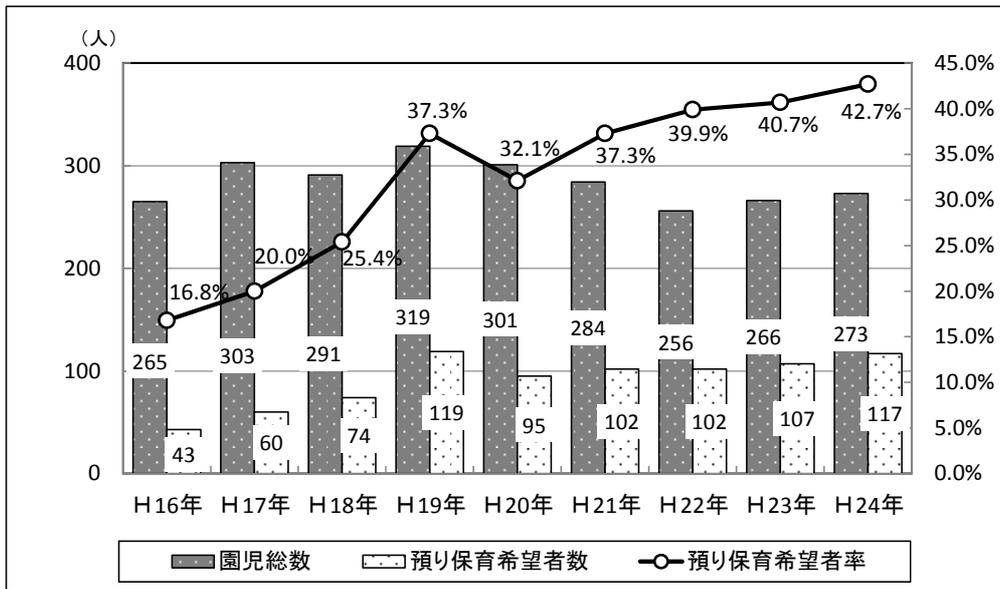
- ◆ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるように努めています。
- ◆ 幼児一人ひとりの特性に応じ、発達課題に即した指導が行われています。
- ◆ 特別支援教育では、巡回相談指導員と連携しながら、個々の実態に合った援助と保護者への支援を実施しています。
- ◆ 保育所・幼稚園・小学校及び地域との連携や地域人材の活用に努めています。





- ◆複数年保育については、町立幼稚園の空き教室等の施設設備を勘案しながら段階的な実施を検討しています。
- ◆放課後児童クラブ（学童）の対象は小学生のみで、沖縄だけが特例的に幼児が通っていますが、今後は受け入れられなくなるため、沖縄県全体の課題として、放課後の幼稚園児の受け皿を検討する必要があります。
- ◆平成24年度における町立幼稚園の預かり保育希望者は、平成16年度と比較すると大幅に増加し、117人となっており、預かり保育希望者率も年々増加し、42.7%となっています。

図表一 預かり希望者数の推移（町立幼稚園）



資料：学校教育課

施策の方向性

① 幼児教育の充実

基本的な生活習慣や道徳性の芽生えを培うことができるよう、幼児の人間関係を育む集団活動を重視した遊びを通じた総合的な指導の充実を図るとともに、本町の特色を生かした教育の展開を目指します。

【施策に関連する主な取り組み】

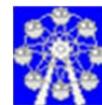
- 環境を通して行う教育の充実
- 遊びを通じた総合的な指導の充実
- 基本的な生活習慣の形成
- 園内研修の実施

② 子育て支援活動の推進

町立幼稚園が教育相談や子育てに関する情報交換の場としての機能を高めるとともに、預かり保育の充実等、住民の子育てを支援するための活動を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 預かり保育の充実
- 保護者や地域との連携強化と開かれた幼児教育の推進
- 教育相談の充実



③就学前の子どもたちへの望ましい幼児教育体制

保育所・幼稚園・小学校との連携を一層強化するとともに、親の就労形態に応じた保育ニーズの把握、ニーズに応える就学前の子どもたちへの望ましい幼児教育体制について検討します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 保育所、幼稚園、小学校との連携の充実
- 複数年保育（2年保育）の段階的实施
- 特別支援教育支援員の派遣
- 巡回相談指導員による教育相談の充実

また、平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援制度（認定こども園の創設等）に伴い、多様なニーズに応じた子ども・子育て支援の充実を目指します。

④町立幼稚園の教育環境の整備

安全・安心な教育環境の整備に向け、老朽化した園舎の増改築に取り組むとともに、預かり保育充実のため、町立幼稚園における施設等の教育環境の整備を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「浜川幼稚園改築事業」の推進
- 「北谷第二幼稚園改築事業」の推進
- 預かり保育のための環境整備の充実

施策 33 義務教育の充実

目指す姿

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育むとともに、将来の夢や希望の実現に向けて根気強く取り組む学習意欲の向上等の「生きる力」を育成します。

また、学校、保護者、地域社会、関係者が教育におけるそれぞれの役割を明確にするとともに、協働して教育活動を推進し、本町の将来を担う人材の育成を目指します。

現状と課題

- ◆生徒がよりよい学校生活等を築こうとする自主的・実践的な態度を養うため、中学生フォーラムでは、学校における共通課題についての討議、情報交換等を行っています。
- ◆児童生徒の健康及び体力が低下していることから、児童生徒は積極的に運動やスポーツに親しんで体力の保持増進に努めています。
- ◆児童生徒の健康づくりの基本となる生活習慣の確立やアレルギー疾患へ対応するため、学校生活での配慮や管理に活用できる児童生徒のより詳細な情報を把握していく必要があります。
- ◆近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化等に伴い、食生活の乱れ、肥満など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められています。



前期基本計画
策定の基本方針

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

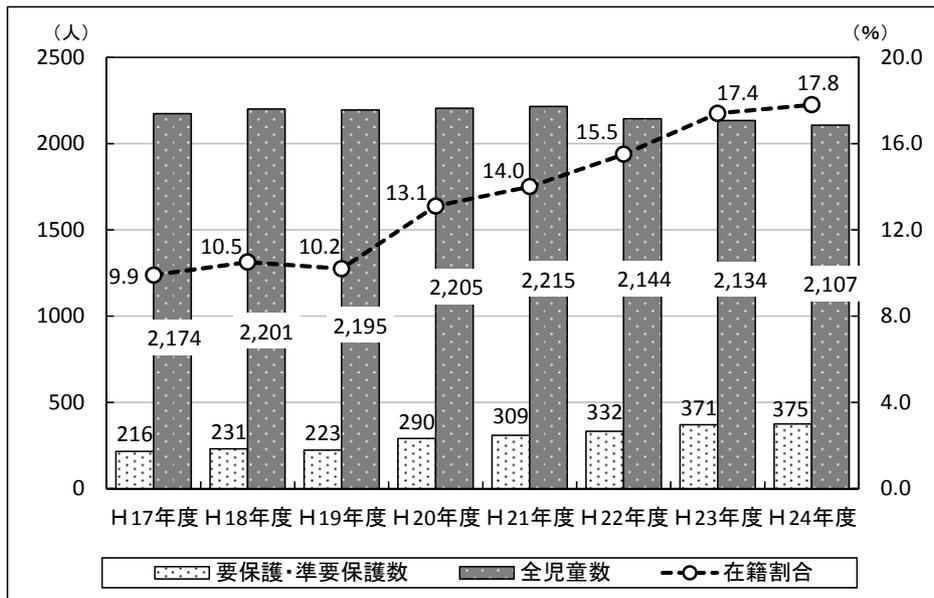
目標6

目標7
ため実現

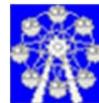


- ◆学校給食の充実については、本町には農地が少なく、農業が展開されていない現状であり、地産地消の視点で県内の食材を活用した給食の提供に努めています。
- ◆文部科学省から教育課程特例校（英語）の指定を受け、小学校段階からの国際理解教育の充実を目指すとともに、コミュニケーションの手段としての英語に慣れ親しませ、幼・小・中学校の学びの連続性を踏まえた英語によるコミュニケーション能力の育成を図るための英語指導助手（AET）の派遣、英語検定の補助、中学校英国派遣交流、中高生ハワイ短期留学派遣事業等を実施しています。
- ◆外国籍等の児童生徒については、学校生活にうまく適応できるように日本語指導学習支援員を派遣し、基本的な言語指導、生活相談等を行っています。
- ◆町立小・中学校では、「特別支援教育」を重要視しており、障がいのある児童生徒を対象に、特別支援教育支援員の配置をはじめとする支援を行っています。
- ◆学校施設の整備については、バリアフリー化・耐震化の推進に向けた検討、老朽化した学校施設の改修等が求められています。
- ◆町立学校給食センターの老朽化、食器改善の必要性、食物アレルギーへの対応等に伴い、耐震性や安全性を備え、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に適合したより衛生面を考慮した施設の整備が求められています。
- ◆町立小・中学校では、困窮世帯への就学援助としての「就学援助補助（要保護・準要保護）事業」を実施していますが、平成 17 年度と比較すると大きく増加し、平成 24 年度の要保護・準要保護児童数（小学生）は、全児童数 17.8%の 375 人、要保護・準要保護生徒数（中学生）は、全生徒数 23.2%の 246 人となっています。

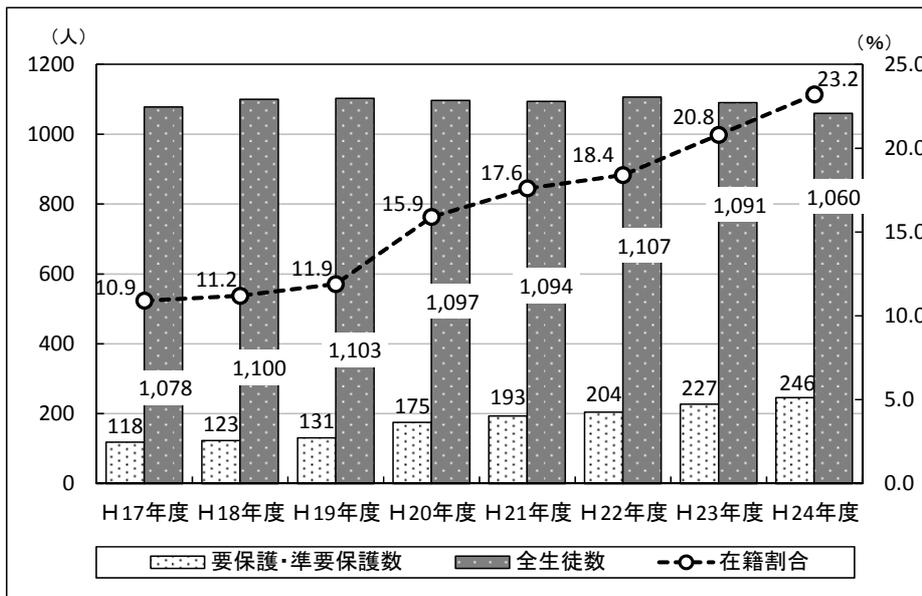
図表一 要保護・準要保護児童数（小学生）の推移



資料：学校教育課



図表一 要保護・準要保護生徒数（中学生）の推移



資料：学校教育課

施策の方向性

① 確かな学力の向上

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うなどの確かな学力の向上に努めます。

また、児童生徒一人ひとりの実態等を把握し、個に応じた指導体制や指導方法、評価方法の工夫・改善を図るなど、「沖縄型授業づくり」を指針として、全校体制による「わかる授業」の構築に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 学力向上推進要項（北谷ニライっ子プラン）の推進と授業研究会の充実
- 諸学力検査等の実施、分析及び活用
- 校内学力向上推進実践報告会及び学力向上推進実践発表会の開催
- 教科指導に卓越した力を発揮する授業改善アドバイザーの活用
- 電子黒板等のICTを活用した授業の工夫、改善及び充実
- 授業内容をきめ細やかにサポートする学力向上学習支援員等の配置

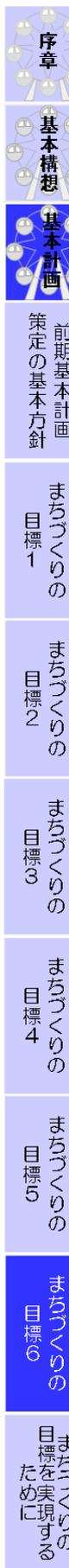
② 豊かな心の育成

自他の生命を尊重する心を基盤に豊かな情操、善悪の判断等の規範意識及び基本的な生活習慣を育み、「豊かな心の育成」に努めます。

また、道徳教育、人権教育等の取り組みを発達の段階に応じて充実させるため、これらと各教科等の学習、体験活動、読書活動等を関連付け、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の心を豊かにするように努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 道徳教育の充実
- 人権教育の充実
- 生徒指導の充実
- 「hyper-QU（学級集団の状態を把握するための心理検査）」の実施、分析及び活用
- 「北谷町道徳副読本」等の作成と活用の推進





③健やかな体の育成

児童生徒の健康、体力の向上等の健やかな体を育成するため、学校体育の充実や子どもの体力の向上を図ります。

また、生涯にわたって健康で安全な生活を自ら営んでいくための知識や態度の育成に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 学校体育の充実等による体力の向上
- 食育を通じた健康、体力づくりの推進
- 部活動や北谷町スポーツ少年団への支援
- 健康教育の充実
- 栄養教諭等と連携した授業実践の推進
- 学校給食の充実

④国際理解・外国語教育の充実

急速な国際化に対応するため、広い視野を持ち、異なる文化を持つ人々と協調して生きる資質や能力を身に付けた人材を育成します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 英語指導助手（AET）の配置
- 教育課程特例校としての小学校英語科授業の推進及び小中英語連携授業の推進
- 英語スピーチ並びにカンパセーションコンテストの開催
- 中学校英国派遣交流と中高校生ハワイ短期留学派遣事業の実施
- 日本語指導学習支援員の派遣
- 児童英検と中学校英語能力テストの実施、小・中学生への英語検定補助の推進
- テレビ会議等を活用したオーストラリアの学校との交流事業の推進

⑤特別支援教育の充実と困窮世帯等の就学支援

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 特別支援教育支援員の派遣
- 就学指導委員会の充実
- 巡回相談指導員の派遣
- 「就学援助補助（要保護・準要保護）事業」の継続

また、困窮世帯への就学援助としての「就学援助補助（要保護・準要保護）事業」を継続します。

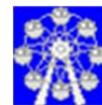
⑥義務教育環境の整備

児童生徒の学習環境を快適にするため、老朽化が進む学校施設・設備等の整備や維持管理を計画的に進めるとともに、地域の防災拠点となる学校施設の耐震化の早期完了に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「北谷第二小学校改築事業」の推進
- 「桑江中学校屋内運動場耐震対策事業」の推進
- 「北谷第二小学校屋内運動場耐震対策事業」の推進
- 「町立学校給食センター建設事業」の推進

また、耐震性や安全性を備え、「学校給食衛生管理基準」等に適合したより衛生面を考慮した学校給食センター建設を推進します。



施策 34 生涯学習の振興

目指す姿

近年の社会情勢の変化に伴う生涯学習ニーズの高度化・多様化に応じて、生涯学習活動の支援を行うとともに、学習環境の整備、人材の発掘及び育成等に取り組むことで、住民誰もが、生涯の各時期にわたって生涯学習の機会を得ることができる社会の実現を目指します。

現状と課題

- ◆生涯学習への住民意識が高まり、活動する団体も増加傾向にあるとともに、生涯学習まつり、公民館まつり等で活発に生涯学習成果の発表が行われています。
- ◆生涯学習情報の提供は、公民館だより、生涯学習プラザだより等を発行していますが、公民館におけるホームページの立ち上げ支援、生涯学習プラザのホームページの情報更新、町全体の生涯学習内容を網羅した情報提供等が課題となっています。
- ◆平成 25 年度に「北谷町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが将来に向けて読書活動を定着できる環境づくりに取り組んでいます。
- ◆町立図書館は、読書環境の整備・充実を目指して、図書館情報システムを構築していますが、児童館、公民館ではまだ十分に活用されていない状況となっています。
- ◆平成 23 年度より実施している「ブックスタート事業」は、参加した父母からは大変好評ですが、参加率の向上が課題となっています。
- ◆図書館文化講座をはじめ、人形劇鑑賞会等には、毎年 2,000 名近くの多数の参加があります。
- ◆町立図書館の利用者数 139,855 人（1 日平均 516 人）は増加傾向にあることから、図書資料の充実が求められています。

施策の方向性

①生涯学習活動の支援

住民の生涯学習活動を振興するため、生涯学習機会の拡充を図るとともに、社会教育関係団体、サークル活動、生涯学習ボランティア活動等の支援に取り組みます。

特に、ボランティア活動をやりたい人と受けたい人をつなぐ支援を行います。

また、住民の生涯学習意欲を啓発し高めていくため、情報提供機能の強化と生涯学習成果を生かす場の創出に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 生涯学習ボランティア活動等の支援
- ボランティア活動に関する情報提供
- 地域人材・教材リストの作成
- 生涯学習に関するホームページの充実
- 生涯学習まつりの充実
- 生涯学習プラザ講座、公民館講座の充実

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6
ため実現す



②生涯学習を推進する人材の発掘と育成

生涯学習振興のため、社会教育指導者や学習活動にかかわるリーダー（環境関係、外国語関係等）の育成、確保を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 環境関係や外国語関係のリーダー育成
- 地域の老人会等の活用

また、豊かな経験や技をもつ年配者に活躍してもらうため、地域の老人会等を活用した人材発掘（うちなあぐちの講座等）と登用の仕組みづくりに取り組みます。

③生涯学習の活動拠点の拡充

生涯学習プラザを生涯学習の中心拠点として位置づけ、その活用を図るとともに、住民に身近な公民館を地域の生涯学習拠点として活用します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 生涯学習プラザと公民館の連携強化
- 町立図書館、学校図書館、関係機関等との連携

また、知の情報拠点として町立図書館の機能とサービスを向上し、住民の読書普及と生涯学習活動の振興を図るため、学校図書館、関係機関等と連携した取り組みを進めます。

施策 35 生涯スポーツの推進

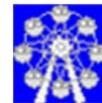
目指す姿

住民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組みます。

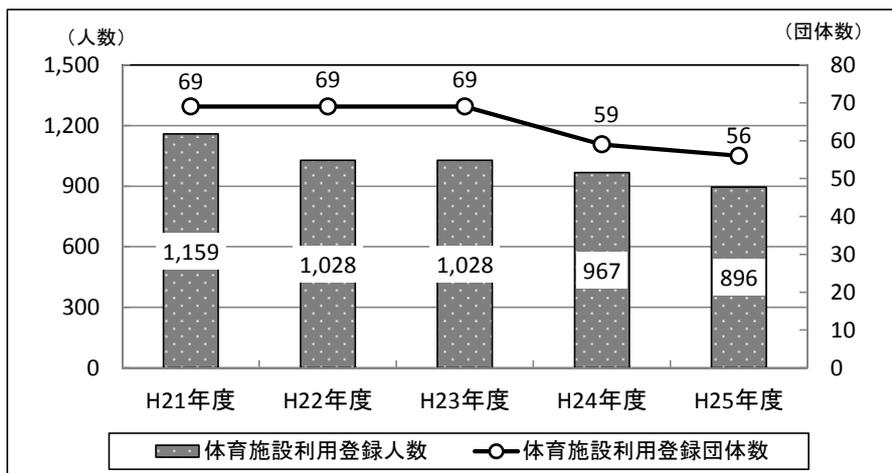
また、日常生活の中で主体的にスポーツに親しむことで、健康で明るく生きがいのある豊かな社会を目指します。

現状と課題

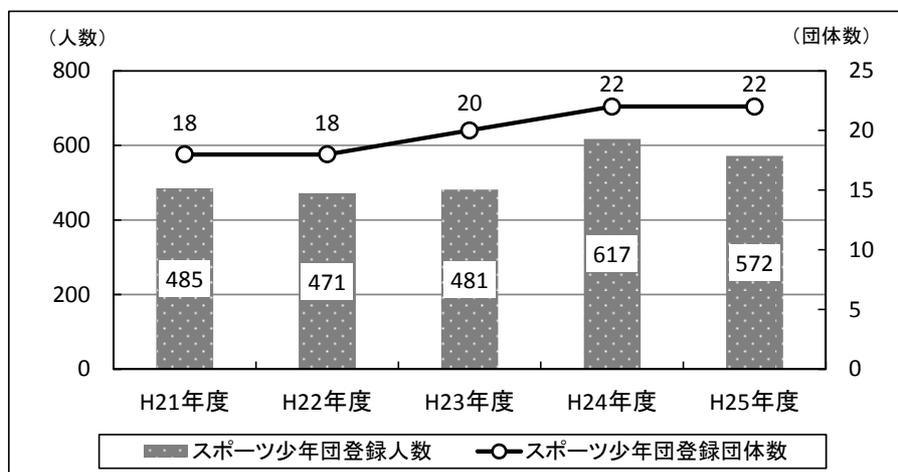
- ◆北谷町体育協会のホームページ等で、スポーツイベント等の情報提供をしています。
- ◆生涯スポーツの活性化に伴い、各学校の体育館や運動場等、本町のスポーツ施設は利用されていますが、施設利用団体の固定化がみられます。
- ◆スポーツサークルは減少傾向にありますが、北谷町スポーツ少年団等の活動は活発化しています。



図表一 体育施設利用登録団体数・登録人数の推移



図表二 スポーツ少年団利用登録団体数の推移



施策の方向性

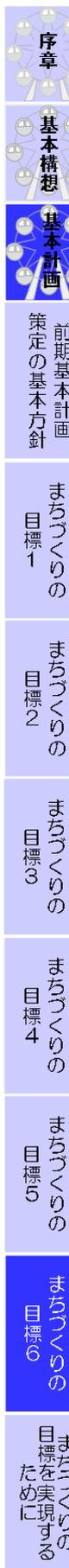
①生涯スポーツの振興

住民の主体的なスポーツ活動を振興するため、スポーツ・レクリエーション機会の拡充や各種団体・サークル活動への支援に取り組めます。

また、生涯スポーツに関する情報提供機能を強化するとともに、町民運動会や町民トリムマラソンなど、スポーツに親しむ事業の推進の実施に取り組めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・ ニュースポーツの普及
- ・ 町民トリムマラソンの開催
- ・ スポーツ・レクリエーション教室、講習会等の充実
- ・ 町民運動会の開催支援
- ・ 生涯スポーツに関するホームページの充実
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成推進





②生涯スポーツ推進体制の強化

住民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、「町民一人一スポーツ」を基本とした町民の健康づくりやスポーツ振興の充実を図ります。

また、既存スポーツ施設の有効活用や学校体育施設の開放を推進するとともに、

スポーツ指導者・リーダー等（スポーツ推進委員活動の推進、部活動指導員制度の充実等）の養成やその確保に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・社会体育施設の活用促進
- ・学校体育施設の有効活用
- ・スポーツ指導者研修の充実
- ・スポーツ推進委員活動の推進
- ・部活動指導員制度の充実

③北谷町体育協会及び北谷町スポーツ少年団の支援

スポーツ精神を養うことや体カづくりと健康増進のため、北谷町体育協会が開催する北谷町総合体育大会、北谷町スポーツ少年団のリーダーの育成等の取り組みを支援し、スポーツの振興と普及啓発を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・北谷町体育協会の支援
- ・北谷町スポーツ少年団の支援

施策 36 文化財の保全と文化の振興

目指す姿

本町には、貴重な遺跡・埋蔵文化財等の歴史的・文化的資源が数多く所在するため、その調査、保存、活用に向けて取り組みを進めます。

また、民俗文化財等の継承と発展、芸術文化活動の振興を図ります。特に、住民が主体となって取り組む民俗文化の復活・再現等を支援し、その継承と発展を図ります。

現状と課題

- ◆伊礼原遺跡では、今から約 6,500 年前の土器が発見されたほか、沖縄県内で発見されたことのない 笊（ざる）、木製の櫛（くし）及び斧（おの）の柄（え）等、貴重な品々が多数出土しており、縄文時代からグスク時代の集落跡「伊礼原遺跡」として、平成 22 年 2 月に国史跡として指定されました。
- ◆現在、4 つの町指定文化財（「浜川ウガン遺跡」、北谷城内「東ノ御嶽」、北谷城内「殿」、「ちぶ川（井泉）」）及び 53 の埋蔵文化財包蔵地等、貴重な文化的資源が数多くあり、これまでの調査研究、資料収集により、文化財展示室には、町内の遺跡から出土した埋蔵文化財、歴史・民俗資料等を公開しています。
- ◆民俗文化財は、日常生活に基盤を置くものであり、特に戦後社会の急激な変化において、生活様式が様変わりし、本町独自の言語、風俗慣習等の民俗文化財が薄れつつあります。



- ◆伝統行事として、謝苅区や栄口区等において盛んな「エイサー」や13年に一回開かれる三ヶ村（旧字北谷、玉代勢、伝道）の「綱引」、旧字北谷の「フェーヌシマ」、旧字伊礼、砂辺における「獅子舞」等の多くの民俗芸能があります。
- ◆これまでの本町の歴史的推移を理解する上で、北谷町史を編集刊行し、すでに全8巻完結しています。
- ◆沖縄伝統的木造建築物としての国登録有形文化財「うちなゝ家」は、古民家における生活文化を再現したものとなっており、「紙芝居」、「島歌ライブ」、「三線練習」等の施設利用や見学者が年々増加しています。
- ◆北谷町文化協会では、優れた舞台芸術や芸術文化を体感する機会としての総合文化祭を開催し、書道、絵画、盆栽等の展示や茶道、古典芸能鑑賞会等を実施しています。
- ◆しまくとっばの普及継承としての足がかりとなる「しまくとっば大会」は子どもからお年寄りまで参加し、子ども劇団等による舞台発表等、多様な芸術活動に取り組んでおり、本町としてもそういった取り組みに対して支援しています。

施策の方向性

①文化財等の調査及び保存と活用

国指定史跡伊礼原遺跡整備の推進を図り、町内に点在する文化財等の調査・整備、保存指定に向けての取り組みを進めるとともに、公開・展示等の活用に向けて、北谷町立博物館建設を推進します。

また、貴重な歴史的資源である北谷城については、地権者との連携のもと、国史跡としての指定に向け、国と協議を進めます。

さらに、地域、学校等と連携し、住民が郷土の歴史や文化に触れる機会の充実に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「国指定史跡伊礼原遺跡整備事業」の推進
- ・出土遺物の保存、保管及び展示
- ・「北谷町立博物館整備事業」の推進
- ・北谷城の国史跡としての指定に向けた国との協議
- ・北谷城の範囲確認調査の実施
- ・地域や学校等との連携による文化財等に触れる機会の充実

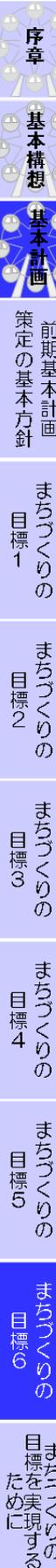
②民俗文化財等の保存継承と発展

本町独自の言語、風俗慣習等の民俗文化財が薄れつつあるため、既知の民俗文化財の充実や未だ埋れている民俗文化財を掘り起こすとともに、調査・研究を行い、特に重要なものについては指定文化財としての取り組みを推進します。

また、地域に根ざした伝統行事、イベント等を支援し、民俗文化財の継承と発展を促進するとともに、必要に応じ、映像や写真、報告書等記録作成等の措置を講じ、文化財の保護を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・伝統芸能の普及支援と調査報告書等の作成
- ・有形無形民俗文化財の掘り起こし
- ・地域社会に根ざす民俗文化財の保存継承、発展の促進
- ・うちなゝ家の活用促進





さらに、国登録有形文化財「うちなゝ家」等を活用した昔ながらの生活文化体験等の利用促進に努めます。

③芸術文化活動の振興

文化芸術活動を行う各種団体、サークル、芸術家等の活動支援、しまくとぅば普及継承活動の推進等を行い、芸術文化の普及・振興を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- 舞台芸術や芸術文化鑑賞機会の拡充
- 北谷町総合文化祭の開催支援
- 北谷町文化協会、子ども劇団等の活動支援

施策 37 学びのまち・北谷

目指す姿

住民の教育に関する関心を高めるとともに、子どもたちの豊かな感性をまちづくりに生かすため、活動の場を学校の外に広げ、学校と地域等が連携強化を図り「学び」の気運を高める取り組みを進めます。

また、国際化に対応した教育環境の充実を図るため、外国語教育環境の充実及び外国大学の誘致等を行い、町内及び周辺地域から進学目標となるような、教育環境の実現に取り組めます。

現状と課題

- ◆平成 18 年に「教育基本法」が改正され、地方公共団体は、「教育の振興のための施策に関する基本計画」を定めるよう努めなければならないことが規定されるとともに、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定され、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てることが重要となっています。
- ◆沖縄県では、大きな時代の転換期の中、教育をめぐる諸課題の解決を図り、新しい時代に対応した本県教育の在り方についての新たな視点と方向性を示すものとして、平成 24 年に「沖縄県教育振興基本計画」が策定され、本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育行政運営の基本となっています。
- ◆沖縄県では、国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築が求められ、本県の振興に貢献できる志を持った人材の育成や世界との交流ネットワークの構築、国際感覚を有した人材育成の形成が喫緊の課題となっています。
- ◆国際化社会の進展により、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められているため、「英語立県沖縄」が推進されています。
- ◆本町には、大学・短大等の高等教育機関がなく、周辺地域の子どもたちや親たちからも進学の目標とされるような、国際教養力を身に付ける高等教育施設の立地が望まれているため、外国大学の誘致等に取り組んでいます。



- ◆学校経営方針の説明や学校経営課題を公開するなど、学校運営にかかわる情報の公表を行っています。
- ◆学校、家庭、地域が一体となって、地域全体で学校教育を支援する体制づくりが推進される中、保護者、ボランティア等による読み聞かせ、朝の見守り活動等が取り組まれるとともに、家庭教育支援会議が結成され、活動しています。
- ◆児童生徒が社会の一員として成長していくため、学校、家庭、地域が連携し、小学生の職場見学、中学2年生を対象とした職場体験学習によるキャリア教育等を行っています。
- ◆子どもの頃に、地域の一員としての役割を担っての活動体験を数多く持つことが、郷土意識を育む大切な力となりますが、児童生徒の地域活動への参加は、あまり活発でない状況にあります。

施策の方向性

①「学びのまちづくり」の推進

子どもを取り巻く諸問題について、一つひとつその解決に積極的に取り組んでいくため、学力向上推進協議会等の教育委員会の各施策等におけるコーディネーターとしての機能を踏まえ、学校、家庭、地域、行政の四者間の連携強化を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・北谷町学力向上推進協議会等の連携強化
- ・「北谷町教育振興基本計画」の策定に向けた検討
- ・「北谷町学びのまち宣言」等の調査、研究

住民が教育に高い関心を寄せ、子どもたちが我がまちの教育に確かな自信と誇りが持てる本町を目指すとともに、学校、家庭、地域等が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力を図り、教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北谷町教育振興基本計画」の策定を検討します。

また、「北谷町教育振興基本計画」の施策を踏まえた「学びのまちづくり」を推進するため、「北谷町学びのまち宣言」等の調査・研究に努めます。

②魅力と発信力のある教育環境づくり

外国大学を誘致するなどして、町内からだけでなく周辺地域からも進学目標となるような、魅力のある教育環境の実現に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・外国大学等の国際教養力を身に付ける高等教育機関の誘致
- ・ブリッジプログラム先行実施の推進

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画策定の基本方針

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

目標7

目標8

目標9

目標10

目標11

目標12

目標13

目標14

目標15

目標16

目標17

目標18

目標19

目標20

目標21

目標22

目標23

目標24

目標25

目標26

目標27

目標28

目標29

目標30

目標31

目標32

目標33

目標34

目標35

目標36

目標37

目標38

目標39

目標40

目標41

目標42

目標43

目標44

目標45

目標46

目標47

目標48

目標49

目標50

目標51

目標52

目標53

目標54

目標55

目標56

目標57

目標58

目標59

目標60

目標61

目標62

目標63

目標64

目標65

目標66

目標67

目標68

目標69

目標70

目標71

目標72

目標73

目標74

目標75

目標76

目標77

目標78

目標79

目標80

目標81

目標82

目標83

目標84

目標85

目標86

目標87

目標88

目標89

目標90

目標91

目標92

目標93

目標94

目標95

目標96

目標97

目標98

目標99

目標100



③地域に開かれた学校づくり

学校施設を生涯学習等の場として積極的に活用するとともに、経験や知識が豊富な地域人材、学校を支援するボランティアの活用を推進します。

また、地域に開かれた学校づくり、地域の声を反映した学校経営を推進するため、学校評議員会の充実等を図るとともに、キャリア教育の一貫として、地域での職場体験学習を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 学校施設開放の推進
- 教育活動の場における地域人材の活用
- PTA、おやじの会等との連携強化
- 学校に関する情報の適切な公開
- 学校評議員制度を活用した開かれた学校づくりの推進
- キャリア教育（職場見学、職場体験学習）に係る支援
- 子どもたちの活動の場を学校の外に広げる取り組みの推進





(2) まちづくりの目標を実現するために

1) 協働のまちづくり

協働のまちづくり

施策 38 住民参加のまちづくり

施策 39 コミュニティ活動の充実

施策 40 情報共有の推進

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標 1

まちづくりの
目標 2

まちづくりの
目標 3

まちづくりの
目標 4

まちづくりの
目標 5

まちづくりの
目標 6

まちづくりの
目標を実現する
ための



施策 38 住民参加のまちづくり

目指す姿

住民がまちづくりに参加できる仕組みや環境整備を図り、多くの住民が町政に参加することで、住民と行政との協働によるまちづくりを進めます。

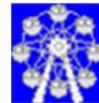
現状と課題

- ◆第五次北谷町総合計画の策定に係る「北谷町まちづくり町民会議」を設立し、住民と行政との協働によるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。
- ◆審議会への住民参加を推進するため、一般公募制度の導入を図るとともに、各種計画案や審議会の審議内容等の情報公開を行い、広く住民が政策形成に関わることができる仕組みを構築することが課題となっています。
- ◆各種計画の策定時において、住民の声を広く反映させるため、パブリックコメント制度の導入が求められています。
- ◆まちづくりへの子どもたちの意見を反映する仕組みづくりの検討が求められています。
- ◆まちづくり活動等への参加が一部の住民にとどまっている状況がみられるため、多くの住民によるまちづくり活動等への参加機会の拡充が求められています。
- ◆各行政区との意見交換等を行う行政懇談会を隔年で開催し、住民ニーズの把握に努めていますが、行政懇談会の開催方法、周知方法等について改善を求める声があります。

図表—各区行政懇談会参加人数

場所	平成12年度	平成19年度	平成21年度	平成23年度	平成25年度
上勢区	41	29	29	33	29
桃原区	34	36	52	37	44
栄口区	21	34	46	54	63
桑江区	34	38	38	26	47
謝苺区	38	39	33	24	26
北玉区	14	40	25	19	13
宇地原区	24	20	20	19	22
北前区	22	30	20	30	22
宮城区	29	53	38	45	28
砂辺区	28	24	22	14	25
美浜区	—	28	32	31	26
計	285	343	323	301	319

資料：町長室



施策の方向性

① 広聴活動の充実

住民ニーズ等を踏まえた行政サービスの提供を推進するため、住民意識調査の実施等による広聴活動の充実を図ります。

また、行政懇談会の実施方法等の見直しを行うとともに、聴取した意見の検証結果を公表します。

さらに、子どもたちが議会制度の学習を通して、本町の現状やまちづくりの取り組みを学ぶとともに、子どもたちの意見を本町のまちづくりに反映させることを目的に、(仮称)子ども議会を開催します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 住民意識調査の実施
- 住民のまちづくりに関する意識啓発
- 住民参加によるワークショップ等の開催
- 審議会等委員の一般公募制度の導入推進
- パブリックコメント制度の導入
- 行政懇談会の実施方法等の見直し
- (仮称)子ども議会の開催

② 住民参加のきっかけづくりと機会の拡充

住民が気軽にまちづくり活動に参加できる機会を創出するため、住民参加型イベントを企画するとともに、住民及びNPO、事業所等の団体が自主的に企画・実施する活動に対しての支援制度や表彰制度を創設します。

また、地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、事業所等、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）の創出を促進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 住民参加型イベントの企画
- まちづくり活動の活性化を促す支援制度や表彰制度の創設
- ソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）の創出促進

③ 「(仮称)協働のまちづくり推進条例」の制定

住民、事業所、行政がお互いの立場、役割、責任を認識し、共通の目標を持って、協働のまちづくりに取り組むため、「(仮称)協働のまちづくり推進条例」の制定を検討します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「(仮称)協働のまちづくり推進条例」の制定検討

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針まちづくりの
目標1まちづくりの
目標2まちづくりの
目標3まちづくりの
目標4まちづくりの
目標5まちづくりの
目標6まちづくりの
目標を実現する
ため



施策 39 コミュニティ活動の充実

目指す姿

自治会等への活動支援や子どもから高齢者まで誰でも気軽に利用できる公民館づくりに取り組み、自治会活動や公民館活動を通して、住民主体のコミュニティ活動、地域住民のふれあいや絆を深めることにより、コミュニティ活動の充実を目指します。

現状と課題

- ◆本町における地域活動の中核は自治会が担っており、地域の高齢者の見守り活動の展開、自治会主催の各種行事の開催等、活発な活動が行われていますが、近年は自治会加入率の低迷が課題となっています。
- ◆子ども会、青年会、婦人会、老人会等の各種団体が多様な活動を行い、地域の活性化につながっていますが、子ども会、青年会、婦人会等の組織がない地域もあり、地域力の低下が課題となっています。
- ◆北谷町社会福祉協議会への登録ボランティア団体（約 20 団体）、NPO 等への支援が充分とはいえず、今後は活動に対する支援の充実が求められています。
- ◆住民主体の地域活動の重要性が高まっているため、自治会、子ども会、青年会、婦人会、老人会、ボランティア団体、NPO 等との連携を強化することが課題となっています。
- ◆公民館は、自治会活動をはじめとする地域活動の拠点となり、公民館講座等を行う社会教育施設としての役割も担っていますが、公民館が一部の住民にしか活用されていないという声もあり、子どもから高齢者まで多くの住民が訪れ、活用できる公民館運営が求められています。
- ◆公民館は、自治会が指定管理者となって運営していますが、施設老朽化への対策とともに、住民の生涯学習ニーズに応えるための運営方法の改善が課題となっています。

施策の方向性

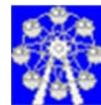
①コミュニティ活動の支援

地域活動の中心的な役割を担う自治会活動の支援、子ども会、青年会、婦人会、老人会等の団体の育成支援に努めるとともに、各団体の活性化を促すような補助金制度の見直しを行います。

また、コミュニティ活動に関わるリーダーの育成支援を図るとともに、住民、NPO 等が共に知恵を出し合い、行動することができるようボランティア等の活動を支援します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 自治会活動への支援
- 子ども会、青年会、婦人会、老人会等団体の育成支援
- 各団体の活性化を促すような補助金制度の見直し
- コミュニティ活動に関わるリーダーの育成支援
- NPO の活動支援
- ボランティア団体の活動支援



②コミュニティ活動の充実・連携

コミュニティ活動の充実を目指すため、子どもたちと高齢者の世代間交流や転入者との交流など、住民同士の多様な交流の場の提供を行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 住民間の多様な交流の場の提供
- 関連団体間の連携促進のためのコーディネーターの配置検討

また、自治会、NPO、事業所等、関連団体間の連携を促すため、コミュニティ活動を牽引するコーディネーターの配置を検討します。

③公民館の適切な運営と機能の充実

住民に身近な公民館を地域の生涯学習の場として活用するとともに、子どもから高齢者まで誰でも気軽に訪れるコミュニティ活動の拠点となるよう、社会教育法第 29 条に基づく「公民館運営審議会」を設置し、公民館の運営方法の見直しを行います。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「公民館運営審議会」の設置
- 公民館の管理運用方針の見直し
- 公民館機能の拡充に向けた検討
- 公民館活性化のための支援

また、公民館での行政情報の収集、簡易な行政サービスの提供、住民ニーズの把握等、公民館機能の拡充に向けた検討を進めます。

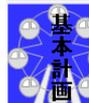
施策 40 情報共有の推進

目指す姿

住民に対し、分かりやすく、見やすく、より関心が持てる方法で情報を提供するとともに、住民が必要な情報を受け取ることができる情報公開に努めることで、住民と行政との情報共有を推進します。

現状と課題

- ◆ 「広報ちやたん」、ホームページ、コミュニティ FM (FM ニライ) の放送等で行政情報等の発信を行っています。
- ◆ 町政に関する情報を容易に住民が入手することができるようホームページでの情報提供機能を強化し、いつでも、どこでも行政情報を入手できる体制を整備することが課題となっています。
- ◆ 分かりやすい情報提供に努めるとともに、より効果的な広報活動を行うため、広報紙、ホームページ等の広報手段の機能分担を図ることが課題となっています。
- ◆ 平成 14 年に「北谷町情報公開条例」を制定し、住民の知る権利を保障し、説明責任を果たすことができるよう情報公開に努めるとともに、公文書等の情報公開を行っています。
- ◆ 平成 14 年に「北谷町個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適切な取り扱い、個人情報の開示



前期基本計画
策定の基本方針

まちづくりの
目標 1

まちづくりの
目標 2

まちづくりの
目標 3

まちづくりの
目標 4

まちづくりの
目標 5

まちづくりの
目標 6

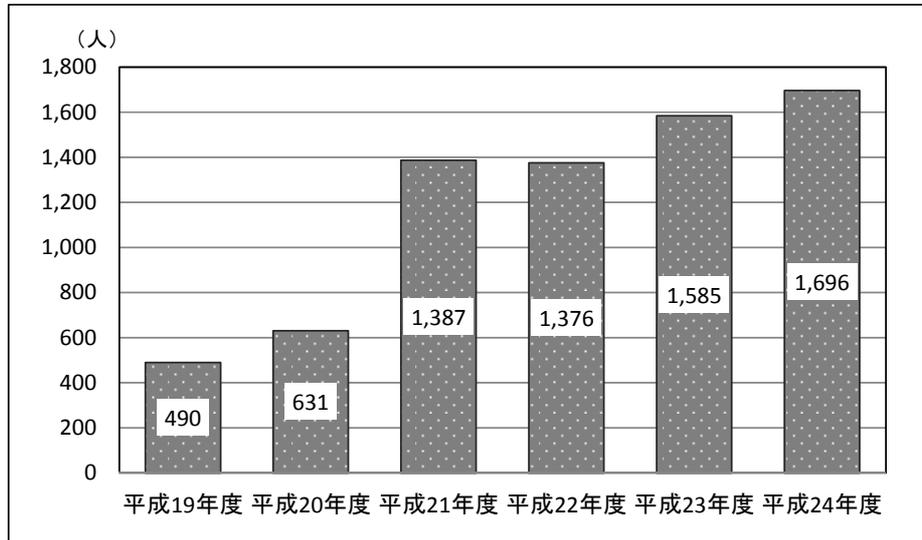
まちづくりの
目標を実現する
ために



請求等の権利を保障するため、個人情報の適切な取り扱いと保護に努めています。

- ◆公文書館では、歴史的・文化的価値のある資料等の収集及び保管整理・活用が行われるとともに、入館者数が増加傾向にあります。

図表—公文書館入館者数の推移



資料：公文書館

施策の方向性

①広報活動の充実・強化

まちづくりへの住民参加を促進するため、行政情報を入手しやすくするための環境整備を推進するとともに、「広報ちやたん」の発行をはじめ、ホームページ、コミュニティFM等を活用した情報発信を推進します。

特に、ホームページにおいては、住民が知りたい情報を容易に得ることができ

るよう、サイトのリニューアルを進め、定期的な情報の更新に努めるとともに、新たな情報媒体を活用した情報発信等の方法を検討します。

また、広報通信員活動の活性化を促進し、地域活動、行事等の情報発信を支援します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 行政情報を入手しやすくするための環境整備の推進
- 「広報ちやたん」の発行
- コミュニティFMの活用
- ホームページを活用した行政情報提供の充実
- 各種計画、方針のホームページでの公開
- 広報通信員活動の充実
- 町民ハンドブックの発行
- 新たな情報媒体を活用した情報発信等の方法の検討

②情報公開・個人情報保護制度の適切な運用

行政の説明責任を果すとともに、住民のまちづくりへの参加を促進するため、「北谷町情報公開条例」の周知に努め、住民の情報公開制度の活用を促すとも

【施策に関連する主な取り組み】

- 「北谷町情報公開条例」の周知
- 住民に分かりやすい行政情報提供の推進
- 「北谷町個人情報保護条例」の周知



に、情報公開を推進し、住民に分かりやすい行政情報の提供に努めます。

また、「北谷町個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取り扱いと保護を図ります。

③公文書館の機能向上

住民の知る権利を尊重するため、過去の行政文書等の公開、公文書館の利用促進、運営の拡充を進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 歴史的かつ文化的価値のある資料の収集と保存

また、歴史的・文化的価値のある文書を後世に継承するため、行政文書、公文書等の収集、整理、保存に取り組みます。

序章

基本構想

基本計画

前期基本計画
策定の基本方針まちづくりの
目標1まちづくりの
目標2まちづくりの
目標3まちづくりの
目標4まちづくりの
目標5まちづくりの
目標6まちづくりの
目標を実現する
ために



2) 行財政運営

行財政運営

施策 41 効率的・効果的な行政運営の推進

施策 42 健全な財政運営

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画策定の基本方針
- 目標1
- 目標2
- 目標3
- 目標4
- 目標5
- 目標6
- 目標7
- 目標8



施策 41 効率的・効果的な行政運営の推進

目指す姿

まちづくりの目標を実現するため、組織体制の整備等を実施することにより、住民ニーズを的確にとらえた効率的・効果的な行政運営を推進します。

現状と課題

- ◆「北谷町行政改革大綱」に基づき、民間委託等の推進、職員定員・給与の適正化等、効率的・効果的な行政運営に努め、既存の施設や資源を活用しながら、限られた財源をより効率的かつ効果的に運用することが求められています。
- ◆住民に最も身近で基礎的な地方公共団体として、職員の政策形成能力とその実行力を高めるとともに、より効率的な行政運営を行うことができる体制を整備することが課題となっています。
- ◆職員研修等については計画的に実施していますが、職員研修の一層の充実のため、「人材育成基本方針」の策定が求められています。
- ◆平成 17 年に「北谷町地域情報化基本計画」を策定し、総合行政情報システムの充実、情報通信基盤の整備・活用、住民の情報リテラシー（活用能力）の向上等、電子自治体の構築に向けて取り組んでいます。
- ◆関係市町村と連携し、一部事務組合等の機能充実に努めるとともに、地方分権時代に対応した広域行政の在り方や方策について検討することが課題となっています。
- ◆倉浜衛生施設組合はごみ・し尿処理等、比謝川行政事務組合は消防・災害援助・救急事業等、中部広域市町村圏事務組合は広域観光・スポーツ・交流事業等、介護保険事業は沖縄県介護保険広域連合、後期高齢者医療は沖縄県広域高齢者医療広域連合にて事務の共同処理を行っています。

図表-北谷町が関係する一部事務組合等の概要

名称	主な業務	構成市町村
倉浜衛生施設組合	ごみ・し尿処理	北谷町・沖縄市・宜野湾市
比謝川行政事務組合	消防・災害援助・救急事業	北谷町・嘉手納町・読谷村
中部広域市町村圏事務組合	広域観光・スポーツ・交流事業	北谷町・沖縄市・宜野湾市・うるま市・嘉手納町・読谷村・西原町・中城村・北中城村
沖縄県介護保険広域連合	介護保険事業	沖縄県内28市町村
沖縄県後期高齢者医療広域連合	75歳以上の医療保険に関する事務	沖縄県内全市町村(41市町村)

資料：市町村行財政概況



施策の方向性

① 施策・事務事業評価システムの導入

施策や事務事業の目的を明確にし、その成果を客観的に評価・検証するため、「施策・事務事業評価システム」の導入を検討し、効果的で透明性の高い行政運営を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「施策、事務事業評価システム」の導入検討
- ・分かりやすく工夫した評価や検証結果の情報公開

② 組織機構の見直し

多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応することができる行政を目指して、適切な組織・機構の改革を行うとともに、職員数の定員管理に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「定員適正化計画」の推進

③ 地方分権に対応できる人材の育成

政策形成能力を持つ職員を長期的な視点で育成するため、「人材育成基本方針」を策定し、職員研修の充実等による人材の育成を進めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・「人材育成基本方針」の策定
- ・「人事評価システム」の導入検討
- ・「職員研修計画」の策定
- ・職員研修の充実

また、職員の業務への意欲や意識の向上を図るため、人事評価システムの導入を検討します。

④ 電子自治体の推進

電子自治体の更なる構築に向けて、(仮称)「北谷町情報化推進基本計画」の策定をします。

【施策に関連する主な取り組み】

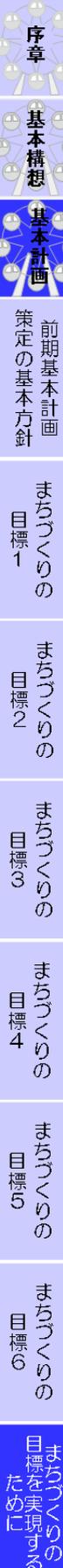
- ・(仮称)「北谷町情報化推進基本計画」の策定
- ・各自治会等のホームページ構築の推進
- ・計画書等の電子化構築
- ・IT化推進による窓口業務や内部事務の改善

⑤ 広域連携の推進

効率的・効果的な事業を展開するため、必要に応じて事務の一部共同処理を進め、近隣市町村との連携を強化し、広域行政の活用を図ります。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・一部事務組合事業の推進
- ・近隣市町村との連携強化
- ・滞納整理事務の共同処理（広域化）等についての調査、検討





施策 42 健全な財政運営

目指す姿

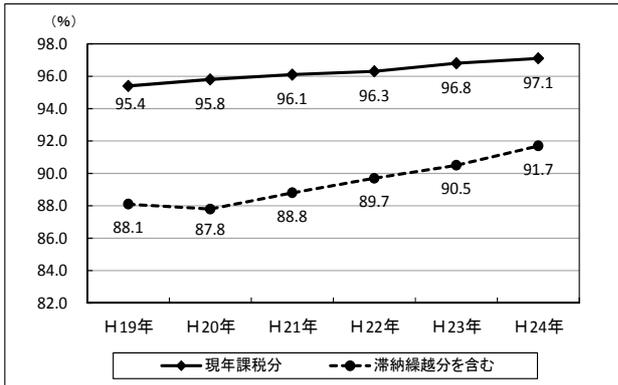
厳しい財政状況の中、限られた財源を活用し、まちづくりの目標を実現するため、成果や効果等を重視した財政運営を行うとともに、総合計画の優先順位に基づき、財源の効果的な配分に努めることで、計画的で健全な財政運営に取り組みます。

現状と課題

- ◆ 少子高齢化社会への対応、産業振興対策、環境対策、人材育成等を推進するためには、企業経営的な考え方や手法も導入し、行財政改革を大胆かつ迅速に推進することが課題となっています。
- ◆ 財政の信頼性向上と健全化の推進を図るため、平成 23 年度より新地方公会計制度を導入しています。
- ◆ 過去 5 年間における町税収納率の推移をみると、収納率は増加傾向となっています。
- ◆ 地方公共団体が自主的に収入しうる財源の比率である自主財源比率は、平成 17 年度の 40.9%から大幅に増加し、平成 23 年度は 49.6%となっています。
- ◆ 地方公共団体の財政力を表す指標である財政力指数をみると、平成 17 年度の 0.532 から年々上昇し、平成 23 年度は 0.650 となっています。
- ◆ 財政構造の弾力性を測定する経常収支比率をみると、平成 19 年度は 89.6%と硬直化した財政状況にあることを示していますが、平成 23 年度は 83.5%まで減少しています。
- ◆ 平成 23 年度における積立金現在高は、平成 17 年度の 1,923,827 千円から約 37 億円増加し、5,612,072 千円となっています。
- ◆ 地方公共団体の一般財源の標準規模を示した標準財政規模をみると、平成 17 年度の 5,356,051 千円から約 10 億円増加し、平成 23 年度は 6,398,889 千円となっています。
- ◆ 平成 23 年度における債務負担行為額は、平成 17 年度の 6,221,812 千円から約 12 億円減少し、5,077,251 千円となっています。
- ◆ 平成 23 年度における地方債現在高は、平成 17 年度の 9,926,416 千円から約 20 億円減少し、7,975,942 千円となっています。

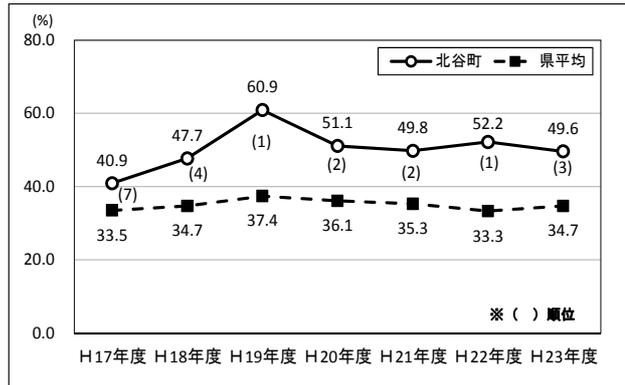


図表-町税収納率の推移



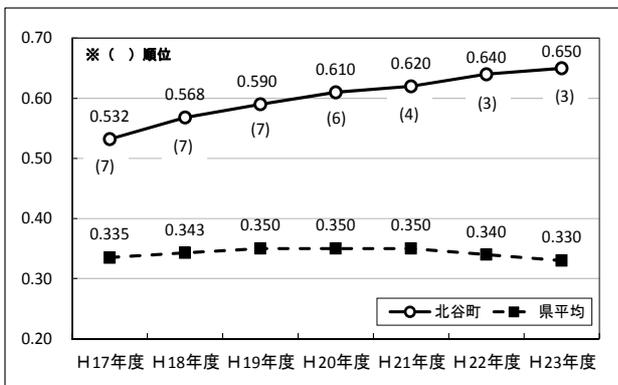
資料：沖縄県市町村概要

図表-自主財源比率の推移



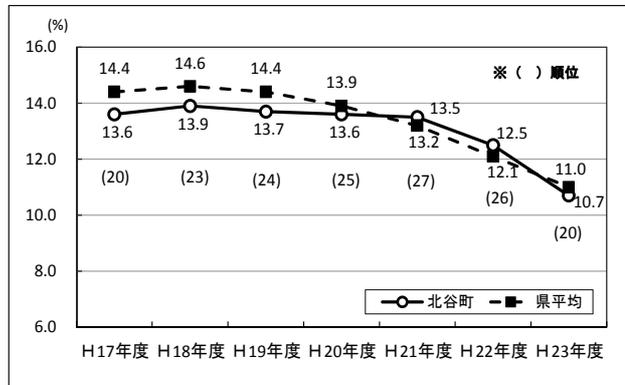
資料：沖縄県市町村概要

図表-財政力指数の推移



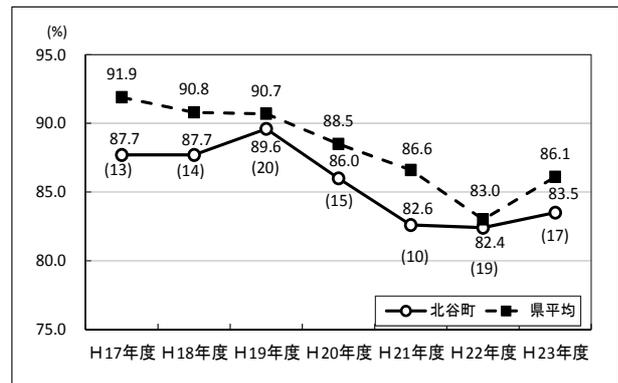
資料：沖縄県市町村概要

図表-実質公債費比率の推移



資料：沖縄県市町村概要

図表-経常収支比率の推移



資料：沖縄県市町村概要

- 序章
- 基本構想
- 基本計画
- 前期基本計画
策定の基本方針
- 目標1
- 目標2
- 目標3
- 目標4
- 目標5
- 目標6
- 目標7



図表-積立金現在高の推移

単位：千円

	積立金現在高			
	財政調整基金	減債基金	その他特目基金	
平成17年度	1,923,827	1,264,276	173,230	486,321
平成18年度	2,682,162	1,420,524	182,980	1,078,658
平成19年度	5,729,968	1,333,945	182,980	4,213,043
平成20年度	5,396,407	1,351,478	182,980	3,861,949
平成21年度	5,084,360	1,345,118	182,980	3,556,262
平成22年度	5,354,595	1,328,606	182,980	3,843,009
平成23年度	5,612,072	1,669,534	182,980	3,759,558

資料：沖縄県市町村概要

図表-標準財政規模、債務負担行為額、地方債現在高の推移

単位：千円

	標準財政規模 (a)	債務負担行為額 (b)	b/a(%)	順位	地方債現在高 (c)	c/a(%)	順位
平成17年度	5,356,051	6,221,812	116.2%	39	9,926,416	185.3%	15
平成18年度	5,467,834	6,040,207	110.5%	38	9,331,844	170.7%	9
平成19年度	5,614,056	4,206,888	74.9%	41	8,716,902	155.3%	4
平成20年度	5,889,532	3,905,465	66.3%	41	8,045,892	136.6%	4
平成21年度	5,955,639	4,768,537	80.1%	41	7,465,677	125.4%	3
平成22年度	6,242,163	6,885,937	110.3%	39	7,116,696	114.0%	3
平成23年度	6,398,889	5,077,251	79.3%	41	7,975,942	124.6%	5

資料：沖縄県市町村概要

施策の方向性

①歳入の安定化

住民の納税意識を高めるとともに、課税客体を的確に把握し、収納率の向上を図ります。

また、納税相談等の強化による納期内納付を促進するとともに、コンビニ納付

の導入、口座振替の推奨等、納税しやすい環境づくりを進めます。

さらに、公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料等についての負担の適正化に取り組みます。

【施策に関連する主な取り組み】

- ・町税収納率の向上
- ・納付しやすい環境づくりの推進
- ・使用料、手数料の見直し



②自主財源の確保

町税など適正な課税と収納率の向上、受益者負担の適正化等を図り、自主財源の確保に努めます。

また、自主財源の確保に向けて更なる検討を進めるため、基金の計画的な運用、ふるさと納税制度を推進するとともに、広告料収入の導入検討及び企業を誘致するための税優遇措置の検討をします。

さらに、社会体育施設等の名称に、スポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与する権利としてのネーミングライツ（施設命名権）の導入検討など、あらゆる手法で歳入を生み出す“地域経営力”を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 基金の計画的な運用
- ふるさと納税制度の推進
- 広告料収入の導入検討
- 企業誘致をするための税の優遇措置の検討
- ネーミングライツの導入検討
- “地域経営力”の推進

③適切な経費の節減

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、知恵と工夫による経費の節減・合理化を推進します。

【施策に関連する主な取り組み】

- 物品購入方法等の見直し
- 省エネルギー対策の推進
- 物品管理の強化
- 公用車の一括管理の推進

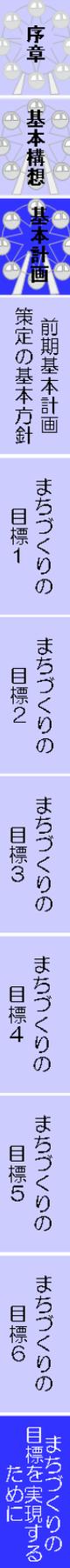
④健全な財政運営

「北谷町中期財政計画」に基づき、収支の均衡を保ちつつ、適切で効率的な予算配分の実施等、財政の健全化を推進します。

また、新地方公会計制度による財政状況の把握に継続的に取り組むとともに、財政の透明性を確保するため、財政状況のより分かりやすい説明及び情報公開に努めます。

【施策に関連する主な取り組み】

- 「北谷町中期財政計画」に基づく財政健全化の推進
- 新地方公会計制度の活用
- 財政状況のより分かりやすい説明及び情報公開の推進



資料編

1	北谷町総合計画条例	144
2	北谷町総合計画審議会規則	146
3	北谷町総合計画策定委員会設置規程	147
4	北谷町総合計画策定体制	148
5	第五次北谷町総合計画審議会諮問	149
6	第五次北谷町総合計画審議会答申（基本構想）	150
7	第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧	151
8	第五次北谷町総合計画審議会答申（前期基本計画）	162
9	第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧	163
10	まちづくり町民会議提言書（第Ⅰ～第Ⅳ部会）	166
11	第五次北谷町総合計画審議会委員	167
12	第五次北谷町総合計画策定委員会委員	167
13	第五次北谷町総合計画策定部会委員	168
14	第五次北谷町まちづくり町民会議委員	168
15	第五次北谷町総合計画策定の経緯	169
16	用語解説	170

1 北谷町総合計画条例

平成 25 年 3 月 28 日

条例第 8 号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画の構成及び位置付け並びに策定方針を明らかにし、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、北谷町(以下「町」という。)のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 町の将来の長期的な展望の下に、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 町のまちづくりの基本的な理念であり、町の目指す新しい将来像及びまちづくりの目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における将来像及びまちづくりの目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

2 総合計画は、町の最上位の計画とし、町が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的見地から策定されなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。
- 3 総合計画は、町民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、町民との協働によって策定されなければならない。
- 4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(北谷町総合計画審議会)

第5条 町長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する町長の附属機関をいう。)に諮問するものとする。

- 2 前項の規定による諮問に応じて調査し、及び審議するため、北谷町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に北谷町総合計画審議会の委員である者は、この条例の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は改正前の北谷町附属機関設置条例(平成 20 年北谷町条例第 22 号)等の規定による任期の残任期間とする。

2 北谷町総合計画審議会規則

平成 20 年 12 月 24 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北谷町総合計画条例(平成 25 年北谷町条例第 8 号)第 5 条第 3 項の規定に基づき、北谷町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 24 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 北谷町総合計画策定委員会設置規程

平成2年7月1日

訓令第17号

(目的)

第1条 この規程は、北谷町総合計画の策定事務を円滑に推進するため、北谷町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、北谷町総合計画に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、副町長並びに町職員のうちから町長が任命する。

3 委員会に委員長を置き、委員長は、副町長をもって充てる。

(総合計画策定部会)

第4条 委員会に専門的事項を調査研究させるため、総合計画策定部会(以下「策定部会」という。)を置く。

2 策定部会の委員は、町職員のうちから委員長が指名し、町長が任命する。

3 策定部会に、部会長を置く。部会長は策定部会の委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、策定部会を招集し、会議の議長となる。

5 部会長が必要と認めるときは、関係職員を策定部会に出席させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成6年訓令第6号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

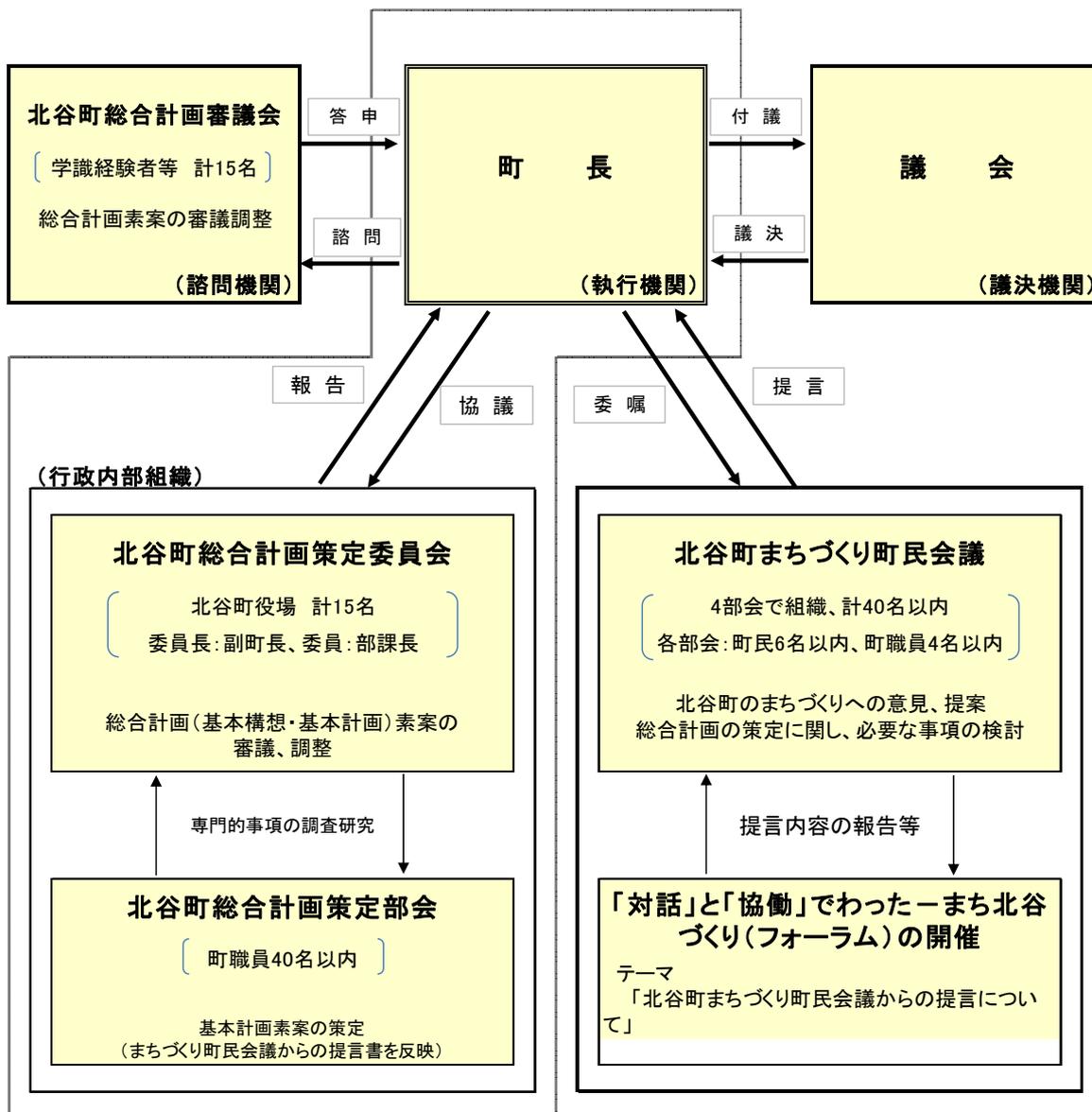
附 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第16号)

この訓令は、公表の日から施行する。

4 北谷町総合計画策定体制



5 第五次北谷町総合計画審議会諮問

北企24第4960号
平成25年1月22日

北谷町総合計画審議会会長 様

北谷町長 野国 昌春

第五次北谷町総合計画について（諮問）

北谷町総合計画審議会規則第2条の規程に基づき、第五次北谷町総合計画について貴審議会の意見を求めます。

6 第五次北谷町総合計画審議会答申（基本構想）

北総審25第 1 号
平成25年7月23日

北谷町長 野国 昌春 様

北谷町総合計画審議会
会長 富川 盛武

第五次北谷町総合計画「基本構想」(案) について (答申)

平成25年1月22日北企24第4960号で諮問のあったこのことについては、北谷町総合計画審議会の意見は別紙のとおりです。

7 第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧

第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧

序章

1 はじめに		
(1) 総合計画策定の意義 1) 総合計画策定の意義 (p 2)		
意見	修正案	備考
総合計画策定の意義の中で、原発に関する記述がない。原発は大きな問題だと考えるが、ここに記述していない理由を聞きたい。	(修正なし)	原発問題については「3 配慮すべき社会情勢」の P12「(3) 安全・安心な社会」、P18「(7) 地球温暖化・環境保全」において記載がある。
アジアの動き、アジアのダイナミズムをいかに町として取り込んで進めていくかを整理して欲しい。	(追加) 一方、超少子高齢社会の到来に伴う人口減少、リーマン・ショックを発端とした世界金融危機による日本経済の低迷、隣接するアジア諸国の著しい経済成長、甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興等、我が国を取巻く社会経済状況は大きく変化しています。	
経済的にも安心して生活できることは、多くの町民のニーズだと思う。そのようなことを計画策定の意義の中に位置付けることはできないか。	(修正なし)	「1) 総合計画策定の意義」の中で、「住民生活を豊かにし、～」という記載がある。
(1) 総合計画策定の意義 2) 総合計画の構成 (p 3)		
意見	修正案	備考
総合計画の総括について、計画期間の半分時点で一旦総括を行い、それに基づいて後期計画を策定すると明記した方が良いと考える。	(追加) ②基本計画 (前略) 主要な施策を体系的に定めた前期5年間、後期5年間の計画です。	
総合計画の進捗管理をするためのPDCAサイクルを、町民参加で実施するような体制整備について是非盛り込んで欲しい。	総合計画の推進にあたっては、 <u>計画策定 (Plan) → 実行 (Do) → 検証 (Check) → 改善 (Action) のサイクルを基本に、中間地点である4年目を目途に前期基本計画の客観的評価を実施し、後期基本計画を策定します。</u>	
(1) 総合計画策定の意義 3) 総合計画の前提条件 (p 3)		
意見	修正案	備考
前提条件で平成 25 年度から平成 28 年度までの9年計画になっているが、空白期間となっている平成 24 年の位置づけを考えるべきである。	(修正なし)	地方自治法の改正により総合計画の策定義務がなくなったため、北谷町として総合計画の策定自体をどうするか議論を行ったこと、また、初めての試みとして町民会議を開催したこと等の諸事情により、約1年間の空白期間となっている。 空白期間となった平成 24 年度については、第四次総合計画を継承し

		た形で進め、新たな総合計画のスタートは平成25年度と考えている。
まちの10年後の姿を描く総合計画だとすれば、計画期間9年間として県の21世紀ビジョンに合わせる必要性があるのか。例えば平成34年度を目標年度とし、先に見直しが行われる県のビジョンを受けて、新たに第6次計画を策定するのも有りではないか。	(修正なし)	沖縄県が策定した「21世紀ビジョン基本計画」と目標年度をあわせるため、第五次北谷町総合計画・基本構想の計画期間を9年間とする。
(2) 北谷町の概況 2) 沿革 (p 4)		
意見	修正案	備考
沿革については詳細な記述が書かれているが、大きな転換期である「桑江地先公有水面埋立開発等」について書かれていないので、もっと表現を追加するべきではないか。	(修正)	沿革については、強調すべき部分は強調し、全体的バランスを考慮するとともに、時系列に整理し、分かりやすい表現に修正する。
2 配慮すべき社会情勢 (P8~19)		
意見	修正案	備考
序章の中にある「配慮すべき社会情勢」の並びと「まちづくりの目標」が全くリンクしていない。きちんと後ろとリンクさせた方が分かりやすいものになってくると思う。	(追加) 総合計画に基づくまちづくりは、 <u>長期的な展望のもと目指したいまちの姿を描き、その実現に向けて取り組むものです。</u> 総合計画の策定にあたっては、 <u>めまぐるしく変化する時代の潮流をしっかりと見据える必要があることから、ここでは、主な社会情勢について整理を行いました。</u> なお、ここで整理した「 <u>配慮すべき社会情勢</u> 」と、後述する「 <u>まちづくりの目標</u> 」は、 <u>個々の項目が対となって結びつくものではなく、それぞれが複数の項目に緩やかに関連性を有するものとなっています。</u>	
配慮すべき社会情勢として8項目あり、これらはマイナスのイメージが強い部分だと思うが、これが基本構想とどう結びついているのかが分からない。	(修正) (1) <u>国際化・グローバル化</u> (2) <u>産業・経済</u> (3) <u>人口減少・少子高齢化</u> (4) <u>安全・安心な社会</u> (5) <u>地球温暖化・環境保全</u> (6) <u>教育・生涯学習・文化</u> (7) <u>コミュニティ・協働のまちづくり</u> (8) <u>地方分権・行財政運営</u>	「配慮すべき社会情勢」と「まちづくりの目標」の並びがリンクするように、序章「配慮すべき社会情勢」に位置付けている項目の並べ替えを行った。
将来像をうたうのであれば、序章で夢のある未来をもっとうたうべきなのに、「人口減少・少子高齢化の時代にふさわしい住民サービス」、「経営力」という言葉を使うことで行政サービスを縮小していくという意味に捉えられる話だと思う。マイナスの面を容認するという前提で将来の計画をたてるということは整合性がない。	(修正なし)	いろいろな社会情勢の変化が北谷町の将来に影響を与えることを理解した上で、長期計画を策定する必要があるため、計画をたてるための前提条件として整理している。

<p>社会情勢の分析の中で結論が描かれているのは違和感がある。ここは状況を整理するだけでよいのではないか。</p>		
(1) 人口減少・少子高齢化 (p 8～9)		
意見	修正案	備考
<p>序章にある「配慮すべき社会情勢」の「人口減少と少子高齢化」について、全国的な状況は少子高齢化の話しか書かれていない。北谷町の状況では人口減少については後段でしか書かれていない。人口減少と少子高齢化は、本来は大きな社会の仕組みに関わってきていると思うので、この内容を全国の状況にも追加すべきである。</p> <p>少子高齢化の中、生産年齢人口がどれくらいの年少人口や高齢人口を支えているかが、分かりやすい表現が欲しい。</p>	<p>(追加)</p> <p><u>(3) 人口減少・少子高齢化</u></p> <p>1) 全国的な状況 (前略) 加えて、最も人口の多い世代である団塊の世代が高齢期を迎えており、急速に少子高齢化が進むことが予測されています。 <u>少子高齢社会の到来は、労働力人口の減少による都市活力の低下や社会保障費の増大等により社会や経済に大きな影響を及ぼします。</u></p> <p>(追加、削除)</p> <p>2) 北谷町の状況 <u>平成22年国勢調査における本町の人口は27,264人となっています。昭和55年の町制施行以降、本町の人口は一貫して増加し続けていますが、近年は人口の伸びは緩やかになっており、沖縄県同様に2020年頃をピークに人口減少に転じると予測されています。</u> 平成22年国勢調査における本町の年齢構造を3区分年齢人口で見ると、(中略) 平成2年と比較すると年少人口が約7%減少し、生産年齢人口が横ばい、高齢人口が約8%増加していることから、います。生産年齢人口に対する高齢人口の割合は、平成2年には約8人に対し1人の割合が平成22年には約4人に対し1人の割合となっており、本町においても少子高齢化が進展している様子がうかがえます。 少子高齢社会の到来は、労働力人口の減少による都市活力の低下や社会保障費の増大等により社会や経済に大きな影響を及ぼします。このため、人口減少・少子高齢社会の時代にふさわしい住民サービスの提供やまちづくりの在り方について、検討を行う必要があります。</p>	
(2) コミュニティ・協働のまちづくり (p 10～11)		
意見	修正案	備考
<p>コミュニティの代表格として自治会加入率があるが、これはずっと昔からの発想によるものである。今は学校やPTA、老人会や婦人会等、いろいろなところにコミュニティがあり、それらが重なり合っている。 分からない数値で話し合うのではなく、コミュニティの在り方を考え</p>	<p>(追加、削除)</p> <p>2) 北谷町の状況 <u>平成23年度の自治会加入率(町全体)は49.2%と半数を下回っている状況です。</u> 自治会加入率を自治会別にみると、北玉区(71.4%)、桃原区(60.8%)、栄口区(57.2%)で高い</p>	

直しましょうという議論の方が将来に向けて分かりやすいと思う。	<p>状況です。一方、北前区（31.6%）や砂辺区（36.8%）は他地区に比べ低い状況にあり、地域によって加入率に差が割る状況がみられます。</p> <p>本町における地域活動の中核は自治会活動が担っており、地域の高齢者の見守り活動の展開、自治会主催の各種行事の開催等、自治会加入者同士の結束の強さがうかがえます。一方、地域活動の中核となる活発な活動が行われていますが、近年は自治会加入率の低迷が課題となっています。</p> <p>その一方で、本町においても事業所同士が連携した海岸清掃をはじめ、特定の目的を持って活動するボランティア団体が増加しています。また、本計画をはじめ行政計画の策定には、住民参加型によるものが多くなっています。</p>	
(3) 安全・安心な社会 (p 12)		
意見	修正案	備考
<p>配慮すべき社会情勢の中で、世界的な動きや全国や沖縄県の状況についてももう少し、整理して欲しい。</p>	<p>(追加) 1) 全国的な状況 (前略) さらに、超少子高齢社会の到来による老老介護や年金をはじめとした社会保障制度の在り方等、将来の生活に不安を抱える人が増えています。</p> <p>沖縄県においては、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に対応できるよう「<u>沖縄県地域防災計画</u>」の見直しに取り組むとともに、「<u>沖縄県防災情報システム</u>」の拡充に取り組んでいます。</p> <p>また、<u>沖縄県県民生活センター</u>による消費者相談や配偶者等暴力相談支援センターでのDV被害者支援等を行い、<u>県民の安全・安心な生活への支援</u>を行っています。</p>	
(4) 国際化、グローバル化 (p 13)		
意見	修正案	備考
<p>小中高と連携して一体的に議論するなど、これまでの大学誘致だけではなく、北谷町に来れば海外留学がしやすくなるというような総合的な環境づくりなどの議論もしてはどうか。</p>	<p>追加) 2) 北谷町の状況 本町では、<u>本町出身海外移住者子弟との交流、児童生徒を対象とした「英国派遣交流事業」や「ハワイ短期留学派遣事業」</u>を実施し、国内外の異なる風土や歴史・文化を持つ地域との交流、グローバル化社会に対応できる人材育成に取り組んでいます。</p> <p>(中略) このため、<u>アジアをはじめとした世界との交流を活かして世界水準の「知の拠点」の形成</u>に取り組むとともに、<u>本町に対する誇りと愛着を持ち、国際教養力を身に付けたグローバル化社会で活躍できる人材を育てる仕組みを構築</u>することが課</p>	

	題です。	
(5) 教育・生涯学習・文化 (p 14~15)		
意見	修正案	備考
<p>配慮すべき社会情勢の中で、世界的な動きや全国的な状況についても少し、整理して欲しい。例えば教育・生涯学習で県の動きや、国として文化を活用したクール・ジャパンの戦略やソフトパワーの活用などの記述も欲しいと感じた。</p>	<p>(追加) 1) 全国的な状況 (前略) まちづくりや地域づくりにいかに役立てるかということが課題となっています。 <u>近年は日本独自の文化が評価を受けている現象に注目し、国においては、日本の伝統文化の強みを産業化し、日本文化産業の海外進出、人材育成の促進を行っています。これらは日本の文化産業として「クール・ジャパン」という統一的・長期的なコンセプトのもと官民連携で取り組むとともに、我が国の経済成長を支える戦略分野の一つとして期待されています。</u> グローバル化がますます進展する現代社会においては、(中略) 今後は地域らしさを活かしたまちづくりの展開が重要といえます。 <u>沖縄 21 世紀ビジョンでは、未来の沖縄を担う子どもたちに対し、学力の向上や能力等を引き出す学校教育の一層の充実、高等教育の推進等を図り、幅広い知識や教養、道徳心及び国際性を持った個性豊かな人材を育成することが位置づけられています。</u> また、沖縄県では、<u>沖縄国際アジア音楽祭、沖縄国際映画祭、世界エイサー大会等への支援を通じて多様な沖縄文化の発信等、国内・国外の文化交流に取り組んでいます。</u></p>	
(6) 産業・経済 (p 16~17)		
意見	修正案	備考
<p>沖縄には人を惹きつける魅力があるので、「沖縄力」という言葉を入れて欲しい。総合事務局が書いている沖縄力、あるいはソフトパワー、21世紀ビジョンにあるアジアの橋頭堡など、アジアとの視点が弱いので、アジアをキーワードに「国際的に発展する」などと入れて欲しい。</p>	<p>(追加) 1) 全国的な状況 沖縄県においては、<u>本土復帰を果たした昭和 47 年以降、完全失業率が全国平均を大きく上回る状況が続いています。このような状況を打開するため、沖縄県では自立型経済の構築を目指し、発展するアジア諸国と隣接している地理的優位性や生物資源の豊富さ等、沖縄力（沖縄の強み）を活用したオキナワ型産業の振興をはじめ、地域特性を活かした産業の育成や振興を進めています。</u></p>	

基本構想

1 望ましいまちの姿 (P20～)		
意見	修正案	備考
p 24～27 の (4) 将来人口と (5) 土地利用の内容について、p 21 の図の関連性が分かりにくい。	(修正) 序章 基本構想	
ここに将来人口と土地利用があるのはいかがでしょうか。基本構想の構成として基本理念や将来像と横並びにあるので少し違和感があるので、構成を変えた方が分かりやすくなると思う。	1 まちづくりの基本理念 2 将来像 3 まちづくりの目標 (1) 分野別目標 (2) まちづくりの目標を実現するために	
(2) まちづくりの基本理念 (p 22)		
意見	修正案	備考
基本理念をもっと分かり易い表現にしてはどうか。	(修正なし)	基本理念は、長期的な指針として 30 年間掲げてきたものなので、第五次総合計画においても継承していきたい。
アジアの動き、アジアのダイナミズムをいかに町として取り込んで進めていくかを整理して欲しい。	(追加) (前略) 第五次北谷町総合計画においても、「自然と人間が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会」の実現に向け、『ニライの都市(まち)』をまちづくりの基本理念として位置付けます。	
沖縄には人を惹きつける魅力があるので、「沖縄力」という言葉を入れて欲しい。総合事務局が書いている沖縄力、あるいはソフトパワー、21 世紀ビジョンにあるアジアの橋頭堡など、アジアとの視点が弱いので、アジアをキーワードに「国際的に発展する」などと入れて欲しい。	沖縄県は東アジアの中心に位置する <u>地理的優位性</u> やアジア諸国との <u>歴史的・文化的関係性を有しており、日本経済をけん引するフロントランナーとなり得る地域性を有しています。</u>	
北谷町には他に負けない優位性があり、今までの沖縄に無いようなグレードの高いまちになる可能性がある。これらを意識した内容を位置付ける必要がある。	<u>その中においても、都市型リゾート地として県内外から脚光を浴びるまちづくりを行ってきた本町は、地理的優位性や交通利便性、国際性等、高い潜在性を有しています。このため、沖縄県における「経済の核」として、海と市街地が一体となった夢とにぎわいを生み出すアジアを代表するグレードの高いまちを目指します。さらに、アジア諸国をはじめとした世界との交流により、北谷力を活かした世界水準の「知の拠点」の形成や世界の懸け橋となるまちづくりを目指します。</u>	
他自治体より先に経済の核づくりに取り組む必要があるのではないかな。		
(3) 将来像 (p 23)		
意見	修正案	備考
北谷町には基地という存在がある。誰が町のトップにたっても「平和」や「安心して暮らす」というのは基本だと思う。	(追加、修正) 住民誰もが住みやすい安全・安心なまちを目指すために、地域に愛着と誇りを持つ住民、事業者所、行政等がお互いに尊重・補完し合いながら、対等の立場で協力し行動する協働のまちづくりに取り組みます。	
将来像に「知の拠点」や「安心・安全」といった表現を加えてはどうか。	(中略)	

<p>沖縄には人を惹きつける魅力があるので、「沖縄力」という言葉を入れて欲しい。総合事務局が書いている沖縄力、あるいはソフトパワー、21世紀ビジョンにあるアジアの橋頭堡など、アジアとの視点が弱いので、アジアをキーワードに「国際的に発展する」などを入れて欲しい。</p>	<p>また、子どもと高齢者、異業種の事業者間など住民相互の交流やアジア諸国をはじめとした海外及び国内の地域間との交流を促進することで、人と人がつながり、多様な主体が連携しながら支え合う絆の構築や国際的な「知の拠点」として発展するまちづくりを目指します。</p>	
<p>北谷町は発展していくが、都市化が進むと犯罪などネガティブな側面が出てくる。また、都市化が進むと絆の構築が大きなテーマになるので、キーワードとしてどこかに絆の構築を入れて欲しい。</p>	<p>(中略) これらを踏まえて、第五次北谷町総合計画・基本構想では、住民誰もが住みやすい真に平和な地域社会の実現を目指し、平成33年度における北谷町の将来像を『夢ひろがる 人つながる ともに生きる ニライの都市(まち)・北谷』と定めます。</p>	
(3) 将来人口 (p 24~25)		
意見	修正案	備考
<p>目標値をもう少し上げて良いと思う。人口のピークを出来るだけ先に持っていくための議論が必要ではないか。</p>	<p>(追加) (前略)平成33年時点の将来人口を3万1,000人*を目指します。</p>	<p>総合計画に位置付ける将来人口は、これまでの北谷町の取り組みを継続した場合に達成するであろう人口(推計人口)に、政策的な取り組みを行うことで、人口増加を見込むものである。</p>
<p>将来人口はもう少しあっても良いと思う。</p>	<p>このため、<u>グレードの高い魅力ある街づくりの推進や子育て支援策の拡充、産業振興策の充実等、誰もが住みたくなるまちづくりに取り組みます。</u></p>	<p>これまで北谷町は着実に人口増加しており、その後もその傾向は続くと思われる。しかし、駐留軍用地の返還時期がずれ込んだことによる宅地の供給の遅れ、西海岸に立地するマンションには本町に住民票を移さない方も多いこと等のマイナス要因もあり、将来人口は31,000人とする。</p>
<p>子育て支援を拡充し、北谷の街づくりを拡充して人口を引き付ける旨の表現で入れたほうがよいのではないか。</p>		
3) 土地利用 (p 26~27)		
意見	修正案	備考
<p>緑地が少ないのが北谷のウイークポイントである。白比川上流等の保全 自然公園の拡充を入れ「みどりと海のまち」を目指してはいかがか。</p>	<p>(追加) 1) 自然環境との共生に配慮した土地利用 まちづくりに当たっては、潤いをもたらす豊かな自然や美しい景観等の資源を次世代に継承していくため、<u>河川や海岸、緑地等の保全・活用・創造を促進し、自然環境豊かな「みどりと海のまち」を目指します。</u></p>	
<p>土地利用の4) 駐留軍用地の返還と効果的な跡地利用では総体的な跡地利用について書かれており、キャンプ桑江の南側の件は中段以降に書かれていると思う。既に返還された北側部分の土地利用についても表現すべきだと思うが、ここでは表現されていない。</p>	<p>(追加) 3) 地域の特性を生かした土地利用 (前略)新たな魅力を創出するための観光・商業地として充実を図ります。 <u>さらに、桑江伊平土地区画整理事業区域を職住近接型のにぎわいと自然環境が調和した市街地の形成の促進を図ります。</u></p>	

伊礼原遺跡はキャンプ桑江の返還跡地にあるが北谷城跡はまだ軍用地だと思う。「今後も引き続き保存に努める」というのは管理権も無いのにおかしい。確認して表現を変えた方が良いと思う。	(修正なし)	町としては、北谷城跡の保存を図っていきたいと考えているが、実施段階では、地権者の意向も確認しながら進めていくことになる。
---	--------	--

2 まちづくりの目標		
まちづくりの目標 (p 28)		
意見	修正案	備考
まちづくりの目標 3 は“色々な絆で支え合い誰もが住み続けられるまち”となっているが、どのように住み続けられるまちとしたいのかが良く分からない。例えば、「いきいきと暮らせるまち」など、もう少し具体的なイメージが伝わるようなタイトルにしてはどうか。	(追加) まちづくりの目標 3 色々な絆で支え合い誰もが <u>いきいきと</u> 住み続けられるまち	
まちづくりの目標 1 平和の心を育み、個性が輝くまち『平和・男女共同参画』(p 30～31)		
意見	修正案	備考
まちづくりの目標 1 に「平和に感謝しながら～」とあるが、現状は様々な問題が発生している。このため、「～真に平和な社会を目指し、その心が次世代へと継承されるまちを目指します」と修正して頂きたい。	(修正) <施策 1 平和の推進> (前略) 町民一人ひとりが <u>真に平和な社会を目指しながら、平和の心が次世代へと継承されるまちを目指します。</u>	
ネットワークの拡充も付け加えたいかがか。	(修正) <施策 3 国内外交流の推進> (前略) 国際性豊かなまちづくりを目指します。 また、 <u>住民参加による地域特性を活かした交流活動や、文化、教育、経済、産業等広汎な分野での交流活動を促し、多様な主体の連携によるネットワークの拡充を図ります。</u>	
まちづくりの目標 3 に「女性福祉」を入れて欲しい。以前は、DV はあまり問題にならなかったと思うが、現在、北谷町は外国人が多く、女性との関係の中でいろいろな問題が出てきていると聞いている。DV 防止法が 2001 年に施行されているので、その辺りを勘案して「女性福祉の推進」という形で入れて欲しい。	(追加) <施策 4 男女共同参画のまちづくり> (前略) 個性を活かし活躍することができる男女共同参画のまちを目指します。 また、 <u>DV や性犯罪に関する対策の強化や関係機関と連携した被害者支援の充実に努めます。</u>	
北谷町には外国人が多く住んでおり、その中で小さな問題や事件が発生している。そういう中で、どういう形でお互いのコミュニケーションを図って生活していくか。住んで良かったと皆が共有できるようなまちでないと理想ではないと思う。	(修正なし)	「施策 5 人権尊重の意識啓発」に記載がある。
まちづくりの目標 2 夢が生まれ活気あふれる元気なまち『産業・経済・跡地利用』(p 32～33)		
意見	修正案	備考
沖縄には人を惹きつける魅力があるので、「沖縄力」という言葉を入れて欲しい。総合事務局が書いている沖縄力、あるいはソフトパワー、21	(追加、修正) <u>本町の海の資源を活かしたウォーターフロントの形成を目指す海と市街地が一体となった西海岸地域を中</u>	

<p>世紀ビジョンにあるアジアの橋頭堡など、アジアとの視点が弱いので、アジアをキーワードに「国際的に発展する」などを入れて欲しい。</p>	<p>心としたに日本アジアを代表する観光拠点の形成を目指します。</p> <p>さらに、<u>著しい経済発展を続けるアジアも視野に入れた特産品やアート等、様々な分野で地域ブランド(北谷ブランド)の創出や北谷の文化力を活かした産業振興を図ることで、新たな可能性を求めて多くの事業者が集う、夢が生まれ活気あふれる元気なまちを目指します。</u></p>		
<p>北谷町は県内初のオーシャンフロントのリゾート地である。北谷では、海を眺めながら商業施設を周遊できる観光が一番の売りだと思う。このようなことも含め、北谷ブランドとして位置付ける必要があるのではないか。</p>	<p>(追加) <施策6 観光業の振興> <u>スポーツ・ツーリズムや沖繩力を活用した文化交流型観光等、新たな着地型観光の創出を図るとともに、</u></p> <p>(追加) <施策7 商工業の振興> 本町の特性を活かした地場産業の振興を図るため、<u>北谷ブランドの創設や町産品開発に対する支援を行うこと</u>で、</p> <p>(追加) <施策8 水産業の振興> (前略) <u>漁業経営の安定化と人材育成を図ります。</u> また、<u>ウオーターフロントの形成を目指すフィッシャリーナ整備事業の推進及び</u></p>		
<p>北谷ブランドの構築という文章があったが、これも沖繩力という形になる。これはモノだけでなく文化の力も含めており、特に人を惹きつけるのは歴史・風土・文化・自然である。北谷の文化のパワーについてもどこかに入れて欲しい。</p>	<p>(追加、修正) <施策10 跡地利用の推進> <u>返還が予定されている駐留軍用地の計画的・段階的な整理・縮小を促すとともに、キャンプ桑江をはじめとする返還された駐留軍用地跡地の効果的な利用を推進し、夢やにぎわいを生み出すまちづくりを目指します。</u> また、<u>高度な英語教育に特化した高等教育機関の誘致により、世界水準の「知の拠点」の形成を目指します。</u></p>		
<p>「施策10 跡地利用の推進」について、キャンプ桑江は北側部分が既に返還済みで、南側部分はこれからである。施策10の1行目と2行目は順序が逆ではないか。もしくはキャンプ桑江の南側と表現するなど整理して欲しい。</p>	<p>大学を誘致するという話なども聞いたことがあるが、なぜ位置付けられていないのか。</p>		
<p>まちづくりの目標3 色々な絆で支え合い誰もがいきいきと住み続けられるまち『健康・子育て・福祉』</p>	<p>意見</p> <p>少子化を止めるためには子どもを安心して産み育てるという視点も必要である。そのような状況をプラスに転じるような施策を目標とすることが大事と考える。</p> <p>児童館や保育所等は、保護者同士のコミュニティの場として良いか、県外からの移住者が多いハンビーには児童館がないために、地域での子どもの居場所が少ないため、環境整備が必要ではないか。</p> <p>p34 まちづくりの目標3の福祉における高齢者に関わる施策として、</p>	<p>修正案</p> <p>(修正なし) <施策14 子育て支援の推進></p> <p>(修正なし) <施策15 地域福祉の推進></p>	<p>備考</p> <p>「施策14 子育て支援の推進」に含まれている。具体的な内容は基本計画で整理を行っている。</p> <p>「施策15 地域福祉の推進」に含まれている。</p>

施策 15 にある地域福祉活動の推進の他に、地域福祉施設の整備の推進が項目として必要ではないか。		具体的な内容は基本計画で整理を行っている。
まちづくりの目標 4 誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち『街づくり・防災・防犯』 (p 36～37)		
意見	修正案	備考
鉄軌道は明確に打ち出した方が良くと思う。北谷町における産業において、アメリカンビレッジやこれから出来るホテルなどを発展させていくことを考えるのであれば、町として鉄軌道をどう考えるかをきちっと盛り込むべきである。	(追加) ＜施策 21 道路・交通ネットワークの充実＞ (前略) また、交通安全施設の整備や道路のバリアフリー化、歩行者ネットワークの構築、 <u>定時定速の公共交通機関の充実</u> を図ることで、誰もが外出したくなるまちづくりを目指します。	鉄軌道に限定せず、LRT・BRT 等も視野に広義である「定時定速の公共交通機関の充実」とする。
先日、ポリテクセンターの用地を買収して防災建物をつくりたいという記事があった。消防と給食センターの移転も含めて防災拠点としたいということだが、このような内容も総合計画に位置付けるべきではないか。	(追加) ＜施策 25 災害対応・消防・救急体制の充実＞ <u>防災拠点の構築や危機管理対応能力の強化等を図るとともに、地域における災害時要援護者の見守り体制の構築及び防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。</u>	
まちづくりの目標 6 豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち『教育・文化・スポーツ』 (P40～41)		
意見	修正案	備考
公民館のあり方が他の自治体とも状況が違っていると聞いた。それらを含めてコミュニティのことを議論する必要があるのではないか。	(修正なし) ＜施策 34 生涯学習の振興＞	「施策 34 生涯学習の振興」に含まれている。具体的な内容は基本計画で整理されている。
地域の誇りというのは、歴史や文化を抜きにしては育っていかないとと思うので、きちんとした歴史文化に関する位置付けが必要ではないか。北谷町には様々な文化財があるので、歴史資料館や博物館をつくるべきだと思う。	(修正なし) ＜施策 36 文化財の保全と文化の振興＞	「施策 36 文化財の保全と文化の振興」に含まれている。具体的な内容は基本計画で整理されている。
大学の話などもあったので、施策 33「義務教育の充実」の後に「高等教育の充実」を入れた方が良く思う。	(追加) ＜施策 37 学びのまち・北谷＞ <u>住民の教育に関する関心を高めるとともに、子どもたちが本町の一員として地域に愛着と誇りを持てるよう、子どもたちの活動の場を学校の外に広げる取り組みを進め、「学びのまち・北谷」を目指します。</u>	
大学を誘致するという話なども聞いたことがあるが、なぜ位置付けられていないのか。		
外国語教育に特化した高等教育機関の誘致が必要ではないか。また、小中高で一貫した語学教育の環境整備が必要ではないか。	<u>高度な英語教育に特化した高等教育の拡充を図り、町内からだけでなく周辺地域からも進学目標となるような、本町の特色を生かした魅力のある教育環境の実現に取り組みます。</u>	
小中高と連携して一体的に議論するなど、これまでの大学誘致だけではなく、北谷町に来れば海外留学がしやすくなるというような総合的な環境づくりなどの議論もしてはどうか。		

単にレベルの高いものを誘致して、レベルの高い教育プロセスを提供するだけではなく、そこに子どもたちがどのように関わっていけるかも一緒に考えられていると良いと思う。		
--	--	--

3 まちづくりの目標を実現するために (P42~43)		
(1) 協働のまちづくり (P42)		
意見	修正案	備考
公民館のあり方が他の自治体とも状況が違っていると聞いた。それらを含めてコミュニティのことを議論する必要があるのではないかと。	(修正なし) <施策 38 コミュニティ活動の充実>	「施策 38 コミュニティ活動の充実」に含まれている。具体的な内容は基本計画で整理されている。
北谷町は発展していくが、都市化が進むと犯罪などネガティブな側面が出てくる。また、都市化が進むと絆の構築が大きなテーマになるので、キーワードとしてどこかに絆の構築を入れて欲しい。	(追加) <施策 38 コミュニティ活動の充実> 住民主体のコミュニティ活動や地域住民のふれあいや絆を深めることにより、コミュニティ活動の充実を目指します。	町民会議の提言書において「絆」として記述されているので、漢字の「絆」を採用する。
「絆」はひらがなの「きずな」が柔らかい印象でよいのではないかと。		

資料編として追加

第四次北谷町総合計画の成果と課題		
意見	修正案	備考
計画はPDCAサイクルで回さないと絵に描いた餅にしかない。計画策定の意義の中にも第4次総計までの総括を盛り込んでいただきたい。	(追加) 「 <u>1 第四次北谷町総合計画の成果と課題</u> 」	(資料編として追加)
これまでの総合計画の総括が必要だと思う。町民にとって分かりやすくするために、過去の計画における積み残しなどについても記載してはどうか。		

全体的な意見		
<ul style="list-style-type: none"> 誤字脱字や文章の体裁、根拠データや数字について、再度、確認をお願いしたい。 この計画は多くの町民が手にするものなので、できるだけ平易な表現にすべきだと思う。 		

8 第五次北谷町総合計画審議会答申（前期基本計画）

北総審26第 1 号
平成26年6月30日

北谷町長 野国 昌春 様

北谷町総合計画審議会
会長 富川 盛武

第五次北谷町総合計画「前期基本計画」（案）について（答申）

平成25年1月22日付北企24第4960号で諮問のあったこのことについては、北谷町総合計画審議会の意見は別紙のとおりです。

9 第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧

第五次北谷町総合計画 審議会意見一覧

前期基本計画

まちづくりの目標2 「夢が生まれ活気あふれる元気なまち」		
施策6 観光業の振興 施策の方向性①観光推進体制の構築		
意見	修正案	備考
<p>今後、さらに外国人観光客を引き込むため、「国際リゾート」としての位置づけの文言も加えていただきたい。</p>	<p>(追加) また、外国人への多言語対応をはじめ多様化する観光ニーズに対応しながら多角的な観光振興を行い、<u>外国人観光客を引き込むことで、国際的に認知される観光リゾート地の形成を目指します。</u> ②多様な媒体を活用した観光情報の発信 また、国内外からの観光客の誘客を図るため、北谷町観光協会等と連携を図るとともに、様々な媒体や手法を活用した観光プロモーション活動を展開します。 ③観光客の誘客につながる新規イベント等の開催・支援 地域に賑わいを創出するための新規イベントの開催・支援を行い、<u>国内外からの観光客の誘客につなげます。</u></p>	

まちづくりの目標4 「誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち」		
施策20 町営住宅の整備 施策の方向性③住宅確保配慮者に対する支援		
意見	修正案	備考
<p>「母子及び寡婦福祉法」に基づき、母子家庭への配慮を増進させるため、「母子家庭」という文言を加えていただきたい。</p>	<p>(修正なし)</p>	<p>町営住宅への優遇申込者等については、「障がい者世帯」、「寡婦・寡夫世帯」、「DV被害者世帯」、「生活保護世帯」、「老人世帯」、「引揚者」、「ハンセン病療養所入居者等」を対象としている。母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭」についても、「寡婦・寡夫世帯」で対象者を補完しているため、母子家庭への配慮について充足していると考えられる。</p>
施策21 道路・交通ネットワークの充実 施策の方向性①町内道路ネットワークの整備		
意見	修正案	備考
<p>近年では、本町の道路行政は滞っているように感じる。住民の利便性を向上させるため、既存市街地とのアクセス道路の整備を推進するような内容に整理してほしい。</p>	<p>(追加) ①町内道路ネットワークの整備 「北谷町都市計画マスタープラン」に基づき、<u>利用者の利便性、快適性及び安全性を向上させるため、計画的な町道の整備及び改良を行うとともに、西海岸歩行者ネットワークの</u></p>	

	整備を推進します。 【施策に関連する主な取り組み】 ・計画的な道路の整備及び改良	
--	--	--

まちづくりの目標5 「自然とともに生きるまち」		
施策30 環境衛生の向上 施策の方向性②ハブ被害防止等の推進		
意見	修正案	備考
「環境衛生の向上」という施策には、施策の方向性の対象が、「ハブ」に特定し過ぎている。もっと大きな枠組みで表現し、柔軟に対応できるように内容を整理して欲しい。	(追加、修正) ②ハブ被害防止及び害虫防除等の推進 ハブ等による被害防止を図るため、ハブ等の捕獲に取り組むとともに、あき地の適正管理、一斉清掃の実施等により生息域の解消に努めます。 また、害虫等による被害を防ぐため、自然環境に配慮した <u>防止</u> ・駆除を行います。	環境衛生の向上に関連する施策として、それぞれ施策19、20、21、22、23、24、25、26、28、29に記載しているため、ハブ等に特定した記載となっているが、施策全体で柔軟な対応を目指す。

まちづくりの目標6 「豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち」		
施策33 義務教育の充実 施策の方向性⑤特別支援教育の充実と困窮世帯等の就学支援		
意見	修正案	備考
「適切な指導」とあるが、その前段として先生方への「適切な研修」を行うというような内容にするべきではないか。	(修正なし)	目指す姿において、「学校、保護者、地域社会、関係者が教育におけるそれぞれの役割を明確にするとともに、～」という記載がある。「児童生徒に対する適切な指導」の前提である「先生方への適切な研修」も、それぞれの役割の中で対応していく。
施策36 文化財の保全と文化の振興 施策の方向性①、②、③		
意見	修正案	備考
沖縄に昔からあった「絆や命・自然を大切にす文化の価値観や心」が消えてしまっていることが危機である。これを蘇生させることも文化の保存継承に繋がるはずである。そういう意味、趣旨を施策に活かしていただきたい。	(修正なし)	施策36は固有文化財に特化した施策となっているが、「施策39 コミュニティ活動の充実」に、絆やふれあいを深めていく施策が記載されている。双方の施策にて補完することで、大きな枠組みでの文化の保存継承に繋げる。

1) 協働のまちづくり		
施策 40 情報共有の推進 施策の方向性①、②、③		
意見	修正案	備考
近年では、個人や学校の悪口を掲載する学校裏サイトがあるが、それらへの対応等が非常に難しい。情報共有の推進も必要だが、生徒等を地域で守るため、「情報化時代の中で情報の安全性を期する」ということが必要になるのではないか。	(修正なし)	ITに関しては、行政、教育分野等、様々な分野での対応となる。行政がどのように関与できるのかなど、今後、個別計画において検討していきたい。

<p>その他各委員からの要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成に関連して、教育委員会を中心に具体的に対応できる施策を実施していただきたい。 ・若年層の失業率が高いため、就業前教育の実施も重要だと考える。検討をお願いしたい。 ・ソーシャルワーカー等の活用に関連して、施策が確実に実現できるような体制整備をお願いしたい。 ・男女混合名簿を是非とも導入していただきたい。 ・国際大学の誘致に関連して、将来的に、国際的な交流を目的とした施設を整備していただきたい。 ・前期基本計画と個別の施策・事業等を結び付け、その進捗状況等の町民へのわかりやすい周知方法等を検討していただきたい。 ・北谷町では地域福祉計画がまだ策定されていないため、策定に前期基本計画を活かしていただきたい。 ・総合計画の評価に審議会委員も関われるような仕組みがとれるのか、検討していただきたい。 ・住民の自治会への加入率が下がっているため、行政と一緒に連携して改善していきたい。

10 まちづくり町民会議提言書(第Ⅰ～第Ⅳ部会)

○まちづくり町民会議提言書(第Ⅰ～第Ⅳ部会)

※一部抜粋

第Ⅰ部会(都市基盤、生活環境、自然環境、産業)

<自然とともに生きる誰もが住みたくなるまち>

- 提言1: 住宅地・商業地など各地区が役割分担をしながら、自然を身近に感じられるまちづくり
- 提言2: 緑と花でいっぱいの歩いて楽しいまちづくり
- 提言3: 県内屈指の人気スポットになりうる公園づくり
- 提言4: 環境に配慮したまちづくり
- 提言5: 誰もが外出しやすまいまちづくり
- 提言6: 外国人もまちづくりの一員とするための取組

<夢を生み出す元気なまち>

- 提言1: おしゃれでワクワク楽しい西海岸地区
- 提言2: 子どもも高齢者も外国人も楽しめる商店街づくり
- 提言3: 誰もが何度でも行きたくなるオンリーワンの観光地・北谷
- 提言4: 元気な事業者が集まり新しい産業を生み出すまちづくり

- 1 -

第Ⅱ部会(防災・福祉・子育て・健康)

<防災力の高い安心・安全なまち>

- 提言1: 災害時の避難場所・避難ルートの確保
- 提言2: 災害に強い地域コミュニティづくり

<色々々様で支え合うまち>

- 提言1: 地域での支え合いに取り組み新たな福祉ネットワークの構築
- 提言2: 気軽に話し合ったり、相談できる身近な活動拠点づくり
- 提言3: ボランティアの絶野を広げる取組の充実
- 提言4: 福祉サービスに繋ぐための仕組みの充実

<誰もが住み続けることのできる、人にやさしいまち>

- 提言1: ライフステージに応じた継続的な支援を行える福祉のまちづくり
- 提言2: 公共施設などを結ぶ移動手段の多面的な検討
- 提言3: バリアフリーのまちづくり・歩いて暮らせるまちづくり

<安心して子育てできるまち>

- 提言1: 待機児童の解消及び保育の質の担保・向上
- 提言2: 特別支援教育の充実
- 提言3: 沖縄で一番「親子・多世代が楽しめる」世代間交流のできる公園づくり

<心身が健康で幸福が実感できるまち>

- 提言1: 生活習慣病予防・健康づくり活動に町民ぐるみで取り組むまち
- 提言2: 心の健康づくりへの取組の充実

- 2 -

第Ⅲ部会(協働、行財政運営、平和、男女共同参画)

<夢ひろがる、心かよふ、人つながる協働のまち・北谷>

- 提言1: オール北谷でまちづくり
- 提言2: 温故創新[®]なまちで協働を支えるコミュニティの強化
(※温故創新とは古きを知り、学び、新しいものを創造すること)
- 提言3: ハイセンスなまち北谷で商工・観光・行政との連携による協働を実現
- 提言4: パタフライコラボレーション[®]で町民の活用と育成を実現!
(※蝶の羽ばたきが、いずれはハリケーンを巻き起こす!)

<町民みずからつくる健全なまち北谷>

- 提言1: 地域経営力を発揮し、適正な行財政運営をすすめる
- 提言2: 議員の意識改革と議員の頑張りを評価する仕組みづくり
- 提言3: シンプルでわかりやすい情報提供と町民との情報共有の強化

<平和の心を育み、継承していくまち北谷>

- 提言1: もっと平和について考え、平和を希求する取組をすすみましょう!
- 提言2: 町民一体となって取り組む平和イベントの開催
- 提言3: 誰もが平和の意識を高める平和の拠点づくり

<愛に満ち、個性が輝くまち北谷>

- 提言1: 企業と行政が男女平等で楽しくコラボ
- 提言2: 「イクメン」と「くるみん」で子育て支援のアピール

(町議会に対する提言「町民に身近な議案をめざそう」)

- 3 -

第Ⅳ部会(教育、文化)

<町民が教育に高い関心を持つ、「学びのまち・北谷」>

- 提言1: 「学びのまちづくり条例」、「学びのまち・北谷宣言」
- 提言2: 教育環境の再構築

<子どもが創るみんなのまち>

- 提言1: 子ども議会の設置
- 提言2: まちの将来を担う子どもの役割づくり

<生きる力を学べる、幸福度うちな-No.1のまち>

- 提言1: 年配者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 提言2: 地域リーダーの育成
- 提言3: 町民みんなで作るきれいなまち
- 提言4: 一人一役のまちづくり

<公民館が地域をつなぐまち>

- 提言1: 公民館の役割の再構築
- 提言2: 情報発信方法の工夫

<文化が重なるまち>

- 提言1: 失った文化の再現、復活
- 提言2: 文化アピールや学習のできる機会づくり
- 提言3: 文化・芸術を活かしたまちの魅力づくり

- 4 -

12 第五北谷町総合計画策定委員会委員

	氏名	役職名等	任期
委員長	神山 正勝	副町長	平成25年12月1日～ 平成27年11月30日
委員	謝花 良継	総務部長	〃
委員	松田 つや子	住民福祉部長	〃
委員	仲地 勲	建設経済部長	〃
委員	比嘉 良典	教育次長	〃
委員	佐久本 盛正	総務課長	〃
委員	与儀 司	福祉課長	〃
委員	西田 由紀	子ども家庭課長	〃
委員	伊波 興繁	保健衛生課長	〃
委員	根間 朝弘	経済振興課長	〃
委員	仲宗根 義寛	都市建設課長	〃
委員	照屋 一博	施設管理課長	〃
委員	鉢嶺 宗則	教育総務課長	〃
委員	徳村 永盛	学校教育課長	〃
委員	比嘉 敬文	社会教育課長	〃

※役職名等は、平成25年度末現在

11 第五北谷町総合計画審議会委員

	氏名	役職名等	任期
会長	富川 盛武	沖縄国際大学産業情報学部教授 沖縄県振興審議会副会長	平成25年1月1日～ 平成26年12月31日
副会長	照屋 キヨ子	北谷町社会福祉協議会会長	〃
委員	米須 義明	北谷町商工会会長	平成25年6月1日～ 平成26年12月31日
委員	照屋 敏子	北谷町老人クラブ連合会副会長	平成25年1月1日～ 平成26年12月31日
委員	砂川 憲平	北谷町自治会長連絡協議会	〃
委員	源河 朝明	(公社)北谷町シルバー人材センター理事長	〃
委員	喜友名 朝孝	北谷町軍用地等地主会会長	〃
委員	山内 優子	北谷町男女共同参画会議議長	〃
委員	元田 徹	北谷町観光協会会長	〃
委員	仲本 台起	北谷町PTA連合会会長	〃
委員	津嘉山 信行	北谷町社会教育委員会	〃
委員	玉城 光子	北谷町まちづくり町民会議 第I部会	〃
委員	福嶋 宏行	北谷町まちづくり町民会議 第II部会部会長	〃
委員	平安 常幸	北谷町まちづくり町民会議 第III部会部会長	〃
委員	江川 毅	北谷町まちづくり町民会議 第IV部会部会長	〃

※役職名等は、平成25年度末現在

13 第五北谷町総合計画策定部会委員

専門部会	所属課	職名	氏名
第I部会(10名) ○まちづくりの目標6 『産業・経済』 ○まちづくりの目標7 『街づくり』 ○まちづくりの目標8 『環境・自然』	経済振興課	農林水産係係長	仲松 明
	〃	商工労働係係長	喜友名 恵一
	〃	観光振興係係長	伊波 孝規
	〃	建設係係長	仲村 健
	〃	計画係係長	鉢嶺 宗則
	〃	管理係係長	仲村 卓郎
	〃	下水道係係長	松田 茂正
	〃	施設係係長	健一 健一
	〃	教育総務課	稲嶺 盛和
	〃	保健衛生課	屋良 朝史
第II部会(10名) ○まちづくりの目標2 『防災・防犯』 ○まちづくりの目標5 『福祉・子育て・健康』	総務課	行政係主任主事	仲宗根 清雄
	〃	文化事業係係長	比嘉 敬文
	〃	高齢者福祉係係長	与儀 司
	〃	児童福祉係係長	前原 さゆり
	〃	母子保育所係係長	大城 トモ子
	〃	健康係係長	大城 智子
	〃	国民健康保険係係長	大城 朝乃
	〃	健康指導担当主査	比嘉 昌海
	〃	国民年金係係長	寛山 淳
	〃	住民課	仲地 桃子
第III部会(10名) ○まちづくりの目標1 『協働・コミュニティ』 ○まちづくりの目標3 『平和・跡地利用・国際交流』 ○計画実現のために	町長室	秘書係主任主事	仲村 隼 綾子
	〃	法制執務担当主幹	屋良 泰子
	〃	行政係係長	宮里 泰明
	〃	社会福祉係係長	仲村 祐歌
	〃	広報係係長	宇良 留美子
	〃	財政係係長	伊波 興勇
	〃	情報政策係係長	兼城 泰志
	〃	納税係係長	與那覇 武
	〃	計画係主任技師	古謝 哲郎
	〃	施設係主任主事	上地 勝樹
第IV部会(10名) ○まちづくりの目標4 『教育・文化・スポーツ』	総務課	管財係係長	浜元 盛仁
	〃	総務係係長	池原 誠
	〃	区画整理係係長	名幸 清吉
	〃	指導主事	米田 大作
	〃	学校教育係係長	鉢嶺 明美
	〃	学校教育担当主査兼指導主事	照屋 美恵子
	〃	文化係係長	米須 健
	〃	社会体育係係長	比嘉 司
	〃	社会教育係係長	玉城 礼子
	〃	町立図書館	安仁屋 典子

※任期は、平成23年9月1日～平成25年8月31日

○は、まちづくり町民会議委員

14 第五北谷町まちづくり町民会議委員

専門部会	氏名	行政区	任期
第I部会 (都市基盤、生活環境、自然環境、産業)	玉城 光子	桃原区	平成23年9月1日～ 平成25年8月31日
	工藤 時雄	栄口区	〃
	川島 素乃子	北前区	〃
	田中 豪	謝苅区	〃
	時任 純孝	在 勤	〃
第II部会 (防災、福祉、子育て、健康)	勝見 悦典	美浜区	〃
	米須 清徳	北玉区	平成23年9月1日～ 平成24年9月31日
	與那覇 由美子	上勢区	平成23年9月1日～ 平成25年8月31日
	瑞慶覧 カツ子	栄口区	〃
	神谷 牧人	上勢区	〃
	阿嘉 よね子	桃原区	〃
	福嶋 宏行	宮城区	〃
	友利 勉	美浜区	〃
	屋宮 隆道	在 勤	〃
	仲村 元	謝苅区	〃
第III部会 (協働、行政推進、平和、男女共同参画)	平安 常幸	上勢区	〃
	仲宗根 真	在 勤	〃
	中村 任子	北前区	〃
	高坂 清加	北玉区	平成24年4月1日～ 平成25年8月31日
	江川 毅	美浜区	平成23年9月1日～ 平成25年8月31日
第IV部会 (教育、文化)	太田 さとみ	宮城区	〃
	中村 晴恵	桑江区	〃
	仲宗根 亮	上勢区	〃
	大城 美和子	桑江区	〃
	島袋 由香	在 学	〃

15 第五次北谷町総合計画策定の経緯

期 日	内 容
平成23年 5月	地方自治法の一部改正による市町村の基本構想策定義務の概廃
7月 7日	庁議決定（第五次北谷町総合計画の策定方針について）
9月16日	第1回北谷町総合計画策定委員会 （第五次総合計画策定の基本方針について）
9月16日	第1回北谷町総合計画策定部会 （第五次総合計画策定の基本方針について）
9月29日	第1回北谷町まちづくり町民会議（委嘱状交付式）
10月11日	第2回北谷町まちづくり町民会議
10月25日	第3回北谷町まちづくり町民会議
11月 8日	第4回北谷町まちづくり町民会議
11月22日	第5回北谷町まちづくり町民会議
12月13日	第6回北谷町まちづくり町民会議
12月20日	第7回北谷町まちづくり町民会議
平成24年 1月10日	第8回北谷町まちづくり町民会議
1月24日	第9回北谷町まちづくり町民会議
1月31日	第10回北谷町まちづくり町民会議
2月14日	第11回北谷町まちづくり町民会議
2月27日 ～ 2月29日	第12回北谷町まちづくり町民会議
3月12日 ～ 4月 4日	第13回北谷町まちづくり町民会議
4月10日	第14回北谷町まちづくり町民会議
5月 8日	第15回北谷町まちづくり町民会議
5月25日	第16回北谷町まちづくり町民会議
6月 9日	「対話」と「協働」でわったーまち北谷づくり（フォーラム）
12月 6日	第2回北谷町総合計画策定委員会
12月13日	第3回北谷町総合計画策定委員会
12月26日	第4回北谷町総合計画策定委員会
平成25年 1月11日	第2回北谷町総合計画策定部会（全体会議）
1月22日	第1回北谷町総合計画策定審議会
2月 7日	第Ⅲ部会・第1回北谷町総合計画策定部会
2月 7日	第Ⅳ部会・第1回北谷町総合計画策定部会
2月 8日	第Ⅰ部会・第1回北谷町総合計画策定部会
2月12日	第Ⅱ部会・第1回北谷町総合計画策定部会

期 日	内 容
2月19日	第Ⅰ部会・第2回北谷町総合計画策定部会
2月19日	第Ⅲ部会・第2回北谷町総合計画策定部会
2月21日	第Ⅱ部会・第2回北谷町総合計画策定部会
2月22日	第Ⅳ部会・第2回北谷町総合計画策定部会
2月26日	第2回北谷町総合計画審議会
3月26日	第17回北谷町まちづくり町民会議
3月28日	北谷町総合計画条例の制定
4月 9日	第5回北谷町総合計画策定委員会
4月18日	第6回北谷町総合計画策定委員会
4月25日	第7回北谷町総合計画策定委員会
5月14日	第3回北谷町総合計画審議会（第五次北谷町総合計画 諮問）
5月28日	第4回北谷町総合計画審議会
6月 6日	第8回北谷町総合計画策定委員会
6月18日	第5回北谷町総合計画審議会
7月11日	第6回北谷町総合計画審議会
7月18日	第7回北谷町総合計画審議会
7月23日	第五次北谷町総合計画【序章・基本構想案】 答申
7月30日	第9回北谷町総合計画策定委員会
8月 6日	第10回北谷町総合計画策定委員会
8月12日	庁議決定【序章・基本構想】
9月10日	第五次北谷町総合計画基本構想案 議案提出
9月26日	第五次北谷町総合計画基本構想案 原案可決
12月12日	第11回北谷町総合計画策定委員会
12月25日	第12回北谷町総合計画策定委員会
平成26年 1月16日	第13回北谷町総合計画策定委員会
2月 5日	第14回北谷町総合計画策定委員会
2月20日	第15回北谷町総合計画策定委員会
3月20日	第16回北谷町総合計画策定委員会
4月21日	第9回北谷町総合計画審議会
6月30日	第五次北谷町総合計画【前期基本計画案】 答申
7月 1日	第17回北谷町総合計画策定委員会
8月 5日	庁議決定【前期基本計画】

16 用語解説

ページ	用語	用語の解説
2	リーマン・ショック	米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻とその副次的な影響により世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事を指す。
	地方分権一括法	1999(平成11)年7月に成立し、2000(平成12)年4月から施行された。第一次地方分権改革の集大成として、地方自治法をはじめ、475本もの法律が一括して改正されたことから、「一括法」という略称で呼ばれている。もっと地方の力を強くしよう、という目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくするというねらいから設けられた。
	協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
	沖縄 21 世紀ビジョン	沖縄の将来像(2030年)を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想。
3	計画策定(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action) サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。
	沖縄 21 世紀ビジョン基本計画	沖縄 21 世紀ビジョンで示した県民が望む将来像を実現するため、平成 24 年 5 月 15 日に沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画(平成 24 年度～平成 33 年度))を策定した。
4	北谷間切	沖縄における、琉球王国時代の行政区分のひとつで、古い時代からの近世・近代までの行政区画単位。今の町や村にあたる。
	若夏国体	沖縄の祖国復帰を記念して翌年、1973年に開かれた沖縄特別国民体育大会。沖縄では初めての全国規模のスポーツ大会でもあった。
5	ハンビー飛行場	米軍の沖縄本島占領後、キャンプ瑞慶覧の一部、ハンビー飛行場として設営された。
	メイ・モスカラ射撃訓練場	町制移行とほぼ同じ時期に返還されたこの施設は、沖縄本島中部・北谷町の南西部、東シナ海に面した地域に位置し、在沖米海兵隊の射撃場などとして使用されていた。メイモスカラ射撃場地区があった西海岸側の埋立事業が進められ、誕生した「美浜地区」に、都市型リゾートの形成を目指した「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」が計画され、現在では、レジャー・娯楽施設、レストラン、大型ショッピングセンター等が立ち並び、近隣市町村の人々や県外からの観光客などで賑わいを見せている。
	キャンプ桑江北側地区	本町のほぼ中央部にあり、面積約 68ha の規模。
	日米安全保障協議委員会	日米安全保障条約第 4 条に基づき、1960 年(昭和 35)1 月 19 日の岸首相・ハーター国務長官の往復書簡によって設置された委員会で、日米安保関係の最高の協議・議決機関。日米安全保障協議委員会は重要な節目に開かれ、これまで日米防衛協力指針(ガイドライン)見直しや沖縄米軍基地の整理・縮小に関する日米特別行動委員会(SACO)合意などが行われた。
7	国際教養力	世界の文化や歴史、政治・経済、グローバルイシューなどの国際教養をしっかりと学び、教養分野の知識と同時に語学力を磨く。
	世界のウチナーンチュ大会	琉球移民を先祖に持つ世界の外国人(琉系外国人)が、数年に1度沖縄県に集う祭り。
	フロントランナー	先頭を走る人、リードしている人。

ページ	用語	用語の解説
7	海外移住者子弟	海外で移住している子供や弟。転じて、年若い人。年少者。
	グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域等の境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象である。
	世界水準の「知の拠点」	物事を見抜く力、理解する能力、教育・研究・社会貢献を進めることで、地域再生・活性化の拠点となること。
8	国際化	複数の国家が相互に結びつきを強め、相互に共同して行動したり、互いに経済的、文化的に影響をあたえあう事象全般をさす。
	欧州債務危機	ギリシャの財政問題に端を発する債務危機が南欧→ユーロ圏→欧州へと広域に連鎖した一連の経済危機。
	非正規雇用	一般的には正規雇用ではない人。また、非正規雇用とは正社員としての雇用形態以外で働く形態をさす。
	新成長戦略	日本経済の回復・成長に向けて、平成 22 年(2010)に民主党政権下で閣議決定された政策方針。
	自立型経済の構築	他からの支配や助力を受けず自らの力で生産活動を調整し組み立てて築くこと。
	沖縄力	発展するアジア諸国との地理的優位性や生物資源の豊富さ等を含めた沖縄の強み。
9	購買人口	買い物に訪れる人の数。
	吸引力指数	商圏都市が商圏内から吸引している人口(吸引人口)が当該商圏都市の行政人口の何パーセントになるかという指数。
	北谷ブランド	特産品、伝統工芸品など、北谷と密接なつながりのあるもの。
10	行政サービス	官公庁や地方自治体などが、国民や住民に提供する各種サービス。
11	沖縄県地域防災計画	災害対策基本法第 40 条の規定に基づいて、沖縄県の防災対策に関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るもの。
	沖縄県防災情報システム	地震、津波、台風、洪水、土砂崩れなどあらゆる自然災害に対応し、被害拡大を最小限にとどめるために防災関係機関が連携し、最善の災害対策を支援するシステム
	沖縄県県民生活センター	暮らしにおける商品・サービスの契約に関するトラブルについての相談、商品・サービスについての品質などについての問い合わせ等、消費生活に関する問題解決へのお手伝いを行う場。
	配偶者等暴力相談支援センター	都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る施設。
	自主防災組織	地域住民が主体となり、地域の災害を防ぐために自主的に結成されている組織。
	災害時要援護者	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人。
12	持続可能な循環型社会の構築	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
	北谷町地球温暖化防止実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、市町村に策定及び結果の公表が義務付けられている計画。
13	クール・ジャパン	日本独自の文化が海外で評価を受けている現象、またはその日本文化を指す言葉。
	沖縄国際アジア音楽祭	「音楽の島 沖縄」のイベントで、音楽を通じた文化交流を目指して、国内外から幅広いジャンルのアーティストが参加する音楽祭。
	沖縄国際映画祭	沖縄県で開催される映画祭。コンセプトは「Laugh & Peace」。

ページ	用語	用語の解説
13	世界エイサー大会	県内外・海外で活躍するエイサー団体とのネットワーク強化を図り、島を想い、命を想い、愛する人を想う「うむい(祈り)」と、飛躍する心で演舞することによって感動を与える「ちむどん(感動)」、新しい自分や新しい仲間との出会いが生まれる「しんかぬちゃー(交流・仲間)」の3つをテーマに開催。世界中のエイサー団とエイサーファンが、一堂に集まる世界的な祭典。
	キャリア教育	将来、子どもたちが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため日々の教育活動を展開すること。
14	特別支援教育支援員	発達障害のある児童などの学習を助けたり、学校生活を支えたりするため、文部科学省が配置を進める支援員。
	住民ニーズ	住民が必要とするもの。要求。
	伊礼原遺跡	沖縄県中頭(なかがみ)郡北谷(ちやたん)町桑江にある集落跡。縄文時代前期の低湿地区と中期から晩期の砂丘区からなる複合遺跡で、南島では生活様式の変遷が追える集落遺跡はほとんどない。また、原産地が特定されるヒスイ製玉や黒曜石製剥片の存在は、当該期の南島と日本列島本土との交流を考えるうえできわめて重要。
	地域共同体	地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体であり、そのうち、地縁的な要素の大きいもの、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
	地縁的なコミュニティ	同じ地域に住むことによってできた縁故関係。地域を基礎とする社会的関係。共同体。
15	地方分権改革推進法	地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした日本の法律。2007年(平成19年)4月1日施行。施行後3年で効力を失う限時法。
	地域主権戦略大綱	「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。 「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。
	沖縄振興特別推進市町村交付金	平成24年度から、国の新たな沖縄振興策の一つとしてソフト事業を対象に沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)が予算化された事業であり、沖縄県や市町村が沖縄振興に資する事業等を自主的に選択し、県や市町村の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的としている。
	地域主権改革	「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」。
19	「経済の核」	物や現象およびその認識の中心に位置するもの。
	グレードの高いまち	レベルの高い、格が高い洗練されたまち。
	北谷力	アジア諸国をはじめとした世界との交流など、北谷町が持つ力。
20	国際的な「知の拠点」	物事を見抜く力、理解する能力、教育・研究・社会貢献を進めることで、地域再生・活性化の拠点となること。
21	コーホート分析	ある特定の集団の行動の変化を、年齢・時代・世代(コホート)の3つの要因に注目して説明する分析手法。

ページ	用語	用語の解説
21	コーホート推計法開放型	コーホート要因法による将来人口の推計において、生存率と出生率、性比に加えて転出入率も考慮したもの。
22	公共の福祉	社会全体に共通する幸福・利益。
	北谷城跡	城の規模は、丘陵の最頂部にあたる中間地点から西側半分の約 250mの範囲を取り囲んで築かれていた。その規模は約 15,000 m ² もある。北側は白比川が並走するため浸食されて、高さ10～20mの崖で、自然の要塞をなしている。南側は、2段の断層からなっているため北側に比べて緩やかになっており、グスクの入り口である正門も南向きとなっている。
23	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする法。
	中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想	沖縄県では、平成 22 年度から、関係市町村、地主会等の協力のもと、広域的な視点からの跡地利用の検討を行い、6施設の連携した跡地利用の方向性を示し、まとめたものである。
26	北谷町民平和の日	終戦後の 1946 年 10 月 22 日、それまで土地を占領され、帰ることの許されなかった北谷村の人々はようやく上勢頭の一部に居住が許され、ゼロからの戦後復興が始まった。北谷町ではこの大事な記念の日を「北谷町民平和の日」と制定した。
	北谷町非核宣言	1985 年3月、北谷町は核戦争から人類の存亡を拒むものとして「北谷町非核宣言」を高らかに謳い、世界最初の被爆国民として、永久に核を否定し、核廃絶と恒久平和のために全力を尽くすことを宣言した。
27	ウォーターフロント	都市の中で、海などの水面に近接した地域。海・川・湖などに面する水際の地帯。
	スポーツ・ツーリズム	プロスポーツなどの観戦や、マラソン、ウォーキングなどのスポーツイベントへの参加を目的とし、開催地周辺の観光とを組み合わせた旅行スタイル。
	文化交流型観光	異なる文化をもった人々が、文化要素の交流と観光を組み合わせた旅行スタイル。
	着地型観光	観光客や旅行者を受け入れる地域が自分たちの持つ観光資源を生かして企画するツアー。
	地場産業	ある特定の地域で伝統的に特産品を製造する産業。
	町民農園	北谷町民を対象とした農園。
	生きがい農業	生きがいとして農業に親しむこと。
	外国大学	日本以外の外国(海外の国・地域)に本拠地を持つ大学で、大学・大学院相当の高等教育課程(プログラム)を日本において提供する学校。
29	公共施設や道路等のバリアフリー化	公共施設や道路等において、障がいのある人を含め、誰もが歩きやすい道路にすること。
30	交通安全施設	道路における交通の安全を確保するために必要な施設。
	歩行者ネットワーク	歩行者がスムーズに目的地へ到着できるようにすること。
	地区計画	住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

ページ	用語	用語の解説
32	生きる力	自分で課題を見つけ自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決するための資質や能力。豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力なども含む。
	有形・無形文化財	有形文化財とは、人類の文化的活動によって生み出された建造物や美術工芸品などの有形の文化的所産を意味する。無形文化財とは、人類の文化的活動によって生み出された音楽や工芸技術などの無形の文化的所産を意味する。
	確かな学力	「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力を育てること。
	豊かな心	「美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性」、「正義感や公正さを重んじる心」、「生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観」、「他人を思いやる心や社会貢献の精神」、「他者との共生や異質なものへの寛容」など、変化の激しい時代を生きていく子どもたちにとって忘れて欲しくないもの。
	健やかな体	運動・食事などバランスのとれた生活をし、健康であること。

第五次北谷町総合計画 基本構想・前期基本計画

夢ひろがる 人つながる とともに生きる

ニライの都市（まち）・北谷

平成26年8月発行

発行：北谷町役場 総務部 企画財政課

〒904-0103

北谷町字桑江 226 番地

電話：(098) 936-1234 (代表)



第五次北谷町総合計画
基本構想・前期基本計画